

第5次三鷹市基本計画

【2024（令和6）年度～2027（令和9）年度】

2024（令和6）年6月

三 鷹 市



第5次三鷹市基本計画の策定に当たって

～「コミュニティ創生と未来への投資」により地域の力と都市基盤の再生を～

このたび、新たな参加と協働の実践によりとりまとめた「三鷹市基本構想」と「第5次三鷹市基本計画」が確定しました。

三鷹市では、昭和30年代から半世紀以上にわたり、先駆的に計画行政を進めてきました。その原動力となったのが、市民の皆様であり、その力があつたからこそ、三鷹市政は持続的に発展することができました。

私が市長に就任してすぐの令和2年3月にとりまとめた「第4次三鷹市基本計画(第2次改定)」では、新たな参加と協働を主要施策に位置づけ、そのあり方について検討を進めました。そして、「基本構想」と「基本計画」を同時並行的に見直すというタイミングをまちづくりの好機と捉え、これまでにない市民参加により、市民の皆様とともに、令和の新時代にふさわしいまちづくりのビジョンを思い描くという壮大な取組をスタートしました。その中心となったのが、「市民参加でまちづくり協議会」、愛称 Machikoe(マチコエ)です。

新型コロナウイルス感染症が猛威を振るう中で、令和3年4月にマチコエを設置し、予想を上回る400人を超える方に参加していただきました。11月には活動の拠点施設を駅前に整備し、活動が本格化しました。コロナ禍で活動が大きく制約される中で、市民が市民の声を聴き、政策提案をまとめるという新たな市民参加の実践を通して、延べ1万人を超えるまちの声が反映された政策提案を受け取りました。改めて、マチコエの活動に携わっていただいた方々に御礼を申し上げるとともに、この出会いを契機に、新たに市政や市民活動に参加していただくことを期待しています。

そうして確定した今回の計画は、20年後の未来を見据えながらも、「まちの声をカタチにして実践する三鷹の新時代！」をまちづくりのビジョンに掲げています。まちの声を市が受け止め、専門的な視点で検討を加えた各施策の方向性や主要事業をとりまとめています。その中で優先課題と位置付けたのが、「コミュニティ創生と未来への投資」です。人間関係の希薄化、高齢化の進展などにより、コミュニティ行政は曲がり角を迎えています。人と人、人と地域とのつながりを通して、地域の力を再生して、誰もが暮らしやすい地域社会を実現していく必要があります。また、激甚化する自然災害や気候変動などにも対応した強固な都市基盤の確立が、安全安心な暮らしを支えていくためには不可欠となります。ソフトとハードを一体としたまちづくりを進めることで、質の高い防災・減災のまちづくりをカタチにする、その思いを新たにしています。

その中核となるのが、未来への投資として進めていく三鷹駅前再開発と国立天文台周辺のまちづくりです。市民の皆様のみならず、多様なステークホルダーがまちづくりに参画することで、地域全体を底上げし、未来を担う次の世代が三鷹市に暮らし続けたいと思うような魅力的な都市をつくりあげていくことが重要です。時は来ました。さあ、みんな、で、「あすへのまち三鷹」の実現に向けた新たな一歩を踏み出しましょう。

令和6(2024)年6月

三鷹市長 河村 孝

目 次

第Ⅰ編 総論

第1章 計画の基礎	3
第2章 まちづくりのビジョン	4
第3章 都市経営のビジョン	6
第4章 人口の将来推計	9
第5章 財政フレーム	16
第6章 第4次三鷹市基本計画(第2次改定)の達成状況	22

第Ⅱ編 各論

1 各論の構成と内容	31
2 施策の体系	32
3 施策の達成度を測る指標	34
第1部 日々の暮らしの基盤となる平和・人権のまち	
第1 平和	38
第2 人権	41
第3 男女平等参画	44
第4 国際化	47
第2部 魅力あふれる活力・にぎわいのまち	
第1 都市農業	50
第2 地域経済	53
第3 都市観光	56
第3部 地域の特性が生きる緑豊かで快適空間のまち	
第1 都市再生	58
第2 道路	61
第3 住環境	64
第4 交通環境	67
第5 緑と公園	70
第4部 生命と暮らしを守る防災・減災・安全安心のまち	
第1 防犯	73
第2 防災・減災	76
第3 消費者保護	79
第5部 持続可能な社会を実現する環境・循環のまち	
第1 環境	81
第2 ごみ処理	84
第3 下水道	86

第6部	誰もが安心して暮らせる健康・福祉のまち	
第1	地域福祉	88
第2	高齢者福祉	91
第3	障がい者福祉	94
第4	生活支援	97
第5	健康増進	100
第7部	個性が輝き笑顔あふれる子ども・教育のまち	
第1	子ども・若者・子育て支援	103
第2	教育	108
第8部	心豊かに生きがいを高める生涯学習・スポーツ・芸術・文化のまち	
第1	生涯学習	113
第2	図書館	116
第3	芸術・文化	118
第4	スポーツ	121
第9部	いきいきと暮らせるコミュニティ・自治のまち	
第1	コミュニティ創生と参加と協働	124
第2	自治体経営と行財政運営	128
第3	デジタル化	132

第Ⅲ編 三鷹市の教育に関する大綱

第1章	基本的な考え方	137
第2章	基本理念	139
第3章	基本目標と施策の方向	141

資料編

第1	三鷹市基本構想	145
第2	三鷹市基本構想及び第5次三鷹市基本計画策定までの主な取組	148
第3	三鷹市基本構想及び第5次三鷹市基本計画策定の経過	152
第4	第5次三鷹市基本計画と個別計画について	154
第5	三鷹市市民参加でまちづくり協議会について	155
第6	三鷹市自治基本条例	156
第7	市の憲章・宣言等	164

第 I 編 總論

計画の基礎

基本計画は、市の最上位計画である基本構想の実現を図るために策定するもので、計画行政を進める指針となるものです。

「あすへのまち三鷹」の実現を基本目標としている基本構想の実現に向け、人口動向や市民ニーズの多様化などを見据え、都市経営の視点を全ての施策の基礎としながら、「高環境」と「高福祉」が調和した持続可能なまちづくりを推進します。

目標年次

計画の目標年次は、2027(令和9)年度です。

対象区域

計画の対象区域は、三鷹市全域です。

ただし、施策の展開に当たっては、社会経済動向や市民生活圏域の広がりなどを勘案し、広域的な視点を持って取組を推進します。

計画人口

本計画の基礎となる三鷹市の人口規模は、2023(令和5)年9月にまとめた『三鷹市将来人口推計』を踏まえ、190,000人とします。

※本計画は、「まち・ひと・しごと創生法」第10条第1項に規定する「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」の内容(目標、基本的方向及び具体的な施策など)も備えていることから、同総合戦略としても位置付けます。

また、本計画は、多様な市民参加により多くの市民意見を反映した計画であるとともに、各施策の推進に当たっては、各分野の有識者等で構成される市民会議・審議会等の参画を得ながら取り組むことにより、同総合戦略の推進組織による審議・検討に代えることとします。

まちづくりのビジョン

～まちの声をカタチにして実践する三鷹の新時代！～

第5次三鷹市基本計画は、2021(令和3)年4月に設置した市民参加でまちづくり協議会を中心とした多層的な市民参加を通して、多くの市民の意見を反映した計画となります。

20年後の未来を見据えながらも、計画期間4年間の実行計画として、「まちの声をカタチにして実践する三鷹の新時代！」を掲げ、未来志向のまちづくりを計画的に進めていきます。

4年後の基本計画策定に当たっても、各施策の進捗状況を反映しながら、市民参加でまちづくり協議会の政策提案を振り返り、市民の声を未来のまちづくりにつなげていきます。

コミュニティ創生と未来への投資 ～地域の力と都市基盤の再生～

行政課題が多様化し複雑に絡み合う中で、魅力あるまちづくりを推進していくためには、将来的な人口減少や人口構成の変化を捉えるとともに、成長管理の考え方を踏まえながら良好な住環境を確保し、人や企業に選ばれる事業展開を図る必要があります。

「施策を推進するための6つの視点」で各施策に横串を刺しながら、優先課題として取り組むべき施策の方向性を「コミュニティ創生と未来への投資」とし、参加と協働を基礎に経営資源の最適化を図りながら、各施策を効果的に展開していきます。

人と人とのつながりは、これからのまちづくりにおいて重要な要素となります。しかし、現在の地域コミュニティは、高齢化の進展や世代間での価値観の違いなど、これまでのような活動の継続が困難になってきています。

人との新たな出会いとつながりは、一人ひとりの生きがいや充実感を生み出し、地域の課題解決の大きな力となります。これまでの半世紀にわたるコミュニティ行政の積み重ねを基礎としながら、コミュニティ・センターや住民協議会の組織のあり方の検討、行政課題や市民のニーズを多様な団体とつなぐ中間支援機能の強化などに取り組みます。また、学校を地域の共有地「コモンズ」として活用し、学校や子どもたちを縁に多様な人財が参画し、連携する、学校を核としたコミュニティづくりを進めます。

地域の課題は、多様化し複雑に絡み合っています。市がコーディネート機能を発揮しながら、全ての市民が健康で心豊かに生活できる地域共生社会の実現、地域産業の活性化などにより、地域の力を再生し、時代に即したコミュニティを創生していきます。

また、少子高齢化の進展、全国的に多発する自然災害、地球温暖化に伴う気候変動、新たな危機として猛威を振るった感染症など、社会情勢の変化を踏まえた課題が顕在化しています。2024(令和6)年1月には能登半島地震が発生し、甚大な被害をもたらしました。そうした中で、高度経済成長期に整備された公共施設や都市基盤の老朽化が進んでおり、順次、更新時期を迎えています。従来機能を踏襲しながらも、複合化・融合化等により、新たな価値を付加するなど、市民の安全安心な暮らしを支える基盤を確立していく必要があります。

各地域の特性やニーズを踏まえながら、ソフトとハードを一体とした面的なまちづくりをカタチとすることで、質の高い防災・減災のまちづくりをめざします。また、脱炭素社会の実現に向けた地球温暖化対策を実行することで、未来を担う次世代に豊かな自然を貴重な財産として引き継いでいきます。

三鷹駅南口中央通り東地区の再開発と国立天文台周辺のまちづくりは、未来への投資における最優先課題です。魅力あふれる都市の創造や市域全体の活性化などにより、都市基盤の再生につなげます。

都市経営のビジョン

将来的な人口減少や人口構成の変化を見据え、多様化、複雑化する行政課題に計画的に対応するとともに、緊急時には機動性を発揮できるよう、以下の6つの視点を持って、「高環境・高福祉のまちづくり」を進める施策を推進します。

◆ 施策を推進するための6つの視点

- ① 「選択と集中」の視点
- ② デジタル技術活用の視点
- ③ 個人情報保護と情報セキュリティの確保の視点
- ④ 多様なパートナーシップによる参加と協働の視点
- ⑤ 行政課題の特性に応じた柔軟な組織体制の視点
- ⑥ 行財政改革の推進と事務の適正化の視点

「選択と集中」の視点

基本構想の政策である「高環境・高福祉のまちづくり」を実現するためには、総合行政の中でバランスを保ちながら、諸施策を効率的、効果的に推進していくことが必要です。しかし、財源が限られている中では、施策の必要性や優先度を見極めながら、「選択と集中」により重点化を図り、経営資源を配分することが重要となります。事業の評価検証を行いながら、持続可能な自治体経営とともに、魅力あるまちづくりを推進します。

デジタル技術活用の視点

デジタル技術は、市民生活や窓口業務をはじめとする市の業務のあり方を大きく変えるための有効なツールとなります。デジタル技術を活用し、業務の標準化や窓口改革などを行い、住民サービスを持続的・安定的に提供することで、職員の負担を軽減するとともに、必要な業務に職員を配置するなど、行政サービスの向上を図ります。また、情報格差やプライバシーに配慮しながら、情報を公開することで民間と連携しながら課題解決を図るなど、誰もが暮らしやすさを実感できる環境を実現します。

個人情報の保護と情報セキュリティの確保の視点

住民情報をはじめとする市が保有する情報は、市民の大切な「財産」であり、情報を適正に保護し、適切に取り扱うことが重要です。デジタル技術が進展し、ネットワーク化が進む中で、セキュリティの確保を徹底してリスクを可能な限り排除することにより、個人情報を含む市の情報をより厳格かつ安全に管理し、市民の安心につなげます。

多様なパートナーシップによる参加と協働の視点

市民ニーズの多様化や複雑化する行政課題へ対応するためには、市民、関係機関及び事業者等との信頼関係を基礎に、まちづくりの目標を共有し、役割分担を明確にながら、それぞれの強みを生かして施策を推進することが重要です。地域ポイントを基盤に、ボランティア活動を活性化しながら、市の政策形成への幅広い参加とともに、事業執行の過程での協働のまちづくりを進め、多様な地域課題の解決を図ります。

行政課題の特性に応じた柔軟な組織体制の視点

目的に応じた施策と組織体制により、専門性を発揮しながらまちづくりを進めることは、平常時において、有効な仕組みです。しかし、時代の潮流が大きく変化し、災害や感染症など、緊急時の対応も求められる中で、速やかに対応していくためには、横断的な体制が不可欠となります。多様な行政課題に迅速に対応するため、臨時的、横断的な組織体制を組み合わせるなど、柔軟な組織運営を進めます。

行財政改革の推進と事務の適正化の視点

最小の経費で最大の効果を得るためには、行財政改革を通して、行政サービスの質と量の最適化を図る必要があります。また、職員一人ひとりが法令を遵守するとともに、正確かつ適正な事務執行を確保し、市民に信頼される市政を実現する必要があります。サービスの質と量の最適化とともに、正確かつ適正な事務執行により、市政への信頼を高めます。

人口の将来推計

市では、2023(令和5)年9月に、同年1月1日の住民基本台帳人口を基準人口として、2050(令和32)年までの将来人口推計を行っています。基本計画は、この推計を基礎にして、政策や施策を立案し、掲載しています。

仮定値の設定

日本国籍市民人口の推計に当たっては、コーホート要因法(注1)により男女別年齢別人口の算出を行うこととし、要因別の仮定値については、国立社会保障・人口問題研究所(以下「社人研」という。)の公表数値を参考としながら、下表のとおり設定しています。

なお、外国籍市民人口については、転入出等の傾向が日本国籍市民と異なることから、コーホート変化率法(注2)により算出しています。

	設定する値	将来の推移
性別年齢別 生残率 (注3)	社人研が公表(2018(平成30)年3月)した三鷹市の「将来の生残率(5年)」から単年の生残率を算出し、原則その値を用いる。	今後の平均寿命の伸びを反映して、生残率は上昇傾向で推移する。
性別年齢別 純移動率 (注4)	社人研が公表(2018(平成30)年3月)した三鷹市の「将来の純移動率(5年)」から単年の純移動率を算出し、原則その値を用いる。	当面は近年の転出入を反映した純移動率で推移するが、徐々にその移動傾向が鈍化する。
女性の年齢 別出生率	三鷹市の2014年～2021年の実績値により求めた合計特殊出生率の近似曲線から将来の合計特殊出生率を推計した。	以下の傾向で推移する。 2024年：1.18 2025～2035年：1.17 2036年以降：1.16
出生児の性 比(注5)	社人研が公表(2018(平成30)年3月)した三鷹市の「0～4歳性比」の値(≒105.2)を用いる。	出生性比 105.2 がほぼ一定で推移する。

(注1)コーホート要因法:出生・死亡・移動に関する仮定値を設定し推計する方法

(注2)コーホート変化率法:人口の変化率に関する仮定値を設定し推計する方法

(注3)性別年齢別生残率:各男女別年齢別の人口が1年後に生残する確率

(注4)性別年齢別純移動率:各男女別年齢別の人口が1後に転入出により増減する割合

(注5)出生児の性比:出生人口の男女比で、出生した男子の女子に対する比率

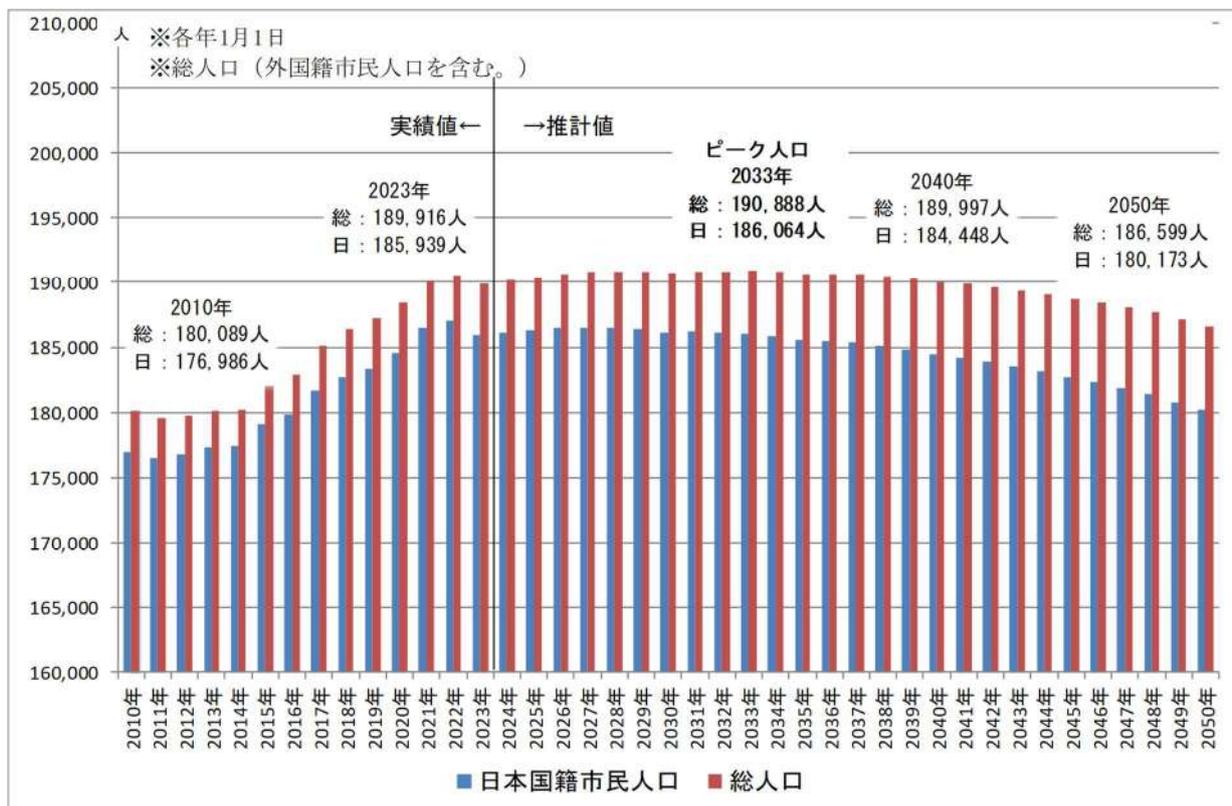
総人口の推計

三鷹市の総人口は、2033(令和15)年に最大(190,888人)となり、その後、徐々に減少に転じるものと見込まれます。

こうした中、高齢者人口は一貫して増加し、2050(令和32)年には60,458人(32.4%)まで増加します。

また、2023(令和5)年時点では、男女ともに50～54歳が最も多く、同年齢階級をピークとする山がありますが、2050(令和32)年には、最も人口の多い年齢階級が75～79歳となり、全体的に高齢者の人口規模が大きくなります。

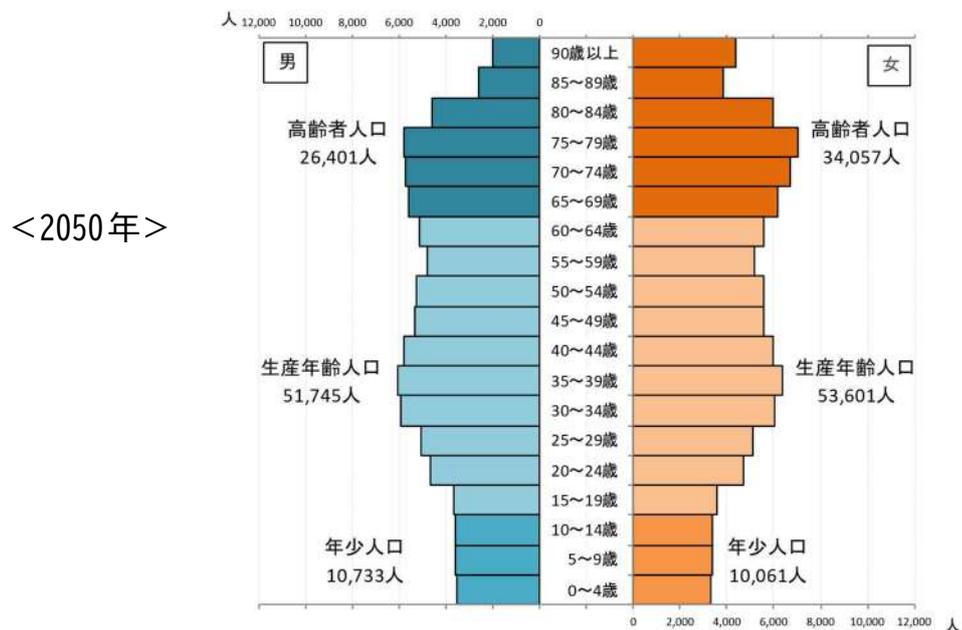
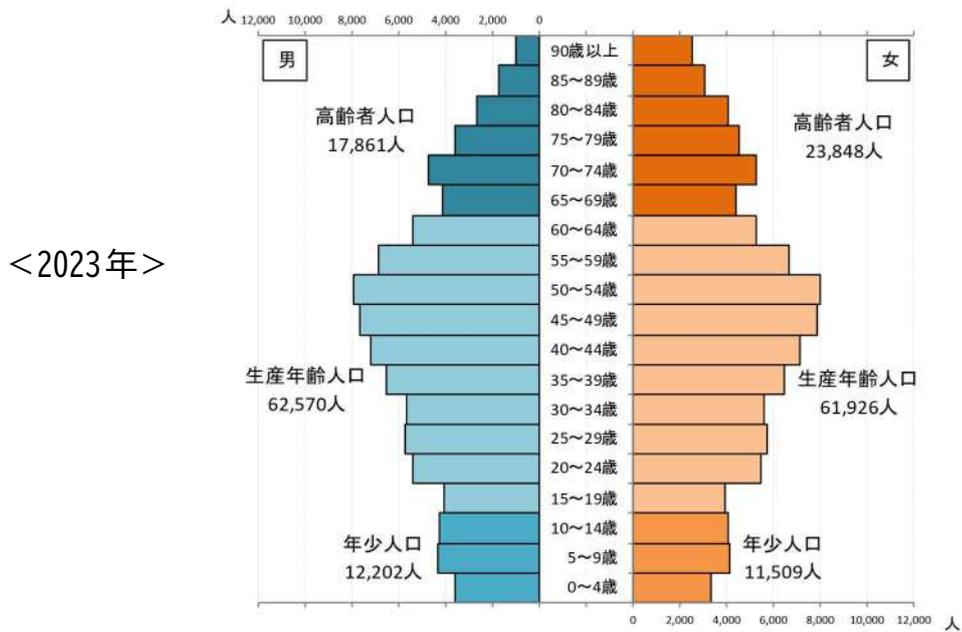
◆ 総人口及び日本国籍市民人口の将来推計（住民基本台帳ベース）



◆ 年齢3区分人口の推計



◆ 人口ピラミッド

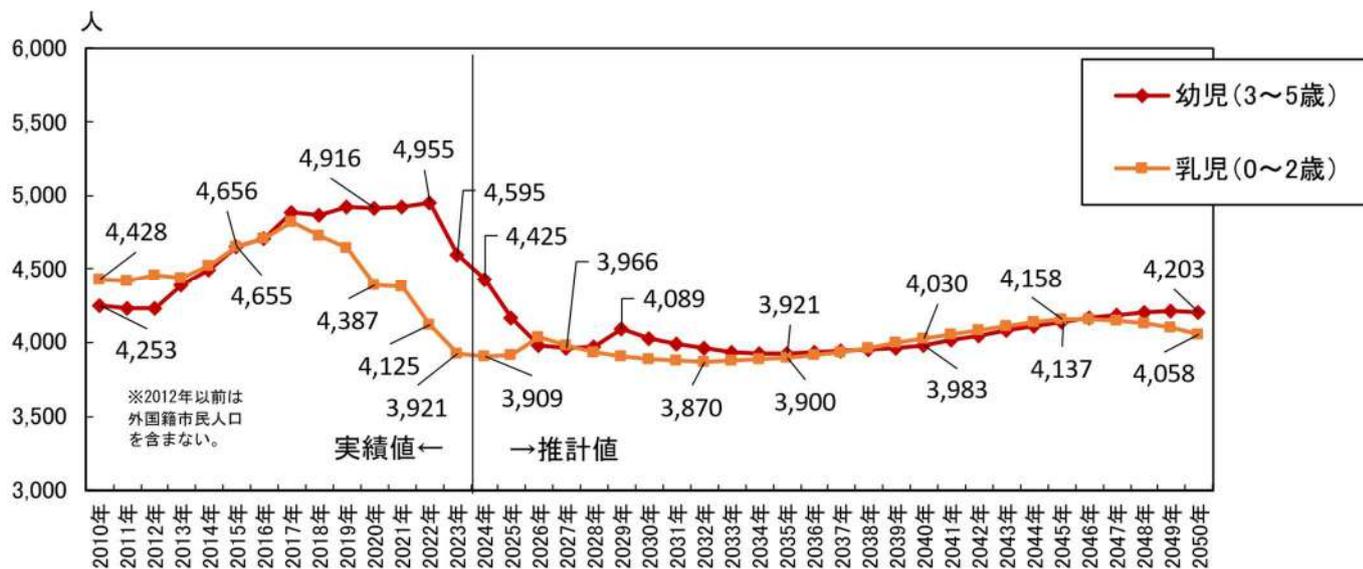


特定年齢人口の推計

(1) 就学前人口(0～5歳)

◆ 特徴

就学前人口は、近年の出生数の減少の影響を受け、当面は減少傾向となりますが、2035(令和17)年から2046(令和28)年までは、出生率の高い女性の年齢階級(25～39歳)の人口増加などの影響を受け、緩やかに増加する傾向を見込んでいます。



(2) 児童数(6～11歳)と生徒数(12～14歳)

◆ 特徴

児童数は、2025(令和7)年の10,117人をピークに、それ以降は減少傾向になると見込んでいます。近年の出生数の減少の影響を受け、2031(令和13)年頃まで大幅に減少しますが、就学前人口に数年遅れて、2040(令和22)年以降は、緩やかに増加する傾向を見込んでいます。

生徒数は、児童数の人口動態を反映し、2029(令和11)年に5,321人とピークを迎え、2036(令和18)年まで減少傾向となりますが、その後はほぼ横ばいの傾向で推移すると見込んでいます。

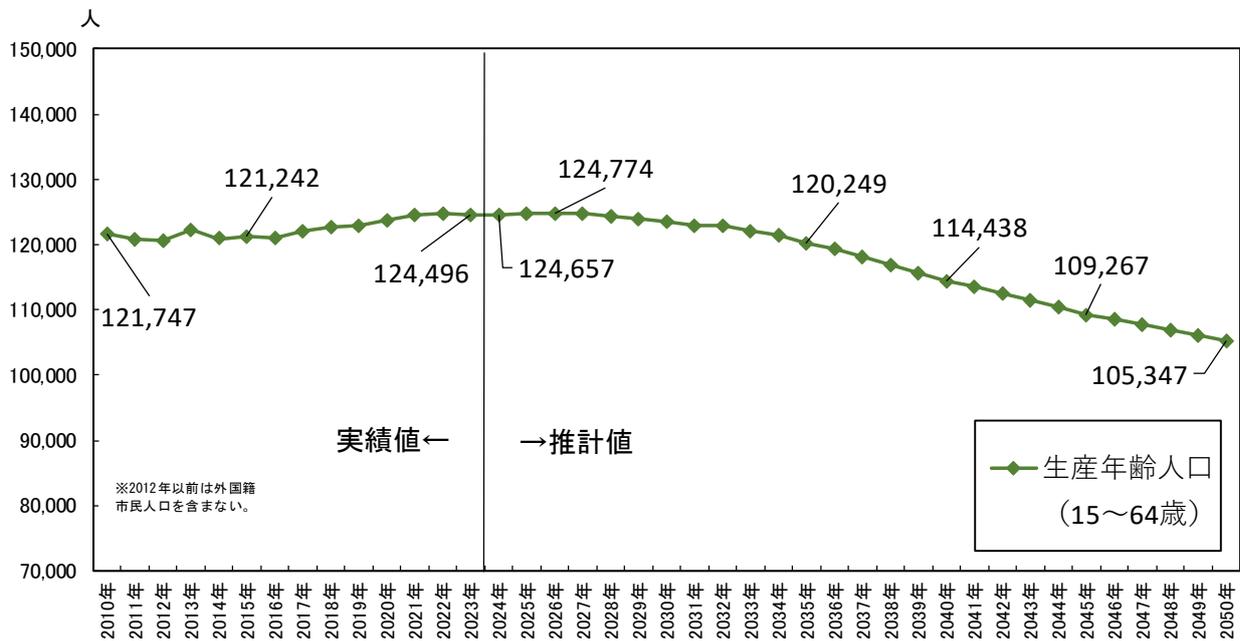


(3) 生産年齢人口(15～64歳)

◆ 特徴

生産年齢人口は、2026(令和8)年の124,774人をピークとして、それ以降は減少するものと見込んでいます。

20歳代前半の転入超過の傾向は鈍化し、また、市内への転入者より、市外への転出者のほうが多い、いわゆる転出超過の傾向にある年齢階級が多くなることから、生産年齢人口総数としては、減少すると見込んでいます。

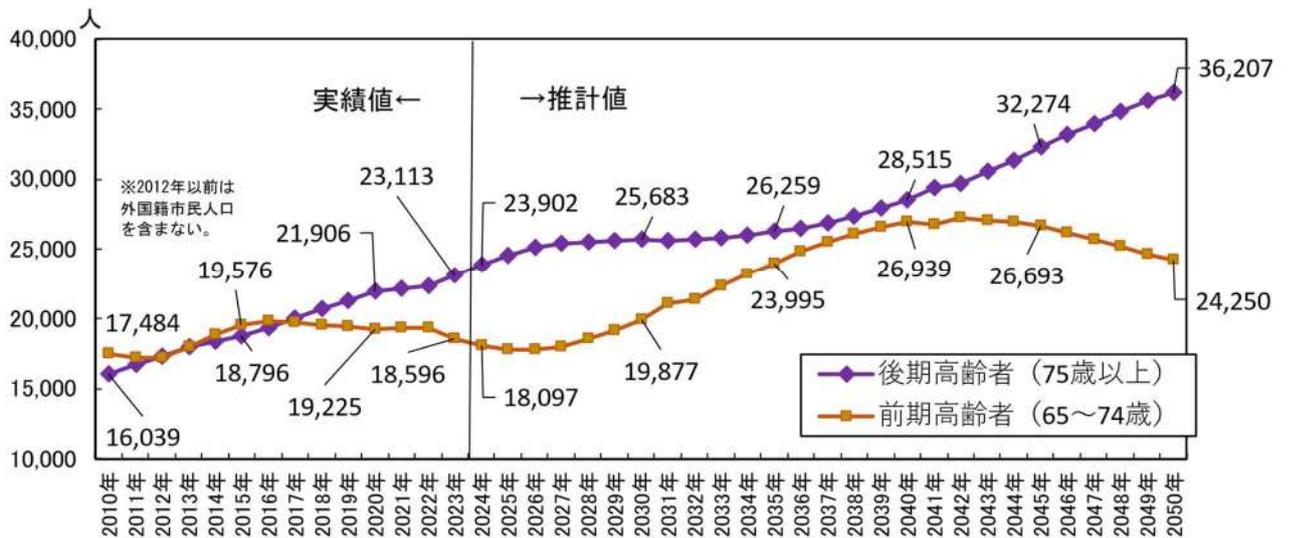


(4) 前期高齢者人口(65～74歳)と 後期高齢者人口(75歳以上)

◆ 特徴

前期高齢者人口は、生産年齢人口(55～64歳)の人口動態を反映し、2042(令和24)年までは増加するものの、それ以降は減少すると見込んでいます。

後期高齢者人口は、2023(令和5)年頃から団塊世代が後期高齢者に移行するとともに、今後の平均寿命の伸びを反映して、増加傾向を見込んでいます。



財政フレーム

本計画の計画期間(2024(令和6)年度～2027(令和9)年度)については、計画に掲げた各事業の実現性を担保した「財政フレーム」として、年次ごとに対応する歳入と歳出を推計しています。また、2028(令和10)年度～2037(令和19)年度については、計画期間後10年間の「財政の見通し」として、市税収入と義務的経費の推計を行っています。国立天文台周辺のまちづくりについては、総事業費における一般財源の上限を100億円と仮定して経費を見込みました(用地費や建設費などの普通建設事業費は、市債の活用を前提として試算しています。)

なお、三鷹駅前再開発事業については、現在事業化に向けた検討を進めていることから本フレームにおいては算入していませんが、詳細が明らかになった段階で今後の財政計画を示していきます。

		計画期間(令和6～9年度)							
		2024 (令和6)年度	構成比	2025 (令和7)年度	構成比	2026 (令和8)年度	構成比	2027 (令和9)年度	構成比
歳入	市税	398億円	47.9%	408億円	49.1%	412億円	48.3%	416億円	46.8%
	国・都支出金	262億円	31.5%	267億円	32.1%	269億円	31.5%	278億円	31.3%
	市債	14億円	1.6%	21億円	2.5%	36億円	4.2%	52億円	5.9%
	その他の収入	158億円	19.0%	135億円	16.3%	136億円	16.0%	142億円	16.0%
	合計	832億円	100.0%	831億円	100.0%	853億円	100.0%	888億円	100.0%
歳出	義務的経費	413億円	49.7%	421億円	50.7%	429億円	50.3%	429億円	48.3%
	人件費	127億円	15.3%	122億円	14.7%	128億円	15.0%	125億円	14.1%
	扶助費	252億円	30.3%	266億円	32.0%	270億円	31.7%	274億円	30.8%
	公債費	34億円	4.1%	33億円	4.0%	31億円	3.6%	30億円	3.4%
	投資的経費	59億円	7.1%	53億円	6.3%	69億円	8.1%	98億円	11.0%
	その他の経費	360億円	43.2%	357億円	43.0%	355億円	41.6%	361億円	40.7%
	合計	832億円	100.0%	831億円	100.0%	853億円	100.0%	888億円	100.0%
期末基金残高		177億円		182億円		182億円		178億円	
市債残高		236億円		225億円		232億円		255億円	

1 市 税

個人市民税については、15歳以上の人口と経済成長率※を勘案した伸びとともに、ふるさと納税の影響を見込みました。法人市民税については、経済成長率を反映した見込みとしています。その他の市税については、2024(令和6)年度見込額と同額としています。

※国の「中長期の経済財政に関する試算」(経済財政諮問会議(令和6年1月22日))で示された、経済がデフレ状況前の期間の平均程度まで高まる「成長実現ケース」における名目GDP成長率の2分の1を用いています。

2 各種交付金等

地方消費税交付金については、これまでの実績による伸びを見込んだほか、暦日要因を反映しました。その他の交付金及び譲与税は2024(令和6)年度見込額と同額としています。

3 人件費

定年の段階的引き上げや職員定数の見込み、給与改定等を勘案して算出しました。

4 扶助費

過去の実績値からの予測値を推計して算出しました。私立認可保育園の運営費については、児童数や入所率を見込んで算出しました。

5 公債費

既借入れの市債、計画期間内の市債の償還費を推計して算出しました。

6 繰出金

国民健康保険事業や介護保険事業などの社会保障施策については、現行制度を前提に給付見込等を勘案して、一般会計からの繰出金を算出しました。

7 投資的経費及びその他の経費

主要事業については、計画期間内における概ね1億円以上の事業費と、事業費に対応した国庫支出金及び都支出金等の特定財源を反映して算出しました。また、物件費については、経済成長を踏まえ一定の増を見込んでいます。

2028(令和10)年度以降の財政見通し

本計画の計画期間となる2024(令和6)年度以降、新都市再生ビジョンに基づく公共施設の更新や主要事業である国立天文台周辺のまちづくりの取組が本格化します。施策を実施するうえで前提となる財政状況において、歳出では将来的な普通建設事業費による市債の借入れを見込んだうえでも公債費が減少傾向にある一方で、人件費や扶助費の増加傾向が続くことから、義務的経費全体では増加基調になるものと推計しています。

歳入では、人口が微減傾向にあるものの、経済成長により市税収入は義務的経費を上回る伸びが見込まれます。

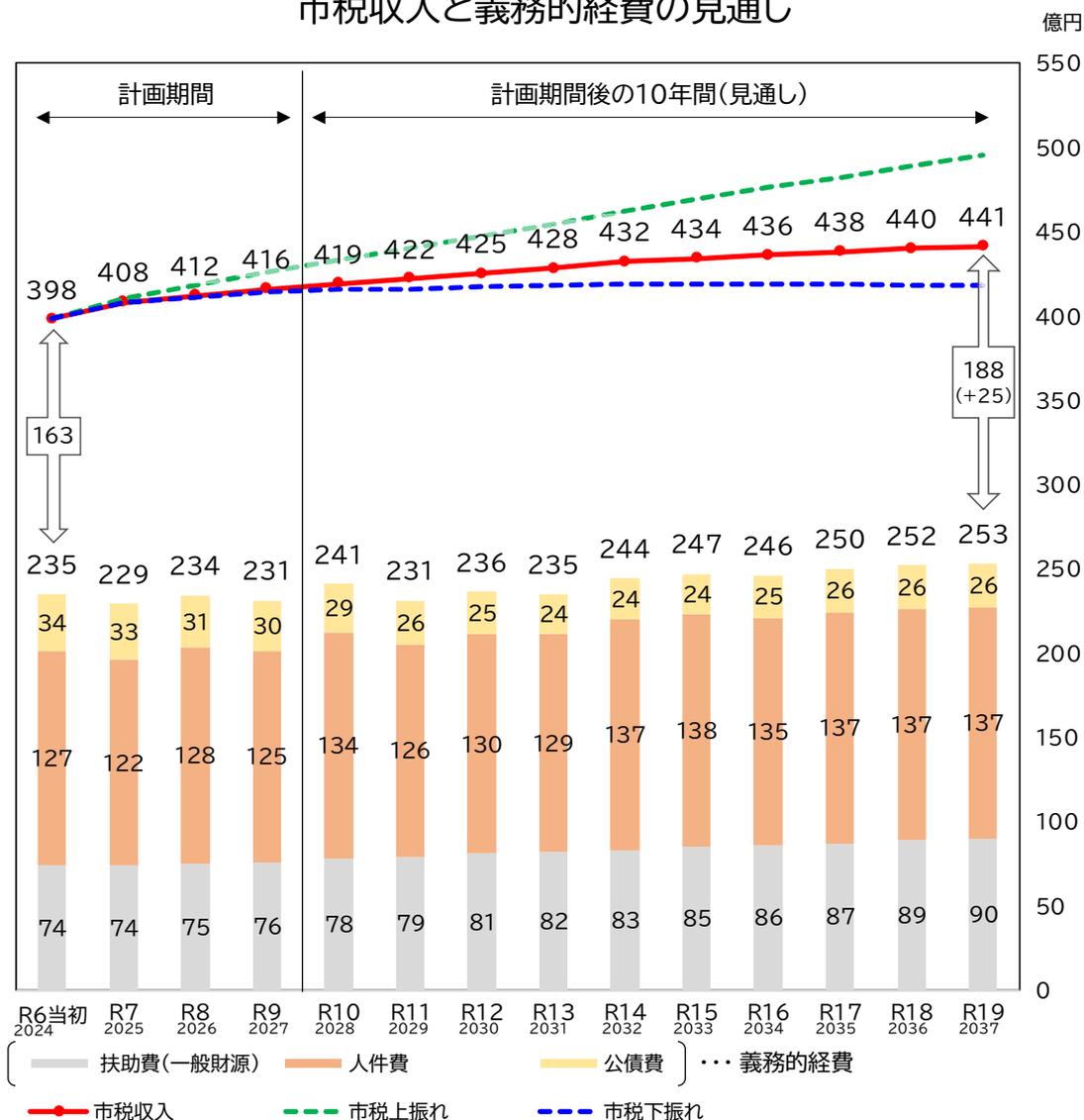
第4次三鷹市基本計画の計画期間の市税収入は、財政フレームの推計値よりも上振れました。このことは、公債費の償還条件を見直しながら三鷹中央防災公園・元気創造プラザに集約した施設の跡地を売却しない計画へと見直す一因となったほか、公債費の繰上償還につながりました。

2028(令和10)年度以降の市税収入については、こうした実績等を踏まえ、財政フレームと同様の「成長実現ケース」における名目GDP成長率の2分の1を用いた試算のほか、「成長実現ケース」を用いた上振れケース、「ベースラインケース」を用いた下振れケースの3パターンを試算する一方、

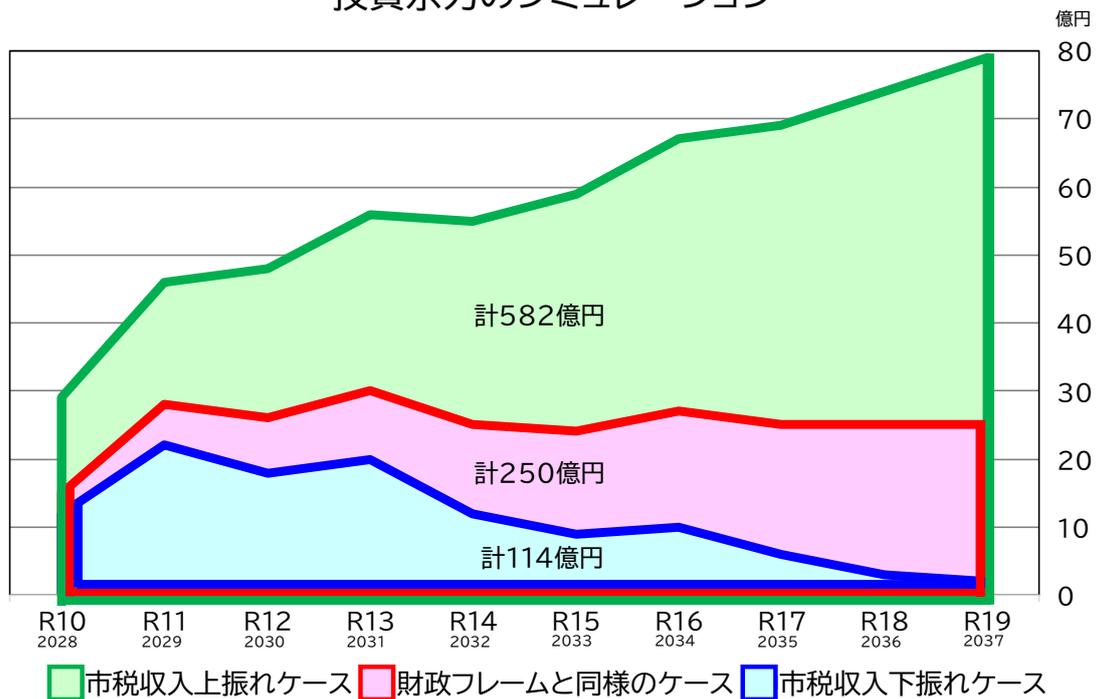
義務的経費を推計し、その差額を用いて、それぞれの投資余力を推計しました。

三鷹駅前再開発事業をはじめとした未来への投資となる大規模事業の実施に当たっては、基金残高や市税収入等の状況を踏まえつつ、市税収入が下振れした場合には、市有地の利活用や行財政改革による財源の確保を図るなど、全体の調整を行っていきます。

市税収入と義務的経費の見通し



投資余力のシミュレーション



※上の図は、2024(令和6)年度の市税収入と義務的経費の差額 163 億円を基準に、2028(令和10)～2037(令和19)年度における各年度 163 億円以上の差額の累積を投資余力として表したものです。

※上記推計には、三鷹駅前再開発事業などの経費は含まれていません。

主要な財政目標の設定

1 財政指標

市は、健全な財政運営を持続するため、具体的な数値目標を以下のとおり設定します。

次の「経常収支比率」、「実質公債費比率」及び「人件費比率」の3指標は、自治体経営の上で地方財政の健全性を診断するための重要な指標とされています。行財政改革の徹底を通して、収入と支出のバランスのとれた、安定した行財政運営の推進を図ります。

区分	新たな目標値	これまでの目標値
経常収支比率	90%台前半に抑制	概ね 80%台を維持 (特殊要因による場合にあっては 90%台前半に抑制)
実質公債費比率	5%を超えないこと	概ね 5%を超えないこと
人件費比率	17%を超えないこと	概ね 20%を超えないこと

※ 経常収支比率…… 人件費、扶助費、公債費等の義務的性格の経常経費に、地方税、地方譲与税を中心とした経常一般財源がどの程度充当されたかをみる、財政構造の弾力性を示す指標

※ 実質公債費比率… 市債の元利償還金の他に、公営企業の公債費に対する繰出金や一部事務組合の公債費への負担金などを算入した、実質的な公債費に充当した一般財源の標準財政規模に対する割合

※ 人件費比率……… 報酬、給料、職員手当等、勤労の対価として支払われる経費の、歳出決算に占める割合

2 基金残高

財政調整基金、健康福祉基金及び子ども・子育て基金については、過去のとりくみ、災害時の備えなどを勘案して、残高目標を定めました。なお、まちづくり施設整備基金については、計画期間内に本格化する国立天文台周辺のまちづくりや今後の三鷹駅前再開発事業などの進捗を踏まえつつ、庁舎等建設基金との調整を含め、残高目標について検討を行っていきます。

基金	新たな目標値	これまでの目標値
財政調整基金	残高 60 億円	残高 50 億円
健康福祉基金	残高 20 億円	残高 20 億円
子ども・子育て基金	残高 20 億円	残高 20 億円

第4次三鷹市基本計画(第2次改定) の達成状況

第4次三鷹市基本計画(第2次改定)全体の達成状況としては、主要事業179のうち、達成が133件、一部達成が46件となっています。以下に、各施策の方向性における達成状況の概要を示します。

1 世界に開かれた平和・人権のまちをつくる

国際化の取組では、多言語翻訳機を窓口に配備したほか、市広報紙の多言語対応、市ホームページのやさしい日本語対応により、相談体制・情報提供の充実を図りました。また、ロシアによるウクライナ侵攻に伴うウクライナ避難民を受け入れ、交流・理解を深める事業を三鷹国際交流協会等と共催で実施しました。

平和事業としては、小学生にも分かりやすい戦争体験談動画の作成や、戦争資料を展示する平和資料コーナーの拡充など、平和への思いを次世代に継承するための普及啓発に取り組みました。人権意識の啓発については、人権擁護委員による人権相談や「子どもたちからの人権メッセージ発表会」などの各種行事等を実施しました。

男女平等参画社会の実現に向けては、啓発誌の発行、講演会、パネル展等の啓発事業や、関係機関との連携による相談対応に継続的に取り組みました。

2 魅力と個性にあふれた情報・活力のまちをつくる

情報環境の整備としては、市民の利便性向上に向けて行政手続のオンライン化の拡充等を進めるとともに、デジタル技術を活用した業務の自動化・

効率化による職員の生産性向上にも取り組みました。また、多摩地域4市による住民情報システムの共同利用により、業務の標準化によるコスト削減を実現しました。

都市型農業の育成としては、農地保全と生産緑地地区の追加指定や貸借等の利用の促進、学校給食への市内産野菜の使用率向上のための支援及び農業祭等による市民と農との触れ合いの場の提供などに取り組み、都市農業の振興を推進しました。

都市型産業の育成としては、ものづくり産業や SOHO 事業者等の操業継続支援などに取り組んだほか、事業資金の融資あっせんや生産性向上補助金等の交付、各種相談への対応など、市内産業の活性化と集積を推進しました。

商業環境の整備としては、商店会が実施するイベントへの支援など地域で楽しみながら買い物ができるにぎわいづくりの活動への支援を行いました。また、三鷹で市民が自ら楽しみ、近隣市からでも足を伸ばして観光客が訪れたいくなるような三鷹ファンづくりを展開しました。

消費生活の向上としては、賢い消費者の育成に向けた消費者教育の充実や消費者啓発を推進するとともに、多様な働き方をサポートするセミナーや面接会の機会創出に努めました。

再開発の推進としては、「三鷹駅前地区まちづくり基本構想」と「“子どもの森”基本プラン」を策定したほか、総合的・政策的に公共施設のマネジメントを行うため、「新都市再生ビジョン」を策定しました。

3 安全とうるおいのある快適空間のまちをつくる

道路の整備では、東京都等と連携を図りながら、都市計画道路の用地取得や特定道路の整備を進め、整備率の拡大を図りました。

緑と水の快適空間の創造としては、「公園・緑地の適切な活用に向けた指針」を策定し、公園緑地の整備や公有地化を進め、緑の保全を図りました。

住環境の改善としては、地区計画制度の活用や、用途地域の見直しなど、都市計画手法を活用し地域特性を生かしたまちづくりを進めました。

災害に強いまちづくりの推進としては、市民ニーズに応じた防災出前講

座の実施や自主防災組織や町会・自治会等への支援を通して、地域の防災力の強化を図りました。また、大規模停電に備えた、蓄電池及び充電用ソーラーパネルや感染症対策資機材等を拡充し、被災者支援対策を強化しました。

都市交通環境の整備としては、コミュニティバスのルート見直しや三鷹駅前の交通環境の改善を図り、三鷹駅前の放置自転車台数の減少に取り組みました。

4 人と自然が共生できる循環・環境のまちをつくる

環境保全の推進としては、市独自の環境マネジメントシステム「みたかE-Smart」を運用し、職員がSDGsの理念を認識して、自らの事務事業の成果と環境への貢献の同時実現をめざす取組を推進しました。また、地球温暖化対策として「新エネルギー・省エネルギー設備設置助成事業」や「ゼロエネルギータウン開発奨励事業」に取り組み、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることをめざす「ゼロカーボンシティ」を宣言しました。

ごみ処理の推進としては、ごみの減量・資源化を進めるとともに、粗大ごみの処理制度を変更し、排出利便性等の向上を図りました。また、し尿等の自区内での安定した処理に向けし尿投入施設を建設しました。ふじみ衛生組合リサイクルセンターの更新に向けて、ふじみ衛生組合と組織市である調布市とともに検討を進め、リサイクルセンター整備実施計画を策定しました。

下水道施設においては、防災拠点周辺の耐震化や、雨水浸透ますの設置に取り組みました。

5 希望と安心にみちた健康・福祉のまちをつくる

高齢者や障がい者を含めた全ての市民が共に支えあい、住み慣れた地域においていきいきと活動できるまちづくりをめざし、「高福祉のまち」の実現に取り組みました。地域共生社会の実現に向けて、共助の仕組みであ

る地域ケアネットワークへの支援を継続するとともに、地域福祉コーディネーターの配置など重層的支援体制整備事業の本格実施に向けた取組を進めました。

「認知症にやさしいまち三鷹」の取組や在宅医療・介護連携事業を推進するとともに、福祉 Labo どんぐり山の運営を開始しました。また、障がい者の就労の促進や基幹相談支援センターを中心とした相談機能の充実などに取り組みました。

生活困窮者については、生活・就労支援窓口を中心に、相談から自立までの継続的な支援を実施するとともに生活保護制度の適切な運用を図りました。

また、健康診査・検診の充実を図るとともに、市民の健康づくりと介護予防・保健事業を推進しました。

6 いきいきと子どもが輝く教育・子育て支援のまちをつくる

保育施設や学童保育所の環境整備を進めるとともに、「公設公営保育園・学童保育所のあり方に関する基本的な考え方」を取りまとめました。また、地域子どもクラブの拡充をはじめとした総合的な子どもの居場所づくりを推進しました。さらに、子育て支援サイト・アプリ「みたかきっずナビ」の運用を開始し、誰もが安心して楽しく子育てができる環境づくりの推進に努めました。

教育の推進においては、コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育を柱に、デジタル技術を適切に活用しながら、個別最適な学びの実現に向けた取組を進めました。また、地域学校協働活動の充実に取り組むとともに、「学校3部制(注1)」の実現に向けた環境整備やモデル事業を実施しました。さらに、適応支援教室A-Room の開設など、長期欠席傾向にある児童・生徒への組織的・計画的な支援を行いました。

学校環境の整備においては、全小・中学校体育館の空調設備を整備したほか、大規模改修工事やトイレの洋式化を計画的に進めました。

(注1) 学校3部制：時間帯に応じた学校施設の機能転換により学校教育の場(第1部)、多様で豊かな活動や体験ができる放課後の場(第2部)、地域の方などの多様な活動の場(第3部)として学校施設を活用できるようにすること。

7 創造性と豊かさをひろげる生涯学習・文化のまちをつくる

三鷹中央防災公園・元気創造プラザ総点検では、市民・学識・職員参加により出た意見を踏まえて、今後のより良い施設運営をめざす際の指針とする「施設運営の基本的な考え方」をまとめ、施設の効率的な運営及び施設改修に取り組みました。生涯学習センターを拠点に、市民大学総合コースや子ども向け講座を実施するなど、幅広い世代にわたる多様なニーズに応える事業を展開しました。また、土曜日、日曜日、祝日に一部の学習室を個人利用ができるスペースとして開放するなど、生涯学習センターの利便性の向上を図りました。

図書館では、西部図書館のリニューアルなど施設の適切な維持・補修を行うとともに、「みたか電子書籍サービス」の提供を開始し、図書館サービスの充実を図りました。

市民スポーツ活動の推進では、東京 2020 大会等の開催を契機に、障がい者スポーツの普及やスポーツを支えるボランティアの育成等を図り、大会のレガシー創造に取り組んだほか、「タッタカくん！ウオーク&ラン」アプリの開発や、健康・体力相談事業の拡充等を行い、市民の「継続的」「計画的」な運動の促進によるスポーツ実施率の向上に向けた環境を整備しました。

三鷹市ゆかりの文化人の顕彰事業では、「太宰治展示室 三鷹の此の小さい家」や「桜井浜江記念市民ギャラリー」の開設などに取り組みました。また、「三鷹まるごと博物館」事業では、大沢の里郷土文化施設及び三鷹歴史文化財展示室「みたかえる」を中核施設と位置付け、地域文化財を生かした様々な事業を実施しました。

8 ふれあいと協働で進める市民自治のまちをつくる

コミュニティの創生では、東京都行政書士会武鷹支部と締結した協定をもとに、町会の規約や会計等の事務処理上の課題解決に取り組みました。また、「がんばる地域応援プロジェクト」を活用し、町会・自治会等といった地域自治組織の活性化を支援するとともに、市との協働事業を通してNP

〇法人等とのパートナーシップを強化しました。さらに、2022(令和4)年3月策定の「これからのコミュニティのあり方に関する基本的な考え方」などを踏まえ、2024(令和6)年3月に「三鷹市コミュニティ創生基本方針」を策定しました。

参加と協働の取組としては、ボランティア活動や地域活動の支援、地域課題の解決や地域のにぎわいの創出を目的として「三鷹市地域ポイント事業」の試行運用を開始しました。また、「市民参加でまちづくり協議会」を設置し、基本構想や第5次三鷹市基本計画の策定に向けた新たな市民参加を実践しました。アンケートやワークショップ等により、延べ1万人を超えるまちの声を集め、集めた声を基に議論を重ね、市への政策提案(未来のまちづくりアイデア集)を作成しました。

三鷹まちづくり総合研究所では、「まちづくり研究員制度」と「学生によるミタカ・ミライ研究アワード」を開始し、市のまちづくりの議論と実践の活性化に取り組みました。

市への寄付拡大に向けては、返礼品を伴う寄付の受付を開始しました。また、クラウドファンディングの手法を活用し、コロナ禍におけるジブリ美術館の運営支援や吉村昭書斎整備事業に係る寄付を募り、市の魅力発信に取り組みました。

社会を取り巻く環境が大きく変容していることから、効果的・効率的に市民サービスを提供し、新たな発想で地域課題の解決を図っていくため、「三鷹市人財育成基本方針」に基づき、職員一人ひとりの資質・能力の向上に努めました。また、職員が活躍できる職場環境づくりにも取り組みました。

適正事務管理では、事務処理におけるリスクの評価や管理などに関する基本方針を定め、不正な事務処理等の発生を防止する組織体制を整備しました。

第Ⅱ編 各論

1 各論の構成と内容

構成

各論は、①施策の課題と方向性、②主要事業、③主要事業の達成度を測る指標(KPI)で構成しています。

目標指標

各施策の目標を明確にするという観点から設定した指標です。現時点で当該データが存在しない場合は、「－」と表記し、目標数値の設定が困難な場合等は、「増加」などの表現としています。なお、計画策定時に実績数値がない場合は、直近のデータを使用しています。

目標指標

◆主要事業の達成度を測る指標(KPI)

毎年度抽出できる客観的な統計データ等をもとに設定しています。

主要事業

各施策の取組として、計画期間内に重点的に取組を進める事業について、具体的な内容を記載しています。また、各事業の文末には、【】内に当該事業と関連のある事業を記載しています。

さらに、計画期間内の事業費が1億円以上のものについては、概算事業費を掲載しています。

2 施策の体系

第1部 日々の暮らしの基盤となる平和・人権のまち

第1 平和

第3 男女平等参画

第2 人権

第4 国際化

第2部 魅力あふれる活力・にぎわいのまち

第1 都市農業

第3 都市観光

第2 地域経済

第3部 地域の特性が生きる緑豊かで快適空間のまち

第1 都市再生

第3 住環境

第5 緑と公園

第2 道路

第4 交通環境

第4部 生命と暮らしを守る防災・減災・安全安心のまち

第1 防犯

第3 消費者保護

第2 防災・減災

第5部 持続可能な社会を実現する環境・循環のまち

第1 環境

第3 下水道

第2 ごみ処理

第6部 誰もが安心して暮らせる健康・福祉のまち

第1 地域福祉

第2 高齢者福祉

第3 障がい者福祉

第4 生活支援

第5 健康増進

第7部 個性が輝き笑顔あふれる子ども・教育のまち

第1 子ども・若者・子育て支援

第2 教育

第8部 心豊かに生きがいを高める生涯学習・スポーツ・ 芸術・文化のまち

第1 生涯学習

第2 図書館

第3 芸術・文化

第4 スポーツ

第9部 いきいきと暮らせるコミュニティ・自治のまち

第1 コミュニティ創生と参加と協働

第2 自治体経営と行財政運営

第3 デジタル化

3 施策の達成度を測る指標

計画策定・改定の前年度に行う市民満足度調査をもとに、施策の達成度を測る指標（KGI）を設定します。

この指標（KGI）は、計画期間に掲げる施策及び主要事業の推進により、策定時における数値を維持・向上させることを目標とします。

4年ごとの策定時における実績値を推移として明確にしていくことで、計画期間を超えた中・長期的な目標とし、各施策及び主要事業の展開を図ります。

第1部 日々の暮らしの基盤となる平和・人権のまち

施策	施策の達成度を測る指標（KGI）	策定時 (令和4年度調査)
平和	市の平和施策が市民の平和への意識醸成に効果があると感じている市民の割合	32.4%
人権	最近、人権が侵害されたと感じたことがある市民の割合	7.5%
男女平等参画	性別等による不利益を受けたことがある（見たことがある）市民の割合	16.2%
国際化	国籍や文化が異なる市民等と良好な関係を築けている市民の割合	33.4%

第2部 魅力あふれる活力・にぎわいのまち

施策	施策の達成度を測る指標（KGI）	策定時 (令和4年度調査)
都市農業	農地が必要であると感じている市民の割合	88.3%
地域経済	市内産業の存在が三鷹市の魅力向上と活性化につながっていると感じている市民の割合	63.0%
	地域の商店(街)を日ごろから利用している市民の割合	72.1%
都市観光	三鷹市の魅力のPRが十分に行われていると感じている市民の割合	16.5%

第3部 地域の特性が生きる緑豊かで快適空間のまち

施策	施策の達成度を測る指標（KGI）	策定時 (令和4年度調査)
都市再生	三鷹に住み続けたいと思う市民の割合	93.1%
道路	普段利用している道路が通行しやすいと感じている市民の割合	38.8%
住環境	自分の住む地域が良好な住環境であると感じている市民の割合	87.2%
交通環境	自宅などから目的地まで円滑に移動できる交通ネットワークが形成されていると感じている市民の割合	68.5%
緑と公園	地域の自然環境と生活環境が調和していると感じている市民の割合	74.2%

第4部 生命と暮らしを守る防災・減災・安全安心のまち

施策	施策の達成度を測る指標（KGI）	策定時 (令和4年度調査)
防犯	自分の住む地域が犯罪がなく安心して暮らせると感じている市民の割合	71.6%
防災・減災	日ごろから災害に備えている（備蓄・防災用具・避難所の把握）市民の割合	86.3%
消費者保護	過去2～3年の間、消費者トラブルに遭ったことがある市民の割合	4.7%

第5部 持続可能な社会を実現する環境・循環のまち

施策	施策の達成度を測る指標（KGI）	策定時 (令和4年度調査)
環境	環境に配慮した行動を実施している市民の割合	97.4%
ごみ処理	日ごろからごみの排出抑制やリサイクルを実践している市民の割合	87.3%
下水道	豪雨時に不安を感じる市民の割合	22.5%

第6部 誰もが安心して暮らせる健康・福祉のまち

施策	施策の達成度を測る指標（KGI）	策定時 (令和4年度調査)
地域福祉	社会福祉を増進するために活動する「民生委員・児童委員」の役割又は名称を知っている市民の割合	83.2%
高齢者福祉	高齢者が暮らしやすいまちと感じている市民の割合	48.6%
障がい者福祉	障がいのある人が暮らしやすいまちと感じている市民の割合	27.1%
生活支援	経済的な困窮状態に陥ったとしても、安心して暮らせるまちだと感じている市民の割合	21.6%
健康増進	日ごろから健康の維持・増進に取り組んでいる市民の割合	71.4%

第7部 個性が輝き笑顔あふれる子ども・教育のまち

施策	施策の達成度を測る指標（KGI）	策定時 (令和4年度調査)
子ども・若者・子育て支援	子育て世帯が暮らしやすいまちと感じている市民の割合	58.5%
教育	小・中学校の教育が充実していると感じている市民の割合	49.6%

第8部 心豊かに生きがいを高める生涯学習・スポーツ・芸術・文化のまち

施策	施策の達成度を測る指標（KGI）	策定時 (令和4年度調査)
生涯学習	生涯学習活動（スポーツ、芸術文化、図書館活動を除く。）に取り組んでいる市民の割合	49.7%
図書館	1か月に1日以上三鷹市立図書館を利用している市民の割合	15.1%
芸術・文化	芸術文化活動に取り組んでいる市民の割合	72.2%
スポーツ	週1回以上スポーツ活動を行っている市民の割合	57.5%

第9部 いきいきと暮らせるコミュニティ・自治のまち

施策	施策の達成度を測る指標（KGI）	策定時 (令和4年度調査)
コミュニティ創生 と参加と協働	地域コミュニティや地域活動に参加したい と感じている市民の割合	23.6%
	市民の意見が市政に反映されていると感じ ている市民の割合	16.3%
自治体経営と行財 政運営	三鷹市役所を行政機関として信頼している 市民の割合	88.4%
	必要なときに必要な市の情報が得られてい ると感じている市民の割合	58.7%
デジタル化	デジタル技術を活用した行政サービスの提 供に満足している市民の割合	23.3%

第1部

日々の暮らしの基盤となる 平和・人権のまち

施策の理念 【三鷹市基本構想より引用】

平和への思いを次世代へと継承し、いかなる理由によっても誰もが不当な差別を受けることがない、世界に開かれた一人ひとりが尊重されるまちをつくりまします。



第1 平和

◆ 施策の課題と方向性

市ではこれまで「世界連邦都市宣言」、「三鷹市非核都市宣言」、「三鷹市における平和施策の推進に関する条例」を制定し、非核・平和関連事業を進めてきました。2025（令和7）年に戦後80年を迎えることから、こうした機会を捉え、積極的平和の視点により、核兵器廃絶や恒久平和の実現に向けた取組を進めるとともに、平和に関する市民意識の向上につながるコンテンツの整備など、戦争の悲惨さと平和の重要性について学べる環境づくりに取り組まします。また、近隣自治体や関係団体と連携し、平和文化の振興を図るとともに、一層の事業周知により、平和意識を醸成し、平和で暮らしやすいまちの実現をめざします。

◆ 主要事業【令和6～9年度に取り組む事業】

1 平和への思いの継承

(1) 市内戦争遺跡の活用

調布飛行場周辺の戦争遺跡を活用した事業を継続します。また、市内の各地域にある戦争遺跡を紹介する事業を検討します。

(2) 戦争資料や戦争体験の収集・保存・公開

市民から戦争資料の提供等を募るとともに、戦争体験談のアーカイブ化

を推進し、「みたか平和資料コーナー」や「みたかデジタル平和資料館」で公開するなど、市内外に向けて情報発信します。また、2025（令和7）年に戦後80年を迎えるに当たり、「みたか平和資料コーナー」の拡充を図るほか、「みたかデジタル平和資料館」を改修し、西暦の併記など見やすいページへとリニューアルします。

(3) 次世代への平和教育・啓発事業の推進

過去の戦争の記憶を風化させることなく、平和への思いを次世代へ継承していくため、若年層に向けた平和教育・啓発事業を推進します。

2 平和事業の推進

(1) 世界連邦運動協会三鷹支部との連携

1960（昭和35）年に議決した「世界連邦都市宣言」の理念の普及を図るため、世界連邦運動協会三鷹支部と協働により実施している各平和関連事業を継続的に実施し、積極的平和の視点に立った啓発に取り組みます。

(2) 平和に関する啓発・学習・活動の推進

毎年8月の平和強調月間を中心に、「平和展」や「みたか平和のつどい」の実施など、恒久平和や積極的平和に関連する啓発事業を実施します。

また、2025（令和7）年に戦後80年を迎えるに当たり、平和への思いをつなぐ事業の実施に向けた検討を進めます。

(3) 周辺自治体との連携

平和首長会議や日本非核宣言自治体協議会の参加自治体として、同会の取組と連帯して、引き続き、平和事業を展開します。また、2023（令和5）年に設置した「平和首長会議東京都多摩地域平和ネットワーク会議」を通して、周辺自治体と連携した平和事業の推進を図ります。

◆ 主要事業の達成度を測る指標（KPI）

指 標	計画策定時の状況	目標値 ＜令和9年度＞ （2027年度）
平和関連事業への参加者数	5,254 人	6,000 人
みたかデジタル平和資料館の閲覧数	169,883 件	180,000 件
戦争体験談の公開件数	48 件	56 件

※特別の表記がない場合、計画策定時の数値は、令和4年度実績値又は令和5年度当初の数値としています。

第2 人権

◆ 施策の課題と方向性

「人権を尊重するまち三鷹条例」の基本理念に基づき、人権を尊重するまちづくりを推進するため、条例の普及促進を図るとともに、人権教育や啓発活動を行うなど、誰もが暮らしやすいまちの実現に向けて取り組みます。

子どもの権利を保障し、権利を侵害されることなく育っていけるよう、また、高齢者が尊厳と希望をもって地域で暮らすことができるよう、個別の人権条例の制定に向けて取組を進めるなど、社会状況の変化を踏まえつつ、全ての市民の人権が尊重されるまちをめざします。

◆ 主要事業【令和6～9年度に取り組む事業】

1 人権意識の啓発

(1) 人権意識向上のための広報・周知

毎年12月の人権週間などの機会を捉えて、「人権を尊重するまち三鷹条例」の周知を図ります。また、人権の尊重や差別の禁止に関する展示等の実施や講演会などのイベント開催により、人権意識の啓発を図ります。

(2) 「人権を尊重するまち三鷹条例」パンフレットの作成等

「人権を尊重するまち三鷹条例」の内容を市民に周知するとともに、条例の理念や人権への理解を深めるため、同条例に関するパンフレットを作成し、市民や事業者等に配布するなど、条例の普及啓発を図ります。作成に当たっては、全ての市民にとって、わかりやすく学びやすい内容とします。

(3) 学校や地域での人権教育の推進

「人権を尊重するまち三鷹条例」の理念に基づき、条例の逐条解説やパンフレットを活用し、子どもから大人まで、あらゆる年代の方が、条例の主旨や人権への理解を深められるよう、地域での啓発活動を推進します。また、子どものための人権啓発事業や人権尊重教育推進校事業などを通して、学校での人権教育を実施します。

(4) 啓発事業の実施

人権問題を自分ごととして考えるとともに、人権が尊重されるまちづくりを推進することを目的として、市民から標語やポスター等を募集し、表彰や展示を行うなど、誰もが暮らしやすいまちの実現に向けて、啓発事業を実施します。

2 人権を尊重するまちづくりの推進

(1) 人権のまちづくりの推進

市の人権施策の推進に関することや、人権に関する相談及び救済に関することなどについて、審議会において調査審議を行うなど、人権が尊重され、誰もが暮らしやすいまちの実現に向けて取組を推進します。

(2) 人権に関する相談体制の構築

人権侵害に関する専門の相談員を設置し、市民からの不当な差別的取扱いに関する事項などの相談に応じ、迅速かつ適切な解決へとつなげます。また、各課の窓口における、人権に関する相談に適切に対応できるよう、庁内横断的な連携を図ります。

(3) 庁内連携による人権施策の推進

「人権を尊重するまち三鷹条例」は、人権を尊重するまちづくりの上位規範であり、全ての施策に通底します。人権施策の推進に当たっては、庁内連携による横断的な取組により、情報共有を図るとともに、活発な意見交換等により、相互に人権意識を高めながら、各施策に取り組みます。

(4) 人権に関する個別条例の検討

子どもを権利の主体として位置付け、その基本的人権が保障され、いじめや虐待、ヤングケアラーなど権利が阻害された状態から子どもを守るため、また、高齢者がいつまでも、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、個別の人権条例の制定に向けて検討を進めます。

【⇒ 第6部第2 2(1)、第7部第1 1(1)】

◆ 主要事業の達成度を測る指標（KPI）

指 標	計画策定時の状況	目標値 ＜令和9年度＞ (2027年度)
人権擁護委員への相談件数 (人権・身の上相談)	3件	10件
こころの相談事業での相談件数	305件	330件
人権関連事業への参加者数	約2,500人	5,000人

※特別の表記がない場合、計画策定時の数値は、令和4年度実績値又は令和5年度当初の数値としています。

第3 男女平等参画

◆ 施策の課題と方向性

男女平等参画の更なる普及に向け、就労する女性の増加とニーズを考慮したジェンダー平等の推進、多様なキャリア形成の支援、柔軟な働き方とその環境を整備します。

また、ジェンダー平等と女性の参画を重視し、学校や地域での意識啓発を進めるなど、性別や性的指向、ジェンダーアイデンティティにかかわらず、誰もが平等に参画できる社会の実現に向けた取組を推進します。

◆ 主要事業【令和6～9年度に取り組む事業】

1 男女平等参画に関する施策の推進

(1) 男女平等参画の更なる普及・啓発

「三鷹市男女平等参画条例」の普及促進に向けて、啓発事業に取り組むなど、男女平等参画に関する市民意識の向上を図ります。また、あらゆる世代に、自分ごととして関心を持ってもらえるよう、SNSの活用など、発信方法や啓発誌等のあり方について検討を進めます。

(2) 性別等によらず活躍できる環境の整備

性別や性的指向、ジェンダーアイデンティティにかかわらず、誰もが個人として尊重され、一人ひとりの個性と能力が十分に発揮できる社会の実現に向けて、正しい理解を促進するとともに、普及啓発や人権教育に取り組みます。また、悩みを抱えている人が相談しやすい環境づくりを進めます。

(3) 「男女平等参画のための三鷹市行動計画」に基づく施策の推進

2024(令和6)年度に、「男女平等参画のための三鷹市行動計画 2022(第2次改定)」を改定し、就労する女性の増加や地域課題に対応した各施策のほか、学校や地域での男女平等に関する意識啓発を推進していきます。改定に当たっては、多様な性を尊重する視点を踏まえるとともに、「配偶者等暴力対策基本計画」「女性活躍推進計画」に加え、「困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画」を同行動計画に位置付けます。

(4) 困難な問題を抱える女性への支援

2024（令和6）年4月の「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の施行を踏まえ、新法の理解促進と実践のための市職員向けの専門研修を実施します。また、困難な問題を抱える女性に対する適切かつ円滑な支援に向けて、関係団体等との連携について検討を進めます。

(5) パートナーシップ宣誓制度の運用

2024（令和6）年4月に導入した「パートナーシップ宣誓制度」を東京都の同制度と連携しながら適切に運用するとともに、制度の周知を図るなど、性的指向及びジェンダーアイデンティティにかかわらず、一人ひとりの人権が尊重され、誰もが自分らしく生き、安心して暮らせる地域社会の実現をめざします。

(6) 「多文化共生センター（仮称）」の整備に向けた取組

三鷹駅前地区のまちづくりの進捗にあわせながら、「多文化共生センター（仮称）」における女性センター機能のあり方等の検討を進めます。また、同センターの設置までの間、現在の「女性交流室」については、市民が交流し学び合えるプラットフォームとなるよう、施設機能の活用策を検討します。

2 男女平等参画を阻害する暴力の防止と被害者支援

(1) DVやハラスメントに関する周知・啓発

DVやハラスメントの防止、困難な問題を抱える女性の支援などについて、啓発物や広報媒体、展示イベント等を中心に、機会を捉えてより多くの市民や事業者等に届くよう、各種啓発事業を継続的に実施します。

(2) DVやハラスメントなどの未然防止と早期発見

DVやハラスメントに関して、正しい理解の促進とその防止に向けた啓発の充実を図ります。また、早期に相談へつなぐため、相談窓口の周知、相談しやすい環境づくりに取り組みます。

(3) 庁内の連携体制の強化

DV防止や被害者の支援に向けて、各相談事業の担当職員や相談員が情報共有や意見交換を行うほか、全庁の横断的な推進体制を強化するため、連絡会等を通じて、各部署の対応状況や課題等を共有するなど、庁内連携

の強化を図ります。

(4) 被害者の安全確保と自立支援

DVやストーカー被害者等の支援対象者の安全を最優先に、庁内関係部署や関係機関と連携した支援を行うとともに、支援対象者の自立に向けた支援に取り組みます。

◆ 主要事業の達成度を測る指標（KPI）

指 標	計画策定時の状況	目標値 ＜令和9年度＞ (2027年度)
市の行政委員会・審議会等における女性委員の割合	35.6%	50.0%
市管理職職員における女性割合	24.4%	30.0%
男女平等参画関連事業の利用者・参加者数	5,632人	6,000人

※特別の表記がない場合、計画策定時の数値は、令和4年度実績値又は令和5年度当初の数値としています。

第4 国際化

◆ 施策の課題と方向性

多文化共生社会の実現に向け、外国籍市民への日常生活の支援や草の根の国際交流の充実、災害時等への対応強化を図るほか、文化や価値観など多様性を理解し合うまちづくりを進めることが重要になります。

こうした中、外国籍市民への相談体制や情報提供を強化し、外国籍市民が地域社会に適應できる環境づくりを進めます。また、外国籍市民の社会参加のほか、多文化交流やコミュニケーションが創出される場所の検討など、多様な国籍や文化の人々が共生し、快適に暮らせる国際的なまちづくりを推進します。

◆ 主要事業【令和6～9年度に取り組む事業】

1 外国籍市民との共生

(1) 外国籍市民が安心して暮らすための情報発信の充実

日常生活相談など外国籍市民向けの事業の更なる周知を図るとともに、公益財団法人三鷹国際交流協会の積極的なPRを行うなど、外国籍市民が安心して暮らせるよう、SNSの活用などにより、情報発信の充実を図ります。また、「やさしい日本語」による行政や防災情報の提供の充実を図るほか、窓口等での翻訳ツールの活用・促進など、多言語によるきめ細かな情報発信に取り組みます。

(2) 日本語学習の充実と機会拡大

外国籍市民のニーズに即して日本語を学習する教室事業の更なる充実を図るほか、日本語レベルに応じた適切なグループ分けを行うことにより、幅広い対象者に学習機会を提供します。

(3) 外国につながるのがある子どもの教育の充実

外国につながるのがある児童・生徒が日本語を効果的に習得できるよう、支援するボランティアの体制の充実を図ります。また、教育委員会との連携を強化し、保護者への情報提供や相談支援を充実するとともに、プレスクールのモデル実施など児童・生徒への指導体制の構築を検討します。

(4) 外国籍市民等の視点を生かした地域づくり

みたか国際化円卓会議を通して、外国籍市民や関係団体等と国際化に係る諸問題を共有し、解決策などをともに考え、外国籍市民の日常生活の支援等につなげるなど、条例に基づく審議会の設置も視野に入れながら、外国籍市民等の視点や意見を生かした地域づくりに取り組みます。

(5) 外国籍市民の地域社会への参加促進

外国籍市民が身近な地域活動や地域イベント等に積極的に参加できるよう、ニーズを把握するとともに、事業周知を図るなど、市や地域団体が開催するイベント等への参加を促し、地域とのつながりを創出します。

(6) 災害時における支援体制の整備等

通訳・翻訳ボランティアのあり方を検討する中で、災害時における通訳・翻訳ボランティアの体制整備と強化を図りつつ、外国籍市民の防災意識の向上や防災訓練への参加等を促進します。

2 市民の国際理解意識の向上

(1) 「多文化共生センター（仮称）」の整備に向けた取組

三鷹駅前地区のまちづくりの進捗にあわせながら整備の検討を進めます。

(2) 国際交流イベントの充実

外国籍市民と日本人ボランティアが交流する国際交流イベントについて、ことばや文化、食などを通して交流につながるよう内容の更なる充実を図ります。また、三鷹国際交流フェスティバルについては、開催目的を明確にした上で、規模や実施方法の再点検を行います。

(3) 国際理解講座の充実

様々な国や民族の文化への理解を図るため、広く市民を対象として実施している国際理解講座について、アーカイブ配信など実施手法の見直しや内容の更なる充実を図ります。

(4) 教育機関等における国際理解の促進

市内の小・中学校や高等学校と連携して実施している「子ども国際理解教室」について、更なる周知や実施回数の拡充などにより、児童・生徒が異なる文化や価値観に対する理解を深め、国際的な視野を広げるための取

組を推進します。

◆ 主要事業の達成度を測る指標（KPI）

指 標	計画策定時の状況	目標値 ＜令和9年度＞ （2027年度）
国際交流イベントへの参加者数	延べ 1,027 人	延べ 2,000 人
国際理解講座の満足度	72.3% （令和5年度実績値）	90.0%
日本語教室等の学習者の人数	40 人	70 人

※特別の表記がない場合、計画策定時の数値は、令和4年度実績値又は令和5年度当初の数値としています。

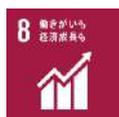
※国際交流イベントへの参加者数の計画策定時の数値は、一部令和5年度の実績を含んでいます。

第2部

魅力あふれる 活力・にぎわいのまち

施策の理念 【三鷹市基本構想より引用】

農業、工業、商業等の地域産業や都市型観光が活力をもって発展し、魅力にあふれ人が集う、にぎわいのあるまちをつくります。



第1 都市農業

◆ 施策の課題と方向性

都市農地・都市農業は、農産物の供給機能に加え、防災、景観形成、環境保全、農業体験・学習の場など、地域社会において多面的で公益的な機能を有することから、これらを次世代に継承するとともに、農業の担い手を確保・育成し、農地を効率的に利用していくことは重要です。こうした中、持続可能な都市農業を展開し「農のあるまちづくり」を進めるため、農地の保全と利用の促進、農業経営の改善と担い手の確保・育成、地産地消、農とのふれあいの創出などを図り、農地保全・活用及び農業振興を推進します。

◆ 主要事業【令和6～9年度に取り組む事業】

1 農地制度の活用などによる農地の保全

(1) 都市農地の貸借の推進

都市農地貸借の推進により、農地活用を促進し、農業の継続を図ります。

(2) 農地創出の推進

宅地等を農地として整備する場合に必要な建築物の基礎の撤去等費用の一部について、東京都補助を活用した支援を行い、優良な農地の創出を図ります。

(3) 農地保全を可能とする税制に向けた国等への要請

都内自治体等と連携し、都市農地が永続的に保全され、次世代への継承

が可能となるよう、相続税制等の抜本的な改正を国等に要請します。

2 農業経営の改善と農業の担い手の確保

(1) 認定農業者等の拡充

農業経営改善計画認定の支援や認定農業者連絡会活動の充実を図り、農業経営の向上を支援します。

(2) 農業の担い手の育成・確保

農業の担い手を確保するため、農業後継者を育成するとともに、援農ボランティアの養成や新たな支援制度を検討するなど、多様な担い手の確保をめざします。

(3) 営農環境改善の支援

農業経営力の強化及び生産基盤の高度化等を図るため、東京都補助の活用などにより農業施設・設備等の導入を推進します。

(4) 循環型農業の推進

農地から出る作枯れ残渣や剪定枝等の堆肥化事業の可能性を検討するなど、生産性を確保しながら環境負荷をできる限り低減する都市農業を推進します。

3 市内産農産物活用及び地産地消の推進

(1) 学校給食市内産農産物使用拡大に向けた取組

学校給食における市内産農産物使用率向上を図るため、農産物生産量の拡充支援及び調達システムの効率化等を推進します。

【⇒第7部第2 4(4)】

(2) 市内産農産物の6次産業化の推進

市内産農産物の使用拡大及び高品質化や付加価値を高めるため、生鮮で使用できない農産物の粉末化など、市内産農産物を活用した6次産業化の支援を進めます。

(3) 三鷹農業及び市内産農産物等のPRの推進

地産地消の拡大や農業者の生産意欲向上を図るため、直売所のICT化による情報発信や三鷹農業、市内産農産物及び加工品の効果的なPR方法を検討します。

(4) 緑化植物等の地産地消の推進

都内有数の生産量となっている植木や花の地産地消の拡充を図るため、市内での植木や花の使用拡大を推進します。

4 農とのふれあいの推進

(1) 農に親しむ機会の提供

農業公園事業や農業祭等のイベント開催及びふれあいの里における市民と農のふれあいの場の創出などにより、農にふれあう機会などの充実を図ります。

(2) 農業体験の推進

市民農園の利用機会の拡充を検討するとともに、市民等によるコミュニティ農園等の設置に向けた支援のあり方を研究します。

◆ 主要事業の達成度を測る指標（KPI）

指 標	計画策定時の状況	目標値 ＜令和9年度＞ （2027年度）
農地面積	142ha	131ha
直売所数	147箇所	維持
学校給食における市内産農産物使用率	19.9%	30.0%

※特別の表記がない場合、計画策定時の数値は、令和4年度実績値又は令和5年度当初の数値としています。

第2 地域経済

◆ 施策の課題と方向性

地域経済が活力をもって発展するためには、事業所数や商店数の減少を食い止め、市民が地域の魅力を体感し、市内外から人が集うにぎわいのあるまちづくりへの取組が重要となります。

そのためには業種を問わず、地域の人的・技術的・経済的資源等を有効に活用し、創造性、付加価値性の向上、そして国際競争力の強化等をめざすとともに、事業者、市民との協働により、時代の変化に伴う新たな課題への対応を推進することで地域経済の活性化を図ります。

◆ 主要事業【令和6～9年度に取り組む事業】

1 商店街支援の推進

(1) 商店会への支援強化

商店会の活性化や市内における起業・創業の推進、にぎわいのあるまちづくりを推進するため、商店会が行う多様な主体との連携事業等への補助、商店会区域内における新規出店者への支援等を実施します。

(2) 三鷹駅前地区のにぎわいの創出

まちとしてのにぎわいや人との集い・憩いの空間づくりを目的として、商店会やNPO団体が連携して推進する取組を支援します。

また、三鷹駅南口中央通り東地区再開発事業と中央通り商業空間整備事業を一体的に推進するに当たり、壁面後退や交通体系のあり方の検討も含め、誰もが安心して商業施設を利用できる空間の創出をめざします。

2 創業環境の整備及び支援の拡充

(1) ワンストップの相談体制の充実

多様な都市型産業を創出し、雇用を拡大するため、商工会やまちづくり三鷹などの関係機関と連携し、相談内容を問わずワンストップで対応可能な相談体制の充実を図ります。

(2) 創業後の事業継続に係る伴走型支援

まちづくり三鷹と連携し、各分野で活躍するコーディネーターによる継

続した相談対応や経営指導などの伴走型の支援のほか、地域活力の創出と起業・創業の機運を醸成するために行っているビジネスプランコンテストの取組を支援します。

(3) 特定創業支援等事業の推進

経営、財務、人材育成、販路開拓に関する継続的な支援事業を、産業競争力強化法に基づく「特定創業支援等事業」として実施することで、創業の機運醸成を図るとともに、創業支援の取組を推進します。

(4) 三鷹産業プラザにおける産業支援の拠点整備（事業費：約1.4億円）

都市型産業基盤施設として集積機能を維持し、起業・創業支援機能の強化や災害時における事業継続の支援環境などハード面の整備を推進するとともに、地域産業の活性化のため、ソフト面での拡充についても検討を進めます。

3 多様な働き方への支援

(1) 関係機関との連携による支援体制の強化

一人ひとりのライフスタイルに応じ、求職者に寄り添った就労支援について、ハローワーク等の関係機関と連携しながら情報発信するなど支援体制の強化を図ります。

(2) 多様な働き手への支援

女性、若者、シニア世代などの就職・再就職に向けた能力・技術の習得講習や就職セミナーを開催するとともに、時代により変化する働き方をコワーキングスペース、サテライトオフィス、インキュベーションオフィスの活用などにより支援します。

4 中小企業への支援

(1) 経営相談体制の充実

商工会をはじめとした関係機関と連携し、アドバイザーの派遣を含めた各種専門家による経営相談体制の充実を図ります。

(2) 融資のあっせん

中小企業者の資金繰り支援のため、金融機関との連携強化を図り、利子補給及び信用保証料の補助を行いながら、事業の運転資金、設備の購入資

金、事業所の改装資金など各種融資をあっせんします。

(3) 経営改善と事業継続の支援

中小企業等経営強化法に基づく「導入促進基本計画」により、事業者が計画期間内に生産性を一定程度向上させるため、事業者自らが先端設備等を導入する計画を策定し、市が認定することで、税制上の支援等を行い、事業者の前向きな投資や利益の拡大、賃上げを後押しします。また、商工会と連携し、レジリエンス、デジタル、グリーンの強化などの積極的な投資などの地域産業活性化への取組を補助するなど、事業者の経営力強化・事業再構築につなげます。

(4) ものづくり産業の支援

都市計画上、操業継続が困難になっている市内ものづくり事業者に対して、都市計画制度や東京都と連携した支援制度の活用等により工場の建替えや工業系用途地域への市内移転を支援します。さらに、住工混在地域での住環境に配慮した施設・設備の導入、事業所の改築、耐震補強等を行うに当たり、国・東京都などの関係機関の制度の活用等により支援します。

◆ 主要事業の達成度を測る指標（KPI）

指 標	計画策定時の状況	目標値 ＜令和9年度＞ (2027年度)
特定創業支援等事業による創業者数	7人	24人
経営・起業等相談業務利用者満足度	89% (令和5年度実績)	90%以上
市内商店会の会員事業者数	806者 (令和5年度末)	850者

※特別の表記がない場合、計画策定時の数値は、令和4年度実績値又は令和5年度当初の数値としています。

第3 都市観光

◆ 施策の課題と方向性

「市民が観光大使～住んでよし、訪れてよしのまち三鷹～」の実現に向けて、みたか都市観光協会を中心とした多様な施策を展開し、三鷹の森ジブリ美術館（市立アニメーション美術館）や山本有三記念館、国立天文台など、市内に点在する魅力的な地域の観光資源を活用した、にぎわいの創出・魅力発信を推進します。

地域の観光資源の磨き上げや三鷹ゆかりの特産品を生かした魅力的なブランドを築くことで、地域の認知度を高め、観光客の訪れを促進します。

◆ 主要事業【令和6～9年度に取り組む事業】

1 観光資源を活用したにぎわいの創出

(1) みたか都市観光協会及び観光案内所の拡充の検討

観光案内の手段の充実を図りつつ、観光案内所の販売スペースの拡大やわかりやすい立地の検討を進めるとともに、市民や関係団体との連携を深め、多様で魅力的な観光事業の創出を図ります。

(2) 観光資源の回遊性向上

市内に点在する魅力的な観光資源の一層のPRを図るとともに、その観光資源を活用した域内の周遊及び来訪人口の増加をめざします。

(3) 各種イベントとの連携

まちの風物詩となっているイベントや姉妹都市交流事業等における関係団体との連携を通じて、観光資源の周知を図り、更なるにぎわい創出につなげます。

2 みたかブランドの創出・推進

(1) 観光資源の磨き上げ

みたか都市観光協会を中心に、市のシティプロモーション部門と連携を図り、庁内横断的な推進体制のもとで、観光情報を一覧化した特設サイトを開設し、観光資源を磨き上げ、SNSと組み合わせた効果的な情報発信を通して、広く発信することで三鷹の魅力向上に取り組みます。

三鷹フィルムコミッションが運用する専用ホームページやSNSアカウントを活用しながらロケ地の魅力を情報発信することにより、地域全体の魅力向上を図ります。

(2) お土産品（特産品）の開発支援

みたか都市観光協会が実施するストーリー性を重視した三鷹ゆかりのお土産商品の開発や販売促進を支援します。

また、開発したお土産品をふるさと納税の返礼品として活用することで、市の魅力発信と地域の活性化につなげます。

◆ 主要事業の達成度を測る指標（KPI）

指 標	計画策定時の状況	目標値 ＜令和9年度＞ (2027年度)
みたか観光案内所の訪問者数	27,588人	33,000人
市民協働者数	142人	170人
市ホームページ「三鷹の魅力」の閲覧数	27,719件	33,000件

※特別の表記がない場合、計画策定時の数値は、令和4年度実績値又は令和5年度当初の数値としています。

第3部

地域の特性が生きる 緑豊かで快適空間のまち

施策の理念 【三鷹市基本構想より引用】

自然と調和した景観や、道路・交通環境が充実したより緑豊かで快適な都市基盤をもつ、うるおいと利便性に満ちたまちをつくります。



第1 都市再生

◆ 施策の課題と方向性

今後のまちづくりにおいては、災害に強い強靱な都市づくりと、魅力ある持続可能なまちづくりを進めることが重要になります。

こうした中、三鷹駅前地区再開発や国立天文台周辺のまちづくりなど、各地域における拠点の整備においては、「“百年の森”構想」の実現に向けて市全体を緑でつなぎ、緑あふれるまち並みをめざしています。多様な災害に強い、安全安心に暮らせるまち、日常生活圏を基礎とした利便性の高いまち、それぞれの地域特性を生かした魅力的なまちをめざした取組を推進します。

◆ 主要事業【令和6～9年度に取り組む事業】

1 地域特性が生きるまちの拠点の整備

(1) 三鷹駅前地区再開発の推進

三鷹駅前地区（約17ha）において、魅力ある質の高いまちづくりを推進するため、“子どもの森（仮称）”をコンセプトとした三鷹駅南口中央通り東地区再開発事業（約1.5ha）を中心に、緑あふれる安全で快適な都市空間の創出や災害に強いまちづくりを進めるとともに、本地区から市全体を「緑のまち」にする「“百年の森”構想」の実現をめざします。また、三鷹幼稚園跡地については、三鷹駅前地区の“子どもの森（仮称）”との連携を見据えながら、当地のまとまった貴重な緑の空間を生かし、遊び場や

子どもの居場所づくりなどの利活用を検討します。

(2) 国立天文台と連携したまちづくりの推進

国立天文台敷地北側ゾーンの土地利用転換を契機とし、天文台の森を次世代につなぐ新たな地域づくりを中心とする大沢全体のまちづくりを、地域や天文台との協働により進めます。羽沢小学校、大沢台小学校及び西部図書館の移転による地域の共有地「おおさわ commons」の創出に向けて、「国立天文台周辺地域土地利用整備計画（仮称）」の策定や学校施設等の設計に取り組みます。

(3) 三鷹台駅前周辺地区のまちづくりの推進

市の東部地区の玄関口にふさわしい魅力とにぎわいの創出に向けて、地域の多様な人財が継続的にまちづくりに参加できる仕組みづくりを支援し、今後のまちづくりについてハードとソフトの両面から地域とともに検討を進めます。

(4) 東京外かく環状道路整備に伴うまちづくりの推進

外環事業の長期化が見込まれる中、「北野の里（仮称）まちづくり方針」の改定により、生活道路への通過交通流入対策をはじめとした地域課題の解決と蓋かけ上部空間周辺のまちづくりを推進し、土地利用の誘導及び農のある風景の保全に取り組むとともに、次期計画期間におけるゾーニングの見直しに向けた検討を進めます。

【⇒第3部第2 1(3)、2(1)】

2 公有地を有効活用したまちづくり

(1) 井口特設グラウンドの利活用の推進

防災・減災のまちづくりの実現、地域住民の利便性の向上及び市民のスポーツ機会の確保を中心とした利活用を進めます。災害時には一時避難場所となる恒久的なスポーツ施設の整備を行うとともに、市内医療体制の充実を図るために医療機関の誘致に取り組みます。

(2) 上連雀三丁目暫定集会施設用地の利活用

上連雀三丁目暫定集会施設の老朽化が進んでおり、かみさん広場の機能を生かしながら建替を行います。建替に当たっては、土地交換や官民連携事業の利活用など、まちづくりの相乗効果が生じるような事業スキームの

検討を行います。

(3) 市庁舎・議場棟等整備に向けた検討

実質的な財政負担が生じない事業手法を基礎とし、事業化に向けた検討を進めます。検討に当たっては、これからの行政サービスのあり方を見据えた施設整備、市民が親しめ、交流できる緑豊かな空間の創出、将来の交通ネットワークの拠点となる機能など、地域のまちづくりや周辺環境の向上に資する整備をめざします。また、周辺公共施設等との一体的な整備等により、利便性の高い施設となるよう検討します。

◆ 主要事業の達成度を測る指標（KPI）

指 標	計画策定時の状況	目標値 ＜令和9年度＞ (2027年度)
主要7事業の具体施策10（注1）の達成状況（着手）	0件	10件
主要7事業の具体施策10の達成状況（完了）	0件	6件 (②、③、⑥、 ⑦、⑧、⑨)

※特別の表記がない場合、計画策定時の数値は、令和4年度実績値又は令和5年度当初の数値としています。

注1) 主要7事業の具体施策

- ①三鷹駅前地区／三鷹駅南口中央通り東地区再開発の推進
- ②三鷹駅前地区／三鷹幼稚園跡地の利活用
- ③国立天文台周辺地域土地利用整備計画（仮称）の策定
- ④国立天文台北側ゾーンの学校施設等の設計
- ⑤三鷹台駅前周辺地区のまちづくりの推進
- ⑥北野の里（仮称）まちづくり方針の改定
- ⑦井口グラウンド（仮称）の整備
- ⑧井口特設グラウンドへの医療機関の誘致
- ⑨上連雀三丁目暫定集会施設の建替
- ⑩市庁舎等建替の事業化に向けた検討

第2 道路

◆ 施策の課題と方向性

道路は、自動車や歩行者、自転車等の通行機能をはじめ、市街地の形成、防災、環境等の空間機能を有しており、全ての利用者にとって安全で快適な歩行空間・都市空間の整備が求められています。このため、幹線道路である都市計画道路や生活道路である市道の整備を進め、道路ネットワークの形成や地域の安全安心の確保を図ります。また、自転車走行空間や歩行空間の確保、樹木等の配置など、安全で快適な道路空間の創出に取り組みます。既存の道路施設については、道路環境と安全性を図るため、適切な維持管理や改修に取り組むとともに、バリアフリー化を推進します。

◆ 主要事業【令和6～9年度に取り組む事業】

1 主要幹線道路等の整備

- (1) 都市計画道路3・4・13号（牟礼）整備の促進（事業費：約9.5億円）
連雀通り（都道134号）から人見街道（都道110号）までの区間約466m及び三鷹3・4・7号から連雀通りまでの区間約70mの南北道路を整備することにより、生活道路への通過交通流入の抑制、地区の防災性の向上、周辺道路の渋滞緩和、安全で快適な歩行空間の確保を図ります。引き続き用地取得を進めながら、用地取得済みの区間においては、整備工事に取り組みます。
- (2) 都市計画道路3・4・7号（連雀通り）整備の促進（事業費：約3.5億円）
連雀通りの八幡前交差点～下連雀七丁目交差点間約235mについて、地区の防災性の向上、周辺道路の渋滞緩和、安全で快適な歩行空間の確保を図り、まちづくりや地域交流の円滑化を進めます。引き続き東京都と連携しながら、電線共同溝及び道路の整備に取り組みます。
- (3) まちづくりと一体で進めるみちづくり
東京外かく環状道路中央ジャンクション（仮称）周辺や東八道路の都市計画道路の事業の進捗を踏まえて、沿道の用途地域の見直しや地区計画等の指定に取り組むなど、持続可能で魅力ある地域のまちづくりとみちづく

りを一体的に進めます。

【⇒第3部第1 1(4)】

2 主要生活道路等の整備

(1) 牟礼地区生活道路緊急安全対策の実施

東八道路の延伸に伴う交通量の増加や生活道路への通過車両の流入など、歩行者等の安全性が懸念される牟礼地区について、「牟礼地区生活道路緊急対応方針」に基づき、交通安全対策を推進します。

【⇒第3部第1 1(4)】

(2) 狭あい道路の整備（事業費：約4.6億円）

建築基準法等で定められた幅員に満たない狭あい道路について、後退用地や隅切り用地の寄附等を受けることにより拡幅整備を行います。

(3) 道路の拡幅整備の推進

消防活動困難区域の解消を図るため、引き続き、市道第56号線の拡幅整備など地区内の道路ネットワーク化を推進します。

【⇒第4部第2 1(1)】

(4) 快適な歩行空間の整備

歩行環境の向上という視点から整備手法の検討を行うとともに、緑と水の回遊ルートの見直しやモデルルートの整備に取り組みます。

3 橋梁の再生・整備

(1) 三鷹駅南口ペDESTリアンデッキの改修（事業費：約2.8億円）

「三鷹駅南口ペDESTリアンデッキ長寿命化修繕計画」に基づき、デッキの計画的な改修等に取り組みます。

(2) 宮下橋の架け替え（事業費：約9.9億円）

1950（昭和25）年竣工の宮下橋について、「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、2026（令和8）年度の供用開始をめざし架け替えを行い、安全安心な道路ネットワークを確保します。

(3) 井の頭公園階段橋の架け替え（事業費：約1.6億円）

橋梁現況調査結果に基づき、老朽化した井の頭公園階段橋について、2025（令和7）年度の供用開始をめざして架け替えに取り組み、安全な

避難路等を確保します。

4 安全安心な道路環境の構築

(1) 自転車交通環境の整備

市内幹線道路における自転車走行空間のネットワーク化に合わせ、関係機関と協議しながら自転車ナビマーク・通行帯の設置などに取り組みます。

(2) バリアフリーに配慮したみちづくりの推進

高齢者や障がい者を含めた全ての人が安心して通行できるように、歩道の整備、段差の解消、誘導ブロックやベンチの設置など、バリアフリー化を推進します。

(3) 無電柱化の推進

道路拡幅事業や新設する都市計画道路事業に合わせて、防災、景観、バリアフリー等を考慮し、技術的課題などを踏まえて路線を選定しながら無電柱化を推進します。

(4) 通過交通の抑制

市民の要望や実情を踏まえ、交通管理者と連携しながら交通安全対策施設の整備や交通規制を実施し、安全な歩行環境の整備を推進します。

◆ 主要事業の達成度を測る指標（KPI）

指 標	計画策定時の状況	目標値 ＜令和9年度＞ (2027年度)
都市計画道路整備率	46.4%	53.6%
市道内の自転車交通環境（自転車道・自転車ナビマーク・通行帯）の整備延長	6.2Km	10Km
狭あい道路率	14.4%	13.9%

※特別の表記がない場合、計画策定時の数値は、令和4年度実績値又は令和5年度当初の数値としています。

第3 住環境

◆ 施策の課題と方向性

本格的な少子高齢化・人口減少社会が到来する中で、住まいや地域の安全安心の確保に向けた取組が一層求められています。また、新型コロナウイルス感染症等により社会生活が変化し、日常生活圏を基礎とした身近なまちづくりや多様なライフスタイルに即した豊かな生活環境が求められています。

こうした社会状況の中、市民にとって身近な都市環境を緑豊かで良好なものにしていくため、都市計画や景観などの土地利用制度を活用していきます。また、多くの人々が利用する施設等のバリアフリー化により、全ての人々が安全で住みやすい環境づくりを推進します。さらに、住宅確保要配慮者の居住支援や空き家対策等を拡充するとともに、住宅政策をまちづくりの観点から取り組み、市民が安心して住生活を送れる居住環境の整備を進めます。

◆ 主要事業【令和6～9年度に取り組む事業】

1 良好な都市環境の形成

(1) 持続可能な質の高いまちづくりの推進

市の目標とする都市像である「緑と水の公園都市」の実現に向け、「土地利用総合計画」に基づき地域特性を生かした土地利用の誘導や協働のまちづくりを推進します。また、「立地適正化計画」を策定し、居住機能や都市機能（行政・医療・商業等）の立地を適切に誘導して防災性と居住環境の向上を図ります。

(2) 用途地域等の見直し

地域特性を生かした土地利用を誘導するため、用途地域や特別用途地区、地区計画等の都市計画制度を活用しながら、産業（商・工・農）と調和した良好な住環境の形成を推進します。

(3) 三鷹らしい景観づくりの推進

「景観づくり計画」に基づき、緑や農、歴史・文化など三鷹市の特性を生かした景観づくりを推進します。

2 バリアフリーのまちづくりの推進

(1) 「バリアフリーのまちづくり基本構想」の改定と推進

「バリアフリーのまちづくり基本構想」を改定し、心のバリアフリーに関する教育啓発特定事業を実施するとともに、移動等円滑化に関する市民の理解と協力を得ることが当たり前となる環境を整備します。

3 住宅施策の総合的な推進

(1) ライフスタイルの変化に合わせた住まいづくりの実現

ライフスタイルの変化に合わせて、最後まで自分らしく人生を過ごせる住まいづくりを実現するため、住宅政策に関連する個別計画を統合した「住宅マスタープラン」を策定し、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

(2) 空き家等対策の推進

空き家等実態調査や所有者意向調査の結果及び空き家等対策の推進に関する特別措置法の改正内容を踏まえ、「空き家等対策計画」の改定を行い、空き家等の対策を推進します。また、空き家所有者と活用希望者とのマッチングを行う「三鷹市空き家活用マッチング事業（仮称）」を創設し、三鷹市空き家活用促進アドバイザー会議のアドバイスを受けながら空き家等の活用の促進を図ります。

(3) マンションの適正な維持管理

マンション管理計画認定制度を創設し、管理組合によるマンション管理の適正化を促進します。

(4) 住宅の安全性の向上

木造住宅耐震助成制度により、住宅所有者による耐震化の取組を支援します。また、分譲マンション耐震化助成制度を創設して分譲マンションの耐震化を促進します。

(5) 住宅確保要配慮者への居住支援

住宅部門と福祉部門が中心となり、不動産団体、居住支援団体等と一体的に連携を図るための居住支援協議会を設立し、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居や住まいの見守りを促進します。また、入居者や貸主への入退去時の支援サービスなど、住宅セーフティネット制度を整

備・活用し、安心して住み続けられる環境づくりを推進します。さらに、重層的支援体制による全庁的な連携のもとで、横断的に住まいに関する課題に取り組みます。

【⇒第6部第1 2(2)、第2 4(1)、第3 2(2)、第4 3(2)】

◆ 主要事業の達成度を測る指標（KPI）

指 標	計画策定時の状況	目標値 ＜令和9年度＞ (2027年度)
地区計画の地区数	8地区	10地区
景観づくり計画に適合した景観法に基づく届出件数	231件	347件
助成制度を活用して耐震改修工事を行った木造住宅の件数	220件	242件

※特別の表記がない場合、計画策定時の数値は、令和4年度実績値又は令和5年度当初の数値としています。

第4 交通環境

◆ 施策の課題と方向性

地域公共交通は、通勤・通学の重要な移動手段であるとともに、買い物や通院などの日常生活を支える重要な移動手段です。また、都市機能が集積する地域などと住居地域を結ぶことで、地域と人をつなぎ、外出機会の増加やコミュニティ形成などにつながる重要な基盤となります。

地域公共交通の推進に当たっては、交通事業者や地域と連携し、持続可能な交通環境をめざすとともに、誰もが住みやすく、活力のある地域社会の実現に向け、市内のまちづくり等と連動しつつ、地域公共交通の充実と健康・福祉・環境等の様々な分野への効果を見据えた取組を進めます。また、三鷹駅南口駅前広場の交通混雑解消に向けた取組を行うとともに、自転車交通環境の改善や交通安全意識の向上に向け、警察機関と連携した取組を進めます。

◆ 主要事業【令和6～9年度に取り組む事業】

1 公共交通の利便性の向上

(1) みたかバスネットの抜本的な見直し

市民の利便性の向上や地域の活性化に向けて、みたかバスネットの抜本的な見直しを行い、路線バスやコミュニティバスの運行と併せて、AI デマンド交通といった地域の身近な移動手段を活用し、誰もが安心して快適に移動できる公共交通環境の整備を進めます。

(2) 三鷹駅南口駅前広場等の交通環境改善に向けた取組

公共交通機関が多く発着する三鷹駅南口駅前広場の交通混雑解消に向け、鉄道事業者やバス、タクシー等の交通事業者、交通管理者と連携を図りながら改善に取り組めます。

(3) まちづくりと連携した交通ネットワークの構築

「三鷹市交通ネットワーク全体構想」に基づき、都市機能の集積や拠点施設を中心としたまちづくりと連携し、市内全体の交通ネットワークの構築を進めます。

(4) 次世代交通環境の研究

自動運転技術、超小型モビリティ、AI 技術など新技術の活用や新たなモ

ビリティなど将来予測される技術革新なども踏まえた、より安全で安心して快適に移動できる公共交通環境の実現可能性の研究を進めます。

2 自転車交通環境の整備

(1) 駅周辺駐輪場の見直し

「駐輪場整備運営基本方針」に基づき、利用料金の適正化や三鷹駅南口中央通り東地区再開発事業などによる再配置に取り組みます。また、まちづくりの進捗に合わせ利用状況等を考慮し、駐輪場施設の拡充や利用形態の見直しを検討、実施します。

3 交通安全対策の推進

(1) 自転車事故の防止

「三鷹市自転車の安全で適正な利用に関する条例」等を踏まえ、交通ルールの周知やマナー向上に向けた啓発・指導の強化を図るため、警察機関や交通安全対策地区委員会と連携し、自転車講習会や交通安全教室等の実施・拡充に取り組みます。

(2) 交通安全対策地区委員会との連携

地域のボランティアで構成する交通安全対策地区委員会と連携し、子どもたちの交通安全対策などの地域の交通安全を進めるため、学校や警察機関、交通安全協会とともに、地域の見守り活動や各種交通安全教室等を実施します。

◆ 主要事業の達成度を測る指標（KPI）

指 標	計画策定時の状況	目標値 ＜令和9年度＞ (2027年度)
コミュニティバス乗車数	794,548人	1,200,000人
地域内交通乗車数	3,817人	20,000人
駅前地域の放置自転車等台数	59台	40台以下

※特別の表記がない場合、計画策定時の数値は、令和4年度実績値又は令和5年度当初の数値としています。

※地域内交通乗車数の計画策定時の状況は、令和4年10月24日～令和5年3月31日の実績です。

※駅前地域の放置自転車等台数は、三鷹駅周辺の自転車、原動機付自転車、自動二輪車の放置台数です。

第5 緑と公園

◆ 施策の課題と方向性

三鷹の原風景である緑地や農地、生物が生息できる環境が年々失われていく中で、緑と水の保全、再生、創出を図ることが必要です。また、利用者等の意見を聞きながら誰もが安全で安心して利用でき、魅力ある公園づくりが求められています。このような状況の中で、民有地における農地や保存樹木等の保全対策を進めるとともに、老朽化した遊具の改修・更新やユニバーサルデザインに配慮したトイレの改築を進めます。また、「“百年の森”構想」の実現に向けて緑化助成等を推進し、防災機能を備えつつ、緑豊かでうるおいのある公園都市を形成します。

◆ 主要事業【令和6～9年度に取り組む事業】

1 緑と三鷹の原風景の保全

(1) ふれあいの里の保全（事業費：約16.8億円）

大沢の里、牟礼の里、丸池の里の豊かな地域資源の保存と活用に取り組みます。牟礼の里については、市民と農業とのふれあいの場の創出と、牟礼の里公園から玉川上水までの連続した空間を確保し、三鷹の原風景を形づくっている農空間の保全による「ふるさとの農風景」をテーマとした里づくりを進めます。

(2) 公園の公有地化（事業費：約7億円）

土地所有者の意向を踏まえ、補助金の活用など財政負担の軽減を図りながら、借地公園の計画的な公有地化の推進に努め、市民にとって身近な公園やオープンスペースを永続的に確保します。

2 緑のまちの創出

(1) 「“百年の森”構想」の実現

三鷹駅南口中央通り東地区再開発事業で整備される“子どもの森(仮称)”を第一歩として、三鷹駅前地区での開発や建替等に伴う緑化促進から市内にある様々な緑地・里・樹林・農地を緑でつなぎ、市全体を「緑のまち」にすることをめざします。

(2) 緑化助成制度の推進

壁面・屋上緑化及び接道部緑化を対象に工事費の一部を助成して緑を創出し、緑をつなげることで、緑豊かなうるおいのあるまちづくりを推進します。

3 安全で安心な魅力のある公園再生

(1) 特色のある公園づくり

利用者の意見を踏まえて、多世代が利用できる機能を備えた公園を整備するとともに、立地や地域特性に応じた特色のある公園づくりを推進します。また、公園に限らずボール遊びのできる場の検討やおすすめ公園マップを作成します。

(2) 誰もが利用できる公園の整備

ハンディキャップの有無にかかわらず、誰もが楽しめる公園づくりをめざして、遊具改修の際に必要な応じてインクルーシブ遊具を設置するほか、バリアフリー等に配慮したトイレに改築し、誰もが利用できる公園づくりを推進します。

(3) 災害に強い公園の整備

平常時に利用している公園を災害時に活用できるように、関連部署と連携を図りながら、かまどベンチなど防災施設の整備を行います。

(4) 安全で安心な公園づくりの推進

遊具の下に必要な応じてマットを整備するなど、安全面の向上を図るとともに、定期的な点検に基づき、老朽化した遊具等の施設の改修及び樹木や公園灯等の適正な維持管理を行います。また、2次元コードを活用した利用者からの情報提供の仕組みを検討します。

(5) 市民等との協働による公園の維持管理

公園の清掃、除草等の美化や花壇ボランティア活動を行う市民等との協働による公園の維持管理に努めます。また、公園のルールの周知等について検討します。

◆ 主要事業の達成度を測る指標（KPI）

指 標	計画策定時の状況	目標値 ＜令和9年度＞ (2027年度)
市域面積に対する公園緑地等の割合	5.02%	5.04%
接道部緑化助成	7,685m	8,000m

※特別の表記がない場合、計画策定時の数値は、令和4年度実績値又は令和5年度当初の数値としています。

第4部

生命と暮らしを守る
防災・減災・安全安心のまち

施策の理念 【三鷹市基本構想より引用】

様々な自然災害や多様化する犯罪から、市民一人ひとりの生命と暮らしを守るまちをつくりまします。



第1 防犯

◆ 施策の課題と方向性

安全で安心して暮らせるまちづくりは、市民共通の願いであり、市・市民・事業者・警察等関係機関との連携が不可欠です。引き続き地域団体や個人が行う安全安心・市民協働パトロールを支援し、防犯活動の一層の推進を図るとともに、関係機関と連携して市民の防犯意識を高めるため、市内で開催される各種事業やキャンペーンを通じて、防犯に対する注意喚起に取り組みまします。

◆ 主要事業【令和6～9年度に取り組む事業】

1 防犯活動の拡充

(1) 市民参加による防犯活動の推進

子どもの見守りなど、日常生活の犯罪予防を推進します。市民・事業者・警察等の多様な主体と連携・協力して、安全安心・市民協働パトロール活動の拡充や市内事業者による見守り協力体制を進めます。また、地域を見守る市民活動の一層の活性化を図ることで、市民と市民、市民と関係機関との顔が見える関係性を構築します。

(2) 防犯キャンペーンの推進

駅前や市民センター内で行う防犯キャンペーンとともに、商工まつりや農業祭など市民の集まる場所での周知活動を通じて、消費者被害や特殊詐

欺被害などの防止に向けた注意喚起に取り組みます。

(3) 適切な情報発信の取組

安全安心メールの普及促進に取り組むほか、市民が安心して暮らすことができるよう、必要なときに適切な情報を入手できる仕組みの構築に向けた検討を進めます。

(4) 生活安全に関する推進体制の整備

市民・事業者・警察等関係機関と協働して、犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進するため、「三鷹市生活安全条例」に基づく生活安全推進協議会を基盤として一層の連携強化を図ります。また、子どもたちの安全確保のため、関係部署と連携した緊急情報連絡会により情報共有を図ります。

(5) 地域安全マップづくり講習会の推進

小学校との連携により、児童・生徒の防犯教育のため作成、配布している地域安全マップを活用した「地域安全マップづくり講習会」の開催を通じて、子どもたちが自ら危険を予測し回避する能力の育成に取り組みます。

2 犯罪抑止策の推進

(1) 防犯カメラの設置及び維持管理の推進

地域における防犯活動を支援するため、地域団体が設置する防犯カメラについては、東京都と連携して、設置費用及び保守・修繕などの維持管理費用について補助し、安定的かつ継続的な運用を支援します。また、地域による防犯活動が見込めない地区については、生活安全推進協議会の意見を踏まえ、市独自の防犯カメラの設置に取り組むほか、地域団体がパトロール活動を行う際に必要な防犯装備品について補助します。

(2) 自動通話録音機の貸与

自動通話録音機を主に高齢者が居住する世帯を対象に貸し出し、オレオレ詐欺や還付金詐欺などの特殊詐欺や消費者被害などの防止を図り、市民の生活を守る取組を推進します。

◆ 主要事業の達成度を測る指標（KPI）

指 標	計画策定時の状況	目標値 ＜令和9年度＞ （2027年度）
安全安心・市民協働パトロールへの参加者数	3,619人	4,000人
三鷹市内の刑法犯認知件数（年間）	621件	500件

※特別の表記がない場合、計画策定時の数値は、令和4年度実績値又は令和5年度当初の数値としています。

第2 防災・減災

◆ 施策の課題と方向性

災害に強い防災・減災のまちづくりの推進に向けて、まず、市民一人ひとりの自助と共助による地域の防災力の強化が重要となります。こうした中、NPO 法人 Mitaka みんなの防災と連携して、積極的な情報提供等により、市民の防災意識の向上を図るとともに、地域の自主防災活動団体等に対する支援を強化します。また、市民の命と暮らしを守るため、災害時に必要となる備蓄品の整備を継続して取り組み、市の危機管理体制や防災拠点機能の強化を推進します。

◆ 主要事業【令和6～9年度に取り組む事業】

1 防災都市づくりの推進

(1) 災害に強い基盤整備の推進

木造家屋が密集するなど、地震に関する地域危険度が高い地域について、防災性の向上を図るため、「東京都建築安全条例」による新たな防火規制の指定や（仮称）防災区画道路の拡幅整備を誘導する地区計画の指定に取り組みます。また、消防活動困難区域である井の頭地域の道路ネットワーク化を推進します。

【⇒第3部第2 2(3)】

2 地域の防災力の強化

(1) NPO 法人 Mitaka みんなの防災との連携強化

Mitaka みんなの防災と市が連携して、地域全体の自助と共助の防災力向上の取組を積極的に実施するとともに、SNS を活用した情報発信を行います。また、防災出前講座による啓発を引き続き実施し、小・中学校における防災教育の充実・強化に取り組みます。

(2) 地域の自主防災活動団体への支援

市内7つのコミュニティ住区ごとに組織されている自主防災組織の活動を支援するとともに、総合防災訓練に加え、避難所開設・運営訓練の支援を強化します。また、各避難所運営連絡会と連携して、避難所運営マニ

マニュアルの見直しを行います。

(3) 災害時在宅生活支援施設の拡充

在宅避難者を支援する施設の要となる災害時在宅生活支援施設について、各地区のニーズ等を勘案し新たに整備（拡充）します。また、地域特性に合わせて、運営者である町会や自治会等が作成する「運営マニュアル」の策定や同マニュアルに基づく訓練の実施を支援します。

3 危機管理体制の強化

(1) 防災関係機関との連携強化

災害時応援協定締結を推進します。また、防災関係機関と連携して訓練等を実施することにより、発災時における災害対応力を強化します。

(2) 市民への情報伝達体制の強化

発災時に的確な情報発信を実施するため、引き続き、防災行政無線の適切な維持管理を行います。また、防災行政無線を補完する市ホームページ、安全安心メール及び自動電話応答サービス等を周知するとともに、デジタル技術の活用も含めた「誰一人取り残さないシステム」のあり方について検討します。

(3) 市職員の防災意識の向上

市職員それぞれが、所属する組織等に割り当てられた役割を自覚し、市の災害対応を確実に遂行できるよう、訓練や研修を実施します。特に、総合水防訓練においては、風水害に対応した実践的な訓練とするほか、大規模災害発生時に情報を効率的に収集し集約するための東京都災害情報システムの操作研修も行います。

(4) 受援応援体制の構築

大規模災害発生時に他自治体や関係機関等からの応援を円滑に受け入れ、早期の被災者支援につなげていくため、庁内における業務の確認、他自治体等との受援応援に係る役割分担、連絡体制、手順等の整理を行い、受援応援計画を策定します。

4 防災拠点の強化と被災者支援

(1) 災害対策用備蓄品の適正な更新

災害用備蓄品の内容については、生活様式の変化や避難者の特性、要配慮者や女性の視点等を考慮し計画的に更新していきます。また、防災備蓄倉庫に備蓄している食料及び災害対策用資機材（帰宅困難者対策用含む。）の適正配置を行うとともに、避難所における電源確保としてスマートフォン等の通信機器に対応可能な充電環境等の整備に努めます。

(2) 災害用トイレの整備推進

「組立式トイレ」は配備してから20年以上経過しているため、計画的な更新を実施します。また、「マンホールトイレ」については、下水道管上部に設置する必要があることから、避難所等となる公共施設の改修等の機会を捉え、拡充を推進します。

◆ 主要事業の達成度を測る指標（KPI）

指 標	計画策定時の状況	目標値 ＜令和9年度＞ （2027年度）
防災訓練参加者数	21,325人	27,000人
防災出前講座参加者数	1,654人	2,600人

※特別の表記がない場合、計画策定時の数値は、令和4年度実績値又は令和5年度当初の数値としています。

第3 消費者保護

◆ 施策の課題と方向性

高度情報通信社会、国際化の進展などにより、消費者生活をとりまく環境が急速に変化し、消費者の利便性が向上する一方で、商品・サービスの取引形態は複雑かつ多様化しており、インターネット利用による契約トラブルや高齢者を狙った悪質商法などの被害は後を絶ちません。このような状況下において、自立した「賢い消費者」を育成するために、児童から社会人に至るまでの体系的な消費者教育の充実を図るとともに、高齢者を見守る側の消費者教育や事業者向けの啓発も併せて推進します。加えて、消費者相談員が地域の集会等の場に出向く地域消費者セミナーについては、オンデマンドでも受講可能なコンテンツの構築を検討するとともに、参加促進を図るため、地域ポイントとの連動を含めて検討を行います。

また、庁内の消費生活部門、高齢者支援部門、安全安心部門の連携のみならず、地域包括支援センター、三鷹警察署等の関係機関とも連携した見守り体制も充実させていきます。

◆ 主要事業【令和6～9年度に取り組む事業】

1 消費者被害の防止

(1) 消費者被害防止施策の実施

消費者被害防止や消費者啓発を推進するため、「市民のくらしを守る会議アクションプログラム」に基づき、市民、消費者団体、事業者、関係機関等と連携して、消費者月間等における各種消費者被害防止キャンペーン等を継続して実施し、消費者被害の防止を推進します。

(2) 高齢者等への積極的な見守り対策の強化

高齢者等を狙った悪質商法に対する消費者被害等を防止するため、「三鷹市消費者安全確保地域協議会」の機能を併せて活用し、地域包括支援センターやほのぼのネット等、地域に密着して活動する関係機関、三鷹警察署等と連携して、更なる高齢者等の見守り環境の整備や消費者被害等を防止する施策の充実を図ります。

2 消費者生活の充実

(1) 消費者活動センターの役割や機能拡充

市民の消費生活の安定・向上、暮らしの安全、消費者団体等の活動の拠点として、三鷹駅南口中央通り東地区再開発事業の進捗を見据えながら、消費者活動センター（駅前地区公会堂含む。）の役割や機能等の拡充に向けた検討を進め、更なる利用者拡大につなげます。

(2) 消費者教育の充実及び推進

児童から社会人に至るまでの体系的な消費者教育の充実を図ります。特に、悪質商法に狙われる若者や高齢者等、高齢者を見守る側への消費者教育の充実を図り、自立した「賢い消費者」を育成するとともに、事業者向けの啓発も併せて実施し、消費者等の教育を推進します。

◆ 主要事業の達成度を測る指標（KPI）

指 標	計画策定時の状況	目標値 ＜令和9年度＞ （2027年度）
地域包括支援センター等、見守る側への出前講座受講者数	66人	100人
消費者相談員による地域消費者セミナー等受講者数	95人	150人

※特別の表記がない場合、計画策定時の数値は、令和4年度実績値又は令和5年度当初の数値としています。

第5部

持続可能な社会を実現する 環境・循環のまち

施策の理念 【三鷹市基本構想より引用】

地球環境保全のため、人と自然の共生や自然と暮らしの調和に向けて地域から取り組む脱炭素型・循環型のまちをつくります。



第1 環境

◆ 施策の課題と方向性

市では、2050（令和32）年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにする「2050年ゼロカーボンシティ」をめざし、脱炭素社会の実現に向け、地球温暖化対策を実行していくことを宣言しましたが、現状すう勢では、2020（令和2年）年以降、温室効果ガス排出量が微増予測にあり、更なる施策が不可欠な状況にあります。

こうした中、市が率先して事務・事業に伴って排出する温室効果ガスを削減し、その取組内容や成果などの情報提供のほか、環境啓発・学習事業を実施し、市民の環境への意識や行動を高める施策を進めます。また、市民が行う新エネルギー・省エネルギー設備設置に対して助成することで、エネルギー効率の向上、省エネルギー行動の促進及び環境負荷の少ない設備の普及を図ります。

◆ 主要事業【令和6～9年度に取り組む事業】

1 ゼロカーボンの実現に向けた取組

(1) 公共施設における省エネ・再エネ活用

公共施設の大規模修繕等の機会を捉えて、建物の高断熱化や設備機器の高効率化等を推進し、使用エネルギーを削減します。さらに、2023(令和5)年度の太陽光発電設備等導入可能性調査の結果を踏まえ、太陽光発電設

備や蓄電池等を導入し、再生可能エネルギーを活用します。

(2) 環境基金を活用した先導的な設備設置等への助成

太陽光発電設備等の新エネルギー・省エネルギー設備設置や住宅・建築物の断熱改修工事等に助成するほか、ゼロエネルギータウンの開発奨励については、開発によらない戸建て住宅も対象に拡充します。

(3) 「みたか E-Smart」運用によるカーボン・マネジメント

「みたか E-Smart」のPDCA サイクル運用により、省エネルギーや廃棄物削減等に取り組み、市の事務及び事業に伴い排出される温室効果ガスを削減します。

(4) 「地球温暖化対策実行計画」の推進に向けた施策の取組

ゼロカーボンシティ実現に向け、公共施設を含めた市内で使用するエネルギーの再生可能エネルギー化や、姉妹都市等との連携による森林整備で温室効果ガスの排出削減を図るカーボンオフセット事業など、市が率先垂範するものとして実現をめざす施策の取組を進めます。

2 気候変動への適応

(1) 風水害対策の推進

三鷹市浸水ハザードマップ等を活用した浸水リスクや避難行動の周知のほか、避難所となる公共施設への自立電源（太陽光発電設備等）の設置など環境整備を進めます。

(2) 熱中症対策・予防の推進

気候変動の影響により、熱中症による死亡者数は増加傾向にあり、地球温暖化が進行すれば熱中症による被害がさらに拡大する恐れがあります。

「改正気候変動適応法」及び閣議決定された「熱中症対策実行計画」の規定に基づき、庁内横断的な体制を整備し、全ての関係部署で熱中症対策を推進します。

3 人と自然の共生

(1) 農地・緑地の保全

農のある風景の保全、市内産農作物の活用、回遊ルート周辺の自然緑地の重点的保全、風致地区や保存樹木の指定などに取り組み、緑や水環境を

保全します。また、公園緑地の改修・拡充により、身近な緑地をつくり育てます。

(2) 生物多様性に配慮した空間の保全・再生

公園緑地や公共施設の植栽等、市が整備する空間には、在来種の植物による緑化や雑木林の適正な管理等、自然の生態系に配慮します。

4 環境への意識啓発

(1) 環境学習・啓発事業の推進

「みたか環境活動推進会議」との協働により、家電やLED照明といったエネルギー等について学ぶ環境講座や体験学習の機会を提供します。

(2) 環境活動の顕彰

市民やNPO、事業者等が行う廃棄物やエネルギーの削減など、先導的な環境活動に対して顕彰を行い、環境活動の普及と啓発を図ります。

◆ 主要事業の達成度を測る指標 (KPI)

指 標	計画策定時の状況	目標値 ＜令和9年度＞ (2027年度)
三鷹市の事務・事業に伴う温室効果ガス排出量	13,148t-CO ₂	10,007t-CO ₂ (R8年度実績)
環境学習・啓発事業の参加者数	601人	600人
新エネ・省エネ設備設置助成及びゼロエネルギータウン奨励件数	199件	300件

※特別の表記がない場合、計画策定時の数値は、令和4年度実績値又は令和5年度当初の数値としています。

第2 ごみ処理

◆ 施策の課題と方向性

市ではこれまで新たな分別収集の実施や事業系ごみ・家庭系ごみの有料化などの施策により、ごみの発生抑制・排出抑制、リサイクルを推進し、ごみの減量・資源化に取り組んできました。引き続き、廃棄物の3R（リユース、リデュース、リサイクル）の取組を進めるとともに、サーキュラーエコノミー（循環経済）（注1）の視点を取り入れ、循環型社会の構築をめざします。また、リチウムイオン電池等の適正な処理、高齢社会におけるごみの排出支援や災害時のごみ処理といった廃棄物処理を取り巻く環境の変化に対応した取組を進めます。

不燃物処理資源化施設（ふじみ衛生組合リサイクルセンター）については、施設更新工事に着手し新施設の稼働をめざすとともに、適正かつ安全な処理と更なるリサイクル率の向上に取り組めます。

（注1）サーキュラーエコノミー（循環経済）：従来の製品を製造・販売し、使い終わったら廃棄するといった一方通行型の経済活動＝リニアエコノミー（線形経済）に対し、製造から販売、消費のあらゆる段階で資源の効率的・循環的な利用を図ることで、天然資源の使用と廃棄物の発生を最小化する経済活動のこと。

◆ 主要事業【令和6～9年度に取り組む事業】

1 ごみの減量・資源化、適正処理の推進

(1) ごみの発生・排出抑制の取組

更なるごみの減量・資源化を図るため、家庭と事業系廃棄物の3Rを推進します。また、使い捨てプラスチック・食品ロスの削減に取り組めます。

(2) 資源循環の促進

従来の3Rに加えて、サーキュラーエコノミー（循環経済）の実現に向け製品プラスチックのリサイクルを進めるとともに、ペットボトルなどの使用済み製品を同じ製品に生まれ変わらせる水平リサイクルを推進します。

(3) 適正処理の推進

不燃ごみ等へのリチウムイオン電池の混入に伴う火災事故を防止するため、小型充電式電池（リチウムイオン電池などの二次電池）とその内蔵製品の適正処理に向けた対策を実施します。

(4) ごみの排出支援サービス等の充実に向けた検討

高齢社会に向けた廃棄物・資源循環の対策として、高齢者や障がい者等の粗大ごみの搬出支援、生前・遺品整理や引っ越し等による片付けごみ・多量ごみの運び出し支援の必要性や処理方法について検討します。

(5) 災害時におけるごみ処理体制の整備

近い将来に発生すると言われていている首都直下型地震や、大型の台風の上陸に伴う風水害などの自然災害に備え、「災害廃棄物処理計画」に基づき、発災時の職員体制や教育・訓練、廃棄物処理関連団体との連携を図るなど、ごみ処理体制を整備していきます。また、災害時のごみの捨て方について住民への啓発を行うなど、実効性のあるものとします。

2 ごみ処理施設の維持・保全

(1) ふじみ衛生組合リサイクルセンターの更新に向けた取組(事業費:約20億円)

老朽化が進んでいる不燃物処理資源化施設「ふじみ衛生組合リサイクルセンター」(1994(平成6)年度稼働)の更新に向け、「リサイクルセンター整備実施計画」に基づき工事を進め、2028(令和10)年度の新リサイクルセンターの稼働をめざします。

(2) 環境センターの解体及び跡地利活用の検討

環境センターの安全な解体に向け、隣接する住宅・学校への配慮や事業費の精査に取り組みつつ、古着等のストックヤードの整備を含めた跡地の利活用について検討します。

◆ 主要事業の達成度を測る指標 (KPI)

指 標	計画策定時の状況	目標値 <令和9年度> (2027年度)
1人1日当たりのごみ総排出量	677g	672g
最終処分場に埋め立てるごみの量	0 m ³	0 m ³

※特別の表記がない場合、計画策定時の数値は、令和4年度実績値又は令和5年度当初の数値としています。

第3 下水道

◆ 施策の課題と方向性

1973（昭和48）年の下水道整備100%達成から半世紀が過ぎ老朽化が進行しています。また、東部水再生センターは、運転開始から50年以上が経過しており、設備の更新等を行っていますが、老朽化が進んでいます。

今後も下水道を使い続けられるよう耐震化や長寿命化対策などを行うほか、水質向上や安定した下水処理の継続のため東部処理区の流域下水道編入に向けた関係機関との調整や、編入までにかかる資本費及び編入後の維持管理費の推計を行うとともに、経営を持続するための方策を検討します。また、地球温暖化の影響による大雨の発生頻度の増加から浸水被害軽減に向けて、民間施設等への雨水浸透施設の設置について指導・要請を行うほか、雨水流出の抑制対策や、家屋の浸水被害の防止や軽減を図るための自助の取組支援を行うなど、雨水流出抑制型下水道への転換を図っています。

◆ 主要事業【令和6～9年度に取り組む事業】

1 安定した下水道機能の確保

(1) 地震対策の推進

下水道管路施設の耐震性能の調査及び耐震化工事に取り組みます。

(2) 長寿命化の推進

ストックマネジメント手法を活用し、更新期を迎えるポンプ場及び下水道管路施設等について、効果的・効率的に長寿命化事業を行います。また、東部水再生センターについては、流域編入までの間、延命化を図ります。

2 都市型水害対策の推進

(1) 止水板設置の促進

建物への浸水被害の防止や軽減を図るため建物の出入り口に止水板を設置する工事等に対する助成制度について一層の周知を図り、自助の取組を支援します。

(2) 雨水浸透施設等の設置の推進

下水道への雨水流出を抑制するため、開発事業等において雨水浸透施設

の設置指導等を引き続き行うとともに、市内の既存住宅へ雨水浸透ますを公費負担で設置する事業について、引き続き取り組みます。

(3) 気候変動等への対応

局地的な豪雨や地球温暖化など気候変動に伴う大雨に対して、浸水シミュレーションを行い、必要な対策を検討、実施します。

3 東部処理区の流域下水道への編入

(1) 東部処理区の流域下水道への編入

東京都の「多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画」について、東京都及び関係市をはじめとする関係機関との調整を引き続き行います。

(2) 経営強化の推進

安定した下水処理を継続するため、流域下水道編入までにかかる資本費と編入後の維持管理費の推計を行うとともに、経営に関する地方公営企業法に基づいた収支見通しを分析、検討します。

◆ 主要事業の達成度を測る指標（KPI）

指 標	計画策定時の状況	目標値 〈令和9年度〉 (2027年度)
管路の長寿命化（管更生工事）	506m	1,250m
雨水浸透ますの設置数	80,153 個	87,500 個

※特別の表記がない場合、計画策定時の数値は、令和4年度実績値又は令和5年度当初の数値としています。

第6部

誰もが安心して暮らせる 健康・福祉のまち

施策の理念 【三鷹市基本構想より引用】

一人ひとりに寄り添いながら暮らしを支援し、地域で支え合う、誰もが安心して健康に暮らせるまちをつくります。



第1 地域福祉

◆ 施策の課題と方向性

少子高齢化の進展、核家族化や単身世帯の増加等により、地域における課題は、8050問題をはじめとした社会的な孤立や孤独など様々な問題が複雑にからみ合い多様化しています。誰もが安心して住み慣れた地域で自分らしく暮らすために、地域の実情を把握している住民と行政や専門機関等が協働して地域の課題を発見し、解決していくための共助の基盤づくりが必要となります。多様な主体が参画し、世代や分野を超えてつながる「地域共生社会の実現」をめざし、市民のニーズに対応した地域福祉を推進します。

◆ 主要事業【令和6～9年度に取り組む事業】

1 健康福祉総合計画 2027 の策定

(1) 「健康福祉総合計画 2027」の策定と推進

健康福祉審議会等からの意見も踏まえ、「健康福祉総合計画 2027」を策定し、全ての市民が自分らしく生きられる地域共生社会の実現に向け、多様な主体が連携して支え合う包括的な仕組みを確立します。策定に当たっては、新たに「重層的支援体制整備事業計画」、「再犯防止推進計画」及び「成年後見制度利用促進基本計画」を盛り込みます。

2 地域で共生する社会の実現に向けた取組の推進

(1) 地域ケアネットワーク推進事業の充実と発展

7つの地域ケアネットワークが取り組む、地域特性に応じた多様な活動、地域の状況に応じた、より柔軟で自主的な運営や事業展開について支援を継続し、ネットワークの充実を図ります。今後の運営体制等についても関係機関や関係団体等と検討します。

(2) 重層的支援体制整備事業の推進

属性や世代を問わず、制度の狭間において支援が受けられない方などの福祉課題の相談に応じ、必要な公的サービスへつなげるため、全ての住区にそれぞれ1人の地域福祉コーディネーターを配置し、包括的な支援体制の構築を図ります。また、全ての市民が安心して暮らせるように、住民同士が互いに支え合い、主体的に課題解決に取り組む共助の基盤づくりを推進します。

【⇒第3部第3 3(5)】

3 安心して暮らせる地域づくり

(1) 災害時の要配慮者受入れ体制の整備

支援が必要な高齢者や障がい者などの要配慮者が災害時に安心して避難生活を送れるよう環境の整備を進めます。

また、市職員を福祉避難所へ派遣する仕組みづくりの検討を進めるとともに、福祉避難所の拡充や、利用者の特性に応じた備蓄品を整備します。

(2) 災害時避難行動要支援者の支援

災害対策基本法に基づき避難行動要支援者名簿情報を毎年更新するとともに、協定を締結した関係機関や関係団体に名簿を提供し、関連部署と連携しながら災害時の避難支援体制の整備を図ります。また、災害時に要支援者がスムーズに避難できるよう、一人ひとりの事情に合わせて、あらかじめ立ておく個別避難計画について、居宅介護支援事業所や相談支援事業所等と連携して作成を進めます。

(3) 見守りネットワーク事業の推進

住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせるように、地域住民、民生・児童委員、地域包括支援センター、地域ケアネットワークや民間事業者等の

見守り協力団体と協働で、「孤立死」などを防ぐため、市民の安否確認や緊急事態などに対応する見守りの仕組みである「見守りネットワーク事業」をさらに推進し、見守り協力団体の拡充をめざします。

(4) 福祉人財の養成と活動支援

地域福祉ファシリテーターや傾聴ボランティアなど地域福祉活動を推進する担い手の養成と活動支援について、社会福祉協議会や市内大学等と連携しながら進めます。

◆ 主要事業の達成度を測る指標（KPI）

指 標	計画策定時の状況	目標値 ＜令和9年度＞ (2027年度)
民生・児童委員の充足数	84.3%	90.0%
福祉ボランティアの参加者数	23,763人	26,000人
地域福祉コーディネーターの相談対応件数	2,189件	4,400件

※特別の表記がない場合、計画策定時の数値は、令和4年度実績値又は令和5年度当初の数値としています。

第2 高齢者福祉

◆ 施策の課題と方向性

今後、生産年齢人口の減少により更なる高齢化が進むことが見込まれる中で、高齢者一人ひとりが、健康であっても、医療や介護が必要になっても、住み慣れた地域で尊厳を保持しつつ、安心して、自分らしい生活を継続していくため、地域における支え合いの仕組みである地域包括ケアシステムについて、包括的な支援体制の構築や医療と介護の連携強化などにより、より一層推進します。また、団塊の世代全員が後期高齢者となる2025年問題など社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野の枠や「支える側」、「支えられる側」という関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会の実現」をめざします。

◆ 主要事業【令和6～9年度に取り組む事業】

1 在宅医療・介護の推進体制の強化

(1) 福祉Labo どんぐり山による在宅医療・介護の推進

企業・大学等との協働による先進的な技術・サービスの実装（在宅医療・介護研究センター）、これからの高齢社会に求められる介護人財の育成（介護人財育成センター）、在宅生活の継続を支援するための市独自サービスの実施（生活リハビリセンター）の3事業の有機的な連携により、高齢者が地域で安心して暮らし続けられるまちづくりを実現します。

(2) 在宅医療・介護連携の推進

三鷹市在宅医療・介護連携推進協議会を中心とした医療、福祉、介護等の関係機関の連携の推進として、医療・介護関係者間の情報共有及び相談体制の充実など、連携窓口みたかを含めた多職種連携の強化を図ります。また、市民・支援者に対してACP（注）などの普及啓発等に取り組み、地域全体で高齢者を支えていく体制を整備します。

（注）ACP：Advance Care Planning の略。人生の最終段階で受たい医療やケアについて、自分自身で前もって考え、信頼する人と話し合い、共有しておく取組のこと。

2 認知症高齢者の支援と権利擁護の推進

(1) 認知症施策の計画的な推進

2023（令和5）年度に成立した「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」及び市の「人権を尊重するまち三鷹条例」を踏まえて、市の認知症に係る計画の策定及び条例の制定について取組を進め、認知症施策の総合的かつ計画的な推進を図ります。

【⇒第1部第2 2(4)】

(2) 地域の連携による認知症高齢者への支援

認知症高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも安心して、自分らしく暮らせるまちをめざし、地域、学校、企業等と連携して認知症サポーター養成講座等の普及啓発事業や地域活動の場づくりなどに取り組み、「認知症にやさしいまち三鷹」のまちづくりを推進します。認知症施策の推進体制の強化を図り、地域展開の拡充と施策全般の充実を図ります。

(3) 認知症の人及び家族等への支援

認知症高齢者が地域で安心して暮らしていけるよう、市民の認知症に対する理解を深める取組として、認知症サポーター養成講座を開催します。また、認知症の人及び家族等のニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ、チームオレンジの取組を推進します。

3 介護予防・健康づくりの充実・推進

(1) 介護予防・フレイル予防の推進

健康寿命の延伸を目標に、要介護状態になる前から積極的に健康づくりに取り組めるよう、一般介護予防事業として実施している介護予防教室の充実を図ります。また、健診結果データを分析・活用し、健康課題に基づき高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施することで、より効果的かつきめ細やかな支援による高齢者の健康保持・増進を図ります。

(2) 「通いの場」の拡充

生活支援コーディネーターやリハビリテーション専門職による関与、一般介護予防事業との連携などを強化し、地域の身近な場所で自主的・継続的に開催され、誰もが参加できる運動や趣味活動、認知機能低下予防の取組など、介護予防に資する多様な活動を推進します。

4 住宅支援の充実・推進

(1) 住まいの支援

住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、新たな幅広い高齢者の住環境の支援策について、居住支援協議会において検討を進めます。

【⇒第3部第3 3(5)】

(2) 高齢者住宅の転換

住宅セーフティネット制度の活用や新たな見守り制度の仕組みの検討など、民間との連携によるきめ細かな居住支援へと転換を図りながら、既存の福祉住宅のあり方を見直します。

◆ 主要事業の達成度を測る指標（KPI）

指 標	計画策定時の状況	目標値 ＜令和9年度＞ (2027年度)
介護人財育成センター研修受講者数	—	1,000人
認知症サポーター養成者数	10,842人	14,500人
高齢者の「通いの場」の参加人数	2,625人	3,400人

※特別の表記がない場合、計画策定時の数値は、令和4年度実績値又は令和5年度当初の数値としています。

第3 障がい者福祉

◆ 施策の課題と方向性

障がいの有無にかかわらず、地域で生涯にわたり安心して暮らしていくために、障がいの重度化、高齢化及び難病等対象疾病の拡充等に伴う当事者ニーズへのきめ細やかな対応が求められています。障がいのある人の視点に立った支援の提供に向けて、多様な手段による情報提供や相談機能の充実について、様々なネットワークを活用し、ライフステージや状況に応じた切れ目のない支援に取り組みます。さらに、地域で安心して生活するために、地域の方々の障がいへの理解を促進し、支え合いの環境づくりを進めるなど、障がいのある人の人権が尊重され、住み慣れた地域で生涯にわたり安心して暮らしていける「共生社会の実現」をめざします。

◆ 主要事業【令和6～9年度に取り組む事業】

1 互いを理解し、認め合う地域づくり

(1) 障がいに対する理解の推進と障がい者の権利保障

障がいに対する理解を深めるため、「心のバリアフリー」を推進する活動を積極的に行います。また、障がい者差別解消の取組について、事例を踏まえた周知を進めるとともに事業者等に向けた合理的配慮についての啓発を行います。虐待防止については、早期発見、早期対応及び未然防止のための周知・啓発を行います。

2 ライフステージに応じた切れ目のない地域生活の支援

(1) 障がい児の生活支援の充実

子どもの特性や障がいの種類、年齢等に応じた早期療育の視点を持った支援の充実を図るとともに、「子どもから成人期」といったライフステージによって切れ目のない支援が円滑に移行できるように、関係機関と連携して取り組みます。

(2) 障がい者の生活支援の充実

医療、福祉、教育、就労、住まい等の分野別やライフステージに応じ、相談支援機関が中心となって切れ目のない支援の充実に努めます。また、

住まいの支援について、居住支援協議会において検討を進めます。

【⇒第3部第3 3(5)】

(3) 家族支援の充実

障がいのある子どもや医療的ケア児を育てている家族の支援について、保護者の就労等の支援のための保育、教育や放課後の居場所等の環境整備に関係機関と連携して取り組みます。また、レスパイト事業の充実をめざし、調布基地跡地福祉施設の整備を進めます。

(4) 就労の推進

関係機関や事業所等との連携による就労支援ネットワークを充実させ、障がい者自身のニーズや能力に応じた多様な雇用・就業機会の確保に努めます。また、就労後や休日等の生活や余暇活動の支援についても関係機関と連携して行います。

3 障がいのある人を支える地域の基盤整備

(1) 福祉人財の確保・定着

ガイドヘルパー養成研修、地域ボランティアの養成講座等の実施や福祉の仕事についての周知啓発に努めるとともに、事業者とも連携を図りながら、担い手の確保・定着に向けた取組について検討を進めます。さらに、ピアサポーターによるピアサポート活動についても、養成講座の実施及び活動の場の環境整備に取り組みます。

(2) 施設整備の推進（事業費：約 12.4 億円）

障がいのある人の重度化、高齢化に対応できる「共生型サービス」を提供する事業者や、日中サービス支援型共同生活援助施設等の整備については、民間事業者による適切な施設整備の推進と必要な支援を行います。また、調布基地跡地福祉施設整備については、重症心身障害者（児）、重度知的障害者（児）を対象とした2施設の2025（令和7）年度中の開設に向けて、引き続き関係機関と連携して整備を進めます。

◆ 主要事業の達成度を測る指標（KPI）

指 標	計画策定時の状況	目標値 ＜令和9年度＞ （2027年度）
障害福祉サービスの受給者証発行数	2,052人	2,600人
障害福祉サービスの利用率 （利用者数／発行数）	96.2%	97.0%
市内グループホームの入居定員	217人	250人

※特別の表記がない場合、計画策定時の数値は、令和4年度実績値又は令和5年度当初の数値としています。

第4 生活支援

◆ 施策の課題と方向性

重層的なセーフティネットの担い手として定着した生活困窮者への自立相談支援、並びに健康で文化的な最低限度の生活を保障する生活保護制度への適時適切な相談や活用を通じて、各世帯の状況に応じた生活を支援するとともに、対象者に寄り添ったサポートを通じて経済状態・社会活動・日常生活などのライフステージ全体を見通した自立の助長を図ります。

◆ 主要事業【令和6～9年度に取り組む事業】

1 生活保護制度の適正な運用

(1) 生活保護制度の適正かつ適切な運用と情報発信

健康で文化的な最低限度の生活を保障する生活保護制度を実現させるため、日常生活の支援をはじめ、社会的・経済的な自立に向けた支援を推進します。また、支援を必要とする人が生活保護申請を躊躇する事態が発生することのないよう、制度の正しい情報の普及啓発に努めます。

(2) 生活保護制度の適正かつ適切な運用のための効果検証

診療報酬明細書等の点検による医療扶助の適正化や、システム活用による資産調査等の迅速化に向けた検討など、制度の適正かつ適切な運用に向けた取組強化に努めます。

2 生活保護受給者の自立支援の充実

(1) 自立支援プログラムの活用による関係機関と連携した支援の推進

就労支援、退院促進支援、健康管理支援など専門的知見を有するスタッフ・機関による自立促進に向けた支援の取組を進めます。

(2) 健康状態の回復に向けた支援の推進

自らの疾患や治療に関する正しい知識と、それを踏まえた日常生活について、関係機関との連携や専門性を生かした支援の実施により疾病の重症化等を予防し、健康状態の回復を図ることで受給者本人が自立に向けた希望を持てる支援に取り組みます。

3 生活困窮者の自立支援の充実

(1) 生活困窮者に対する社会的・経済的課題の解決に向けた支援

重層的なセーフティネットの担い手として定着した生活・就労支援窓口については、従前から実施してきた生活保護からの自立後も途切れることなく支援するフォロー体制の実効性を高めるために、関係機関との一層の連携の緊密化をめざして、そのあり方の強化・充実に向けた取組を進めます。

(2) 住宅確保要配慮者等に対する支援の推進

家計負担に占める比重の大きい住宅費納付の滞り等を原因とする住宅困窮という事態回避のため、住宅確保要配慮者に対する支援策として、居住支援協議会との有効な連携を検討します。

【⇒第3部第3 3(5)】

4 国民健康保険事業の運営

(1) 保険財政の健全化

適正な受益と負担のあり方を踏まえて、適宜、国民健康保険税を改定するとともに、保険者努力支援交付金等の獲得も併せて、保険財政健全化の取組を行います。

(2) 国民健康保険事業の運営

適正受診を促す医療費通知や、医療費の削減効果が見込まれるジェネリック医薬品差額通知書の発送を行うとともに、重複・多剤投与者に対する服薬情報等通知事業を実施します。

5 後期高齢者医療制度の適切な対応

(1) 後期高齢者医療制度の適切な対応

東京都後期高齢者医療広域連合と連携し、適切な事務の遂行と制度改正等に関する周知を行うとともに、市民からの問い合わせにきめ細やかに対応します。

◆ 主要事業の達成度を測る指標（KPI）

指 標	計画策定時の状況	目標値 ＜令和9年度＞ (2027年度)
生活困窮者自立支援プラン作成件数	249件	300件
就労支援事業による就労者数	227人	270人

※特別の表記がない場合、計画策定時の数値は、令和4年度実績値又は令和5年度当初の数値としています。

第5 健康増進

◆ 施策の課題と方向性

国が展開する「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」の基本的な方向の1つである「健康寿命の延伸・健康格差の縮小」を実現するためには、市民一人ひとりの「自らの健康は自ら守り・つくる」という意識に加え、市民、行政、関係機関等が協働して取り組むことが大切です。健康づくりの推進と疾病予防の推進を両輪に据え、「健康福祉総合計画」に基づき、健康福祉施策を総合的かつ計画的に推進することで、市民一人ひとりがいつまでも元気でいきいきと暮らすために、多様な主体と協働して生涯を通じた健康増進の取組を推進します。

◆ 主要事業【令和6～9年度に取り組む事業】

1 健康づくりの推進

(1) 地域で進める健康づくり

住民協議会との協働による会議及び事業の実施や、包括連携協定を結んでいる事業者等と連携を取りながら、健康に関する情報の普及啓発や講座を開催することにより、地域全体の健康意識の向上や担い手の育成を図ります。また、誰もが取り組むことができる健康づくりを推進します。

(2) 栄養・食生活についての啓発

相談や教室、啓発活動等を通して、妊娠期から高齢者までの食育や食生活についての正しい知識の普及啓発を図ります。

(3) 歯・口腔の健康づくり

乳幼児から高齢者までの生涯にわたるお口の健康づくりについて普及啓発を図ります。また、歯科医師会や関係機関と協議を重ねながら健診の見直しや相談等の事業の充実に取り組みます。

(4) こころの健康づくり

市民健康講座等による普及啓発を行うとともに、相談支援の充実を図ります。また、地域における人との「つながり」の場となる居場所や交流の場づくりを関係機関と協力して推進します。

(5) ライフステージを踏まえた健康づくり

市民が自分自身のライフステージを意識し、生涯において健康づくりに取り組めるよう情報を提供し、事業を実施します。また、若い世代に対しては、若者等が参加するイベント等を活用して、健康に関する知識の普及啓発を推進するとともに、相談支援の充実を図り、健康づくりを支援します。

2 疾病予防の推進

(1) 「データヘルス計画」の推進

国民健康保険法に基づく「国民健康保険保健事業計画（データヘルス計画）」を推進し、特定健康診査等の結果を活用した効果的・効率的な保健事業の実施を図ります。

(2) 生活習慣病予防の推進

糖尿病などの生活習慣病の予防のため、栄養指導などの保健指導を通じて、単なる知識の伝達ではなく、自らの健康管理に対する自主的な実践を促しながら、正しい知識の普及を図ります。また、妊産婦や子どもの相談事業、健診等様々な機会を活用し、喫煙、飲酒を含め、生活習慣が健康に及ぼす影響について啓発します。

(3) がん検診等の推進

国の「がん対策推進基本計画」及び「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」等に基づき、医師会との連携を図りながら、科学的根拠に基づくがん検診の実施に努めるとともに、がん検診の受診率向上を図ります。また、成人歯科健康診査をはじめとする健康増進法に基づく各種健康診査・検診について、充実を図りながら適切に実施します。

(4) 予防接種事業の着実な推進

予防接種に関する正しい知識の普及啓発に努めるとともに、予防接種事業を円滑に実施し、公衆衛生の向上を図ります。

(5) 感染症対策の強化

新型コロナウイルス感染症対応の検証を踏まえて、国又は東京都の感染症対策との整合を図りながら感染症対策の見直しを行うことで、市民の安全を確保します。また、感染症発生時に迅速な対策を実施できるよう、平

時から医師会、医療機関及び保健所等の関係機関との連携体制を強化するとともに、保健所との人事交流や研修について東京都と調整を行うなど、保健所を持たない基礎自治体における人財育成や専門性の向上に取り組み、感染症対応力の向上を図ります。

◆ 主要事業の達成度を測る指標（KPI）

指 標	計画策定時の状況	目標値 ＜令和9年度＞ （2027年度）
健康づくり事業への参加者数	12,385人	13,000人
特定健康診査の受診率	48.6%	60%

※特別の表記がない場合、計画策定時の数値は、令和4年度実績値又は令和5年度当初の数値としています。

第7部

個性が輝き笑顔あふれる
子ども・教育のまち

施策の理念 【三鷹市基本構想より引用】

子育てや教育の環境が充実し、未来を自らの力で切り拓き歩んでいく子どもの成長を地域全体で支え、育むまちをつくります。



第1 子ども・若者・子育て支援

◆ 施策の課題と方向性

全ての子どもの権利が守られ、子どもたちが主体的に活動し、自分らしく安心して成長できるよう、福祉・教育・就労など様々な分野の連携体制の強化、整備を図り、子どもの健やかな成長を支えます。

また、安心して子育てができるよう支援の充実を進めます。

さらに、子ども・若者の居場所の拡充を図りながら必要な支援を行うとともに、保育園・学童保育所の運営の強化を図ります。

◆ 主要事業【令和6～9年度に取り組む事業】

1 子どもの人権の尊重

(1) 子どもの人権擁護の推進

子どもを権利の主体として位置付け、その基本的人権を保障し、権利を侵害されることなく育っていただけることを目的として「子ども人権基本条例（仮称）」を制定します。条例の制定に当たっては、全児童アンケートや子ども・若者会議（仮称）などにより子どもの意見を集約し、ホームページ等で情報を公開しながら取り組みます。

【⇒第1部第2 2(4)】

(2) 児童虐待等への適切な対応

妊産婦、子育て世帯、子どもを守るため、改正児童福祉法（2024（令

和6)年4月施行)の趣旨を踏まえ、必要な体制を構築し、子ども家庭支援ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)を活用した連携支援の強化を図ることにより、地域資源をつなぐ強みを生かした予防的・継続的な支援を行います。また、地域全体で子どもの人権を守るため、虐待予防やヤングケアラーの理解と支援等の意識啓発に取り組みます。引き続き、児童相談所と相互連携を図るとともに、今後予定されている児童相談所の再編に当たっては、更なる連携に必要な機能等について、東京都に要望します。

(3) 地域における社会的養育体制の強化

児童相談所や児童養護施設等と連携し、養育に特に支援が必要な子どもと子育て家庭に対する支援の充実について検討し、社会的養育体制の強化に取り組みます。

2 子育て支援の充実

(1) 地域における「切れ目ない包括的な支援」の更なる充実

2024(令和6)年4月施行の改正児童福祉法を踏まえ、これまでの児童福祉に加え母子保健の業務もあわせて所管する「子ども家庭課」を新設し、両機能のより一層の連携による組織一体的な相談支援を行い、子育てに困難を抱える家庭や妊産婦を切れ目なく、漏れなく支援します。また、地域資源を活用した気軽な相談や交流の場を創出するとともに、子どもや子育て当事者の視点に立った相談支援の更なる強化を図り、引き続き、地域における全ての子どもと子育て家庭への切れ目ない包括的な支援を推進します。

(2) 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援

全ての妊婦を対象とした「ゆりかご面接」及び新生児訪問とギフトの支給を合わせて行うことで、伴走型相談支援と経済的支援を一体として実施します。また、妊娠中のアンケート、産後ケア事業、乳幼児健診、バースデーサポート事業等を通して、心身の不調や支援が必要な家庭を早期に発見し、妊娠期から子育て期まで、継続した支援を行います。

(3) 親の子育て力向上

親自身が我が子と向き合い子育てに喜びを感じることや、「育てにくさ」を抱える親子への支援を行うことで、特に乳幼児期の子どもの育ちに必要

な「愛着」が親子の間でしっかりと構築できるよう、乳幼児期の全ての親子を対象とした「子育て支援プログラム」の充実を図ります。

(4) 地域ぐるみの子ども・子育て支援の推進

子育て支援サイト・アプリ「みたかきっすナビ」や子育て関連の冊子等を活用したきめ細やかな情報発信等による普及・啓発を図るとともに、保育園、幼稚園等を中心とした地域の子育て支援力の向上に取り組み、地域ぐるみで子どもと子育て家庭を支える環境づくりを進めます。

3 子ども・若者支援事業の推進

(1) 子ども・若者の居場所づくり

中高生・若者交流事業等の拡充により、多世代交流センターを中心とした地域市民との協働による子ども・若者の居場所づくりと社会参加につながる取組を推進します。また、社会福祉法人やNPO団体等の関係機関や近隣大学、町会・自治会、民生・児童委員等と連携した居場所づくりに取り組みます。

(2) 生活・就労支援事業等との連携強化

生活・就労支援の関係機関との連携を強化し、課題や困難を有する若者の相談及び具体的支援へとつなげるための取組を進めます。

(3) 地域における総合的な子どもの居場所づくりの拡充

「学校3部制」を踏まえた上で、学校を拠点とした子どもたちの安全で安心な居場所づくりを進めます。また、東西多世代交流センターをはじめとした地域の施設等における子どもの居場所を確保するとともに、子ども食堂などの地域の取組を支援します。あわせて多世代交流を促進し、地域で子どもたちを育てる環境づくりを推進します。

4 保育園・幼稚園・学童保育所等の機能の強化

(1) 保育園の子育て支援機能の充実

子どもと保護者の育ちに向けて、公立保育園が有する知識・経験や人財力を生かしながら、地域の子育て施設のネットワークを構築して、相談機能など子育て支援を強化し、身近な在宅子育て支援の拠点となるよう取組を推進します。

(2) 保育園における保育人財の確保・育成の強化

子ども・子育て支援を担う人財を確保するとともに、人財の定着率を高めるための取組を進めます。また、多様な保育ニーズに対応することができる人財の育成に取り組めます。

(3) 効率的な保育園の運営に向けた検討

保育ニーズを的確に捉えながら、今後の市内保育施設の適正配置や、保育の質の向上、子育て支援・セーフティネット機能の強化、安全安心、防災上の位置付け等、公立保育園に求められる役割の視点から、公設民営保育園の公私連携保育園への転換をはじめとした今後の保育施設のあり方を検討します。

(4) 保育の質の向上と多様なニーズに対応した保育サービスの充実

市内保育施設に対する市による指導検査や巡回指導の強化を図ります。また、年々高まる医療的ケア児の保育ニーズ等を踏まえ、児童の特性に応じた受入体制の充実に努めます。

(5) 幼稚園の運営支援

入園児が減少傾向にあり、定員を下回る状況にあります。人財確保をはじめとした幼児教育への支援とともに、一時保育の拡充や施設の有効活用など、これからの時代に即した支援のあり方について、検討を進めます。

(6) 学童保育所における定員・サービスの拡充（事業費：約2.9億円）

「学校3部制」を踏まえた上で、学校施設の活用や民間の賃貸物件の活用等により効果的かつ効率的に整備を進め、定員の拡充を図ります。また、医療的ケア児の受入や多様なニーズへの対応など、サービスの拡充を進めるとともに、職員の処遇の改善を図り、サービスを担う人財の確保に努めます。

◆ 主要事業の達成度を測る指標（KPI）

指 標	計画策定時の状況	目標値 ＜令和9年度＞ (2027年度)
保育園・学童保育所の待機児童数	0人	0人
多世代交流センター ユースタイム（中高生・若者交流事業）参加者数	3,026人	3,900人
「子育て支援プログラム」への参加家庭数	484	650
「ゆりかご面接」、「新生児訪問」の実施率	ゆりかご面接 98% 新生児訪問 95%	各 100%

※特別の表記がない場合、計画策定時の数値は、令和4年度実績値又は令和5年度当初の数値としています。

第2 教育

◆ 施策の課題と方向性

変化の激しい予測困難な時代において、未来を担う子どもたち一人ひとりが、自らの幸せな人生とより良い社会の創造、すなわち個人と社会のウェルビーイングの実現のための大切な条件として「人間力」と「社会力」を主体的に発揮できるようになることが重要です。そのために、これまで取り組んできたコミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育を一層充実させるとともに、個別最適な学びと協働的な学びの推進、一人ひとりが大切にされる環境整備、教職員の幸せ（ウェルビーイング）の実現等に取り組んでいきます。さらに、学校を核としたコミュニティづくりであるスクール・コミュニティの発展に向け、地域の共有地「コモンズ」としての学校への移行をめざし、「学校3部制」を推進します。また、国立天文台周辺のまちづくりの中で、魅力ある最先端の教育と「学校3部制」のモデルとなる「森の学校」を創るため、義務教育学校の制度を活用した新しい小・中一貫教育校の整備に向けた取組を進めます。

◆ 主要事業【令和6～9年度に取り組む事業】

1 コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育の更なる充実

(1) コミュニティ・スクールの機能の充実

より一体感のある学園・学校運営や小・中一貫教育の更なる充実・発展をめざし、協議機関としての協議の充実を図ります。

(2) コミュニティ・スクールの充実に向けた支援体制の整備

学校と地域が連携・協働するコミュニティ・スクールの充実に向け、支援や連携・協働体制を整備するとともに、各学園のスクール・コミュニティを構成する諸団体における地域学校協働活動の促進を図ります。

(3) 小・中一貫教育の充実と発展

子どもたちの義務教育9年間の学びと15歳の姿に責任を持った教育を実現するため、幼児教育との連携にも留意しながら、「三鷹市立小・中一貫教育校 小・中一貫カリキュラム」に基づく連続性と系統性のある学習を

保障するとともに、学校・家庭・地域が連携した「社会に開かれた教育課程」の充実を図ります。また、国立天文台周辺のまちづくりの中で、義務教育学校の制度を活用した新しい小・中一貫教育校の整備に向けた取組を進めます。

2 個人と社会のウェルビーイングの実現のための一人ひとりを大切にす教育の推進

(1) 知・徳・体の調和のとれた子どもを育てる教育内容の充実

確かな学力の育成に向けて、主体的・対話的で深い学びの実現、キャリア・アントレプレナーシップ教育やSTEAM教育（注1）等の探究型学習活動の推進、外国語教育の充実や小学校における一部教科担任制の推進等を図ります。また、豊かな心の育成に向けて、道徳教育の充実とデジタル・シティズンシップ教育の推進等を図るとともに、健やかな体の育成に向けた、授業改善と休み時間を含めた活動の実践、健康・安全教育の充実に取り組みます。

（注1）STEAM教育：一般的には理系・文系と分断せず、分野横断的に学ぶ総合知を身に付ける教育であり、探究的学びを進めるうえで必要な問題を見つける力や解決する力をはぐくむ教育のこと。Science：科学、Technology：技術、Engineering：工学・ものづくり、Art：芸術・リベラルアーツ、Mathematics：数学 の頭文字

(2) 個別最適な学びと協働的な学びの推進

市学力テストの結果分析やデジタル技術を活用した多様な教育方法の実践、ユニバーサルデザイン化した授業などを効果的に活用しながら、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図り、子どもの資質・能力の育成をめざします。

(3) 一人ひとりを大切にす学校風土の醸成

各学園の生活指導方針のもと、組織的な生活指導を実施するとともに、児童・生徒の意見の尊重や心理的安全性を確保することで、児童・生徒が主体的に取り組もうとする意欲と態度を育てます。

(4) 教育支援の充実

子ども一人ひとりのニーズに応じた適切な教育支援を行うため、福祉、保健、医療等の関係機関と連携した相談・支援機能の充実を図るとともに、

教員の専門性を高める適切な研修等を実施します。また、医療的ケアが必要な児童・生徒への丁寧な支援や教育支援学級の充実に取り組みます。

(5) 長期欠席・不登校状況にある児童・生徒への支援

「長期欠席・不登校状況にある児童・生徒への支援の在り方に関する研究会」の提言を踏まえ、長期欠席・不登校状況にある児童・生徒の実態把握と支援ニーズに応じた支援に取り組みます。また、学びの多様化学校（不登校特例校）の設置やフリースクールとの連携など、総合的な不登校支援の検討を進めます。

3 子どもたちを導いていく教職員のウェルビーイングの実現

(1) 教職員のウェルビーイングの実現

学園・学校経営を円滑かつ効果的に推進する中で、教職員の職務実践を通じた自己実現の達成のために、教職員のキャリア支援等の充実を図ります。

(2) 学校における働き方改革の推進

「三鷹市立学校における働き方改革プラン」に基づき、国や東京都の施策と連動しながら、専門スタッフを積極的に活用することで、教員が職務に専念できる環境の整備を推進するとともに、教員の健康保持増進を図ります。

4 安全安心で快適な学びの環境整備

(1) 子どもの安全安心の確保

学校安全推進員（スクールエンジェルス）の活用、通学路安全点検の実施や防犯カメラ等の適切な運用に取り組みます。また、児童・生徒への安全教育、防災教育のより一層の充実を図ります。

(2) デジタル技術を活用した魅力ある教育環境の整備（事業費：約31.7億円）

学習効果の向上や校務事務の効率化を図るため、学習用タブレット端末の更新や教育ネットワークシステムの更新に向けた設計を行うなど、デジタル技術を活用した教育環境整備を計画的に実施します。

- (3) 誰もが安全安心で快適に学べる学校施設・設備の整備の推進（事業費：約57.6億円）

「新都市再生ビジョン」に基づき計画的な改修工事等を実施します。また、更新時期を迎える中原小学校及び第四中学校については、「学校3部制」に対応し、地域をつなぐ拠点となるような学校施設をめざして、校舎の建替えに取り組みます。

- (4) 安全安心な学校給食の実施と地産地消の推進

栄養バランスや必要量を保った学校給食を実施するとともに、地産地消と食育の推進を図るため、市内産農産物の更なる活用を推進します。また、学校給食費に係る保護者負担を軽減するため、東京都が新設する補助制度を活用し、市立小・中学校における児童・生徒の学校給食費を無償化します。あわせて、都に対する補助制度の継続及び国に対する学校給食費の無償化に向けた補助制度の創設を要請します。

【⇒第2部第1 3(1)】

- (5) 校外学習施設「三鷹市川上郷自然の村」の効率的な運営の推進

引き続き指定管理者との緊密な連携のもと、利用者拡大と効率的な運営に取り組みます。また、1990（平成2）年の開設から30年以上経過していることから、「新都市再生ビジョン」に基づき、適切な施設・設備改修工事を実施します。

5 スクール・コミュニティの発展

- (1) 地域の共有地「コモンズ」としての「学校3部制」の推進

小学校の朝の校庭等開放、地域子どもクラブ事業の拡充、地域クラブ活動の促進などによる中学生の放課後の充実、夜間・休日の学校施設の活用促進など、朝の時間帯を含めた第2部、第3部の充実を図り、「学校3部制」を推進します。また、国立天文台周辺のまちづくりの中で、「学校3部制」のモデルとなる学校の整備に向けた取組を進めます。

- (2) 地域との連携による地域学校協働活動の推進

スクール・コミュニティの充実と発展に向け、地域人財の学びと活動の循環を支援し、地域人財の発掘・育成を図るとともに、地域団体や大学等の間の更なる連携を促進します。

◆ 主要事業の達成度を測る指標（KPI）

指 標	計画策定時の状況	目標値 ＜令和9年度＞ （2027年度）
市立小学校卒業者の市立中学校への進学者数の割合	75.4%	80.0%
学校施設の大規模改修工事実施校数	4校	9校

※特別の表記がない場合、計画策定時の数値は、令和4年度実績値又は令和5年度当初の数値としています。

第8部

心豊かに生きがいを高める
生涯学習・スポーツ・芸術・文化のまち

施策の理念 【三鷹市基本構想より引用】

芸術・文化活動の支援、学びとスポーツの環境の充実により、一人ひとりの創造性と豊かさをひろげ、心と体の健康を高めるまちをつくります。



第1 生涯学習

◆ 施策の課題と方向性

生涯学習・社会教育の観点から、全ての人学び続けられる学習環境の整備に取り組むとともに、学習者の学びの段階に応じた多様な学びの機会の確保と情報提供に努めます。また、生涯学習を通じて習得した学習の成果を地域社会に還元していく「学びと活動の循環」を推進します。

◆ 主要事業【令和6～9年度に取り組む事業】

1 生涯学習の基盤づくり

(1) 生涯学習センターを拠点とした生涯学習環境の充実

市民の生涯学習に対する意識を高めるとともに、市民アンケートなどで生涯学習に対する市民ニーズを把握し、生涯学習センターを拠点とした生涯学習環境の向上に努めます。

(2) 生涯学習を担う機関との連携・協働による生涯学習の推進

「教育・学習」機能を有する三鷹ネットワーク大学や、生涯学習センターの指定管理者であるスポーツと文化財団をはじめ、ルーテル学院大学、国際基督教大学、杏林大学や国立天文台など、民学産公の多様な生涯学習関係機関等と連携・協力し、ネットワークを生かした生涯学習の機会と場の提供を図ります。

- (3) 「三鷹中央防災公園・元気創造プラザ」の拠点施設としての機能充実
「三鷹中央防災公園・元気創造プラザ」が、スポーツ、生涯学習、福祉、健康、公園、防災の各機能が融合する「元気創造都市みたか」の拠点施設として機能するよう、同プラザ全体の縦連携による取組を推進します。

2 多様な学びの機会と情報の提供

- (1) 学びの段階に応じた学習機会の提供
学習者の熟度に応じたコースを設定し、学びの段階に応じた学習プログラムを提供するなど、講座の充実を図ります。
- (2) ライフステージ別学習機会の充実
人生100年時代を見据え、地域での子どもの学びや就労世代を対象としたリカレント教育など、子どもから大人まで幅広くライフステージに応じたプログラムを実施します。
- (3) 生涯学習情報の提供
生涯学習関係の講座やイベント情報等を取りまとめた「生涯学習事業情報」を発行するとともに、必要な情報をお知らせするプッシュ型通知を配信できるX（旧 Twitter）等SNSを効果的に活用し、市民にわかりやすい情報発信に努めます。

3 人財の育成と「学びと活動の循環」の推進

- (1) 自主学習グループへの支援
市民の自主的な学びを支援するため、保育付き講座の充実を図るとともに、高齢者・障がい者などの学習グループの活動への支援を継続します。
- (2) 学習成果と地域社会の循環
生涯学習を通じて習得した学習の成果をボランティア活動や社会貢献につなげるとともに、生涯学習の場と地域活動との間で、「学びと活動の循環」を創出します。
- (3) 相談体制の充実
生涯学習センターに生涯学習相談員を配置して窓口での相談に対応するとともに、生涯学習を担う機関との連携・協働により、市民の学びを支援するコーディネート機能の強化を図ります。

◆ 主要事業の達成度を測る指標（KPI）

指 標	計画策定時の状況	目標値 ＜令和9年度＞ （2027年度）
生涯学習センターの施設利用者数	60,071人	72,000人
生涯学習講座の受講者数	8,318人	10,000人
三鷹ネットワーク大学の講座受講者数	5,417人	12,000人

※特別の表記がない場合、計画策定時の数値は、令和4年度実績値又は令和5年度当初の数値としています。

第2 図書館

◆ 施策の課題と方向性

「人と本と情報がつながり、市民に役立つ身近な図書館」の実現に向け、「三鷹市立図書館の基本的運営方針」や「みたか子ども読書プラン」を推進します。そのために、図書館サービスの向上と居場所としての図書館の検討を行う必要があります。図書館サービスの向上のために、更なる資料の拡充や職員のレファレンス力の向上、学校図書館や井の頭コミュニティ・センター図書室などとの連携を図ります。

また、居場所としての図書館に必要な、施設面での市民満足度の向上を図るため、老朽化施設の改修や補修を計画的に行っていきます。図書館からの情報発信を強化し、市民に対して市立図書館を身近に感じてもらえるよう努めるとともに、図書館システムの更新により市民満足度の向上を図ります。

◆ 主要事業【令和6～9年度に取り組む事業】

1 図書館サービスの実現と図書館ネットワークの再構築

(1) 電子書籍資料を含めた図書館資料の充実

地域資料、行政資料、外国語資料その他の図書館資料を充実し、その中で職員の選書力の一層の向上を図ります。また、アウトリーチサービスの一環として開始した「みたか電子書籍サービス」の資料についても計画的に拡充し、利用者満足度の向上をめざします。

(2) 職員のレファレンス力の向上と情報発信の強化

市民に役立つ身近な図書館を実現するため、引き続き職員の研修を実施し、レファレンスサービス（注1）を充実するとともに、図書館事業に対する情報発信の方法を見直し、多様な手段できめ細かな情報発信に努めるなど、図書館が市民にとってより身近になるよう、一層の情報発信の強化を図ります。

（注1）レファレンスサービス：調査研究などを目的に資料や情報を求めている利用者に対して、職員が図書館の資料と機能などを活用して援助するサービス

(3) 井の頭コミュニティ・センター図書室・学校図書館との連携

井の頭コミュニティ・センター図書室や、学校図書館との一層の連携を図ります。また、身近な施設で、より多くの市民に対する読書活動を推進

します。

(4) まちづくりの拠点整備と連動した今後の図書館のあり方の検討

全体の図書館ネットワークの再構築に当たっては、三鷹駅前地区や国立天文台周辺のまちづくりなどの進捗の中で、施設の複合化や学校図書館の地域開放等、これからの図書館のあり方を含めて検討を続けます。

(5) 移動図書館車運行の維持・改善

身近な図書館サービスの拠点である移動図書館車を維持しながら、ステーションの見直し等による利便性の向上を図り、改善に努めます。

2 図書館施設の適切な維持・補修と図書館システムの更新

(1) 空調・防災設備の改修、その他安全安心な図書館を維持するための補修の実施

「新都市再生ビジョン」に基づき、計画的に老朽化した図書館施設の改修に必要な手続を行うほか、随時、市民の安全安心に資する施設整備を実施します。

(2) 図書館システムの更新（事業費：約3億円）

図書館システム及び関連システムの安定稼働を図るため、システムの更新を行うとともに、これまでの利用者からの意見を精査して機能に反映するなど利用者の利便性の向上を図ります。

◆ 主要事業の達成度を測る指標（KPI）

指 標	計画策定時の状況	目標値 ＜令和9年度＞ （2027年度）
図書館の利用者数	845,367人	848,000人
有効登録者数	42,635人	45,000人

※特別の表記がない場合、計画策定時の数値は、令和4年度実績値又は令和5年度当初の数値としています。

第3 芸術・文化

◆ 施策の課題と方向性

芸術文化は、人々が豊かに暮らすために必要不可欠のものです。多文化共生社会の実現をめざすための重要な役割が芸術文化に求められています。

市内にある多彩な芸術文化資源を生かしたまちづくりを進め、芸術文化の振興と市民の文化活動の活性化をめざします。また、芸術文化の担い手の育成や、誰もが芸術文化に触れ、参加する環境づくりを推進します。

◆ 主要事業【令和6～9年度に取り組む事業】

1 三鷹市ゆかりの文化人の顕彰

(1) 情報の発信

「文化の薫り高いまち三鷹」をめざし、三鷹市ゆかりの文化人顕彰事業に取り組み、多様な文化施設を効果的に活用するとともに情報発信に努めます。

(2) 文化施設のネットワーク化に向けた取組

スポーツと文化財団等と連携・協力して、質の高い展示等の事業を実施し、市内の文化施設に回遊性を持たせて施設のネットワーク化を図るとともに、地域ポイント事業と連携するなど、より多くの方に鑑賞の機会を提供できるように取り組みます。また、三鷹駅前地区再開発の中で太宰治文学施設（仮称）の設置を検討します。

2 「三鷹まるごと博物館」の魅力的な運営

(1) 「三鷹まるごと博物館」事業の推進

文化財を展示する施設の設置や収蔵のあり方の方向性を定めるため、「三鷹まるごと博物館に関する基本的な考え方」を策定します。また、デジタルコンテンツの充実など文化財の魅力を伝える効果的な周知を図るとともに、各文化施設との連携により市域一体となる事業の推進に取り組み、文化財施設や食文化の継承など地域資源を生かした魅力的な事業運営を推進します。

(2) 市民との協働による事業の推進

市民との協働により、地域文化財の公開及び活用する仕組みづくりを推進します。

3 「星と森と絵本の家」の特色ある運営

(1) 国立天文台との連携

「絵本を通じて天文学への興味を高める展示」や「天体や宇宙をテーマにした絵本原画展の公募」など国立天文台の助言を受けて事業を実施し、子どもたちが科学への関心を持つための基礎を育む活動を行います。

(2) 市民との協働

季節行事やものづくりの共同作業など、子どもたちが周囲の人々との豊かなコミュニケーションの中で、施設の特徴を生かした様々な体験をすることで学び育つことを重視した活動を市民との協働で行います。

4 市立アニメーション美術館を生かしたまちづくり

(1) 観光施策等と連携したまちづくりの推進

市立アニメーション美術館を生かしたまちづくりをさらに進め、国内外から多くの人が集まる国際的な文化都市をめざすとともに、みたか都市観光協会や商業関係団体、学校等と連携しながら、市内にある多彩な芸術文化資源を生かしたまちづくりに取り組みます。

(2) 三鷹のキャラクター「Poki（ポキ）」の活用促進

市立アニメーション美術館の開館を記念して描かれた三鷹のキャラクター「Poki」を活用したまちづくり等により、魅力の創造・発信を推進します。

5 芸術文化の振興

(1) 芸術文化行政の計画的な推進

芸術文化行政を総合的・計画的に推進するため、「芸術文化に関する基本的な考え方（仮称）」を策定します。

(2) 誰もが芸術文化に触れられる機会の提供

スポーツと文化財団や芸術文化協会等と連携し、年齢、文化の違い、障

がいの有無等にかかわらず、誰もが気軽に様々な手法で、多様な芸術文化に触れられる機会の提供をめざし、アール・ブリュット作品の展示など、アートイベントを推進します。

(3) 多くの担い手による芸術文化活動の支援

スポーツと文化財団や芸術文化協会等との連携により芸術文化の担い手を育成するとともに、都事業等と連携して芸術文化活動の支援に取り組みます。

◆ 主要事業の達成度を測る指標 (KPI)

指 標	計画策定時の状況	目標値 ＜令和9年度＞ (2027年度)
市の文化施設全体の利用人数	863,793 人	1,040,000 人
スポーツと文化財団芸術文化事業（音楽、演劇、美術、文芸）の入場者数	73,594 人	89,000 人
市民文化祭の参加者数	6,721 人	9,000 人

※特別の表記がない場合、計画策定時の数値は、令和4年度実績値又は令和5年度当初の数値としています。

第4 スポーツ

◆ 施策の課題と方向性

「いつでも、どこでも、だれでも、そしていつまでも」スポーツに親しむ環境を充実し、市民がスポーツを生涯の友にし、心と体がいつまでも健康でいられるよう、ライフステージ、ライフスタイルに応じたスポーツライフの推進による心と体の健康都市づくりに取り組みます。

また、オリンピック・パラリンピックや各種ワールドカップなどの世界的な大会の開催等を契機に、市民のスポーツへの関心を高めるとともに、障がい者スポーツの普及やスポーツを支える人財育成及び大会に出場するアスリートの支援等を行い、人生100年時代における共生社会と「ひとり1スポーツの三鷹」の実現をめざします。

◆ 主要事業【令和6～9年度に取り組む事業】

1 スポーツに親しむ環境の整備

- (1) 井ログラウンド（仮称）の整備と効率的な運営（事業費：約5.6億円）
防災・減災のまちづくりの実現や、市民のスポーツ機会の確保などの観点から、2025（令和7）年度の利用開始に向けて、井ログラウンド（仮称）を整備します。また、指定管理者による、他のスポーツ施設との一体的な管理と、利用者視点に立った市民満足度の高い効率的な運営を行います。
- (2) スポーツ施設の計画的・効率的な維持・管理（事業費：約5.2億円）
大沢総合グラウンドや新川テニスコートなど老朽化している施設をはじめとした市民体育施設等について、計画的に整備するとともに、関係団体や利用者の声を踏まえた効率的な運営について利用方法の見直し等も含めて検討し、安全で質の高いスポーツ環境を提供します。

2 誰もが目的に応じて楽しめるスポーツライフの推進

- (1) スポーツを通じた健康都市づくりの推進
市民の運動へのきっかけづくりと運動習慣の定着に向けて、SUBARU総合スポーツセンター等でのスポーツ教室開催のほか、アプリを活用し

たウォーキング・ランニングの推進や、健康・体力相談事業の実施など、スポーツ実施率の向上を通じた健康都市づくりを推進し、市民の健康増進を図ります。

(2) ライフステージ等に応じたスポーツ機会の提供

市民が生涯にわたり、継続的かつ計画的に運動に取り組めるよう、団体・個人にかかわらず多様なライフステージやライフスタイル、それぞれのレベルやスキルに対応したスポーツ教室等の開催や、日常生活の中で気軽にスポーツができる環境整備に取り組み、市民のスポーツ機会の充実を図ります。

(3) 障がい者スポーツの普及と障がいの理解の推進

障がいのある人がスポーツに取り組める環境づくりに向けて、障がいの有無にかかわらず共にボッチャや車いすバスケットボール等のパラスポーツを体験できる機会を提供し、障がい者スポーツの普及と市民の障がいの理解を推進します。

3 スポーツ団体・関係機関・ボランティア等と連携した支えるスポーツの推進

(1) 地域スポーツ活動の推進とスポーツを支える人財の育成

地域におけるスポーツ活動を支える関係団体との連携強化及び活動の推進を図るとともに、地域ポイント等の活動支援によりスポーツを支える人財を育成し、誰もがスポーツに親しむことができる環境を作り、スポーツを通じた笑顔と活気があふれる地域社会の実現をめざします。

(2) 三鷹ゆかりのトップアスリートやプロスポーツチームの応援と連携の推進

オリンピック・パラリンピックや世界選手権など世界トップレベルの大会で活躍する三鷹ゆかりのトップアスリートや、プロスポーツチームであるFC東京、東芝ブルーパス東京、東京サントリーサンゴリアスの応援により三鷹の魅力を発信するとともに、競技体験等の連携事業を通じた市民との交流による感動体験の場を創出します。

◆ 主要事業の達成度を測る指標（KPI）

指 標	計画策定時の状況	目標値 ＜令和9年度＞ （2027年度）
市のスポーツ施設等の利用者数	1,037,937人	1,300,000人
「タッタカくん！ウオーク&ラン」アプリ 登録者数	1,545人	10,000人
みたかスポーツサポーターズ登録者数	140人	200人

※特別の表記がない場合、計画策定時の数値は、令和4年度実績値又は令和5年度当初の数値としています。

第9部

いきいきと暮らせる コミュニティ・自治のまち

施策の理念 【三鷹市基本構想より引用】

人と人、人と地域がつながり、公正で効率的かつ透明な自治体経営を基盤とした、市民満足度の高いまちをつくります。



第1 コミュニティ創生と参加と協働

◆ 施策の課題と方向性

市内の多くのコミュニティでは、担い手の高齢化や固定化に伴い、活動の停滞が見られるとともに、地域活動に対する関心の薄い層の増加傾向も見られます。一方で、社会環境の急激な変化による地域課題の複雑化や、市民ニーズの多様化により、社会がコミュニティ活動に期待する役割は年々増大し続けていくと考えられます。

市ではこうした状況に対応していくために、既存のコミュニティのあり方の見直しを図るとともに、多様なコミュニティが生まれ、成長していく様々な仕組みづくりを行っていきます。また、政策形成の過程だけでなく、様々な場面で市民の声を聴き、市政への反映を検討するなど、日常的・継続的な参加と協働のまちづくりをめざします。

このように、市民参加と協働を一体的なものとして取り組み、市民の市政参画の促進や、市民と行政の継続的なつながりを強化することで、様々な場面での協働を実現するなど、更なる協働のまちづくりを推進します。

◆ 主要事業【令和6～9年度に取り組む事業】

1 地域に寄り添った支援とサービス提供

(1) コミュニティ・センターの新たな役割・機能の検討（事業費：約1億円）

地域を支える多様な活動を創出し、それらの連携を促進する施設となるよう、困りごとや地域活動に関するよろず相談所、地域団体の事務所、多世代の居場所など「人が集まる機能」を整備・強化します。また、各住民協議会のホームページの共通規格によるリニューアルや利用ルールの平準化、さらには施設予約管理システムの導入などにより、事業の周知や利便性の向上を図り、幅広い市民の利用を促進します。

(2) 住民協議会の新たな役割・機能の検討

時代やニーズに即したコミュニティの実現に向けて、再び地域の人やコミュニティの「つなぎ役」として機能するようその事業のあり方を検討していきます。また、現在個々の住民協議会の対応となっている事務局職員の雇用の一元化、業務の統一化や効率化、人事異動による人財の適正配置を図るとともに、事務機能を担う運営法人の設立なども検討し、地域が必要とする様々なサービスを柔軟に提供できる組織となることをめざします。

2 多様な地域活動の支援及び地域団体間の連携・協力の促進

(1) 地域団体・市民同士が連携・協力する仕組みづくり

NPO 法人みたか市民協働ネットワークと行政や関係団体の連携を進め、異なるコミュニティが集まる交流会や学習会の開催等による「交流の場づくり」や、SNS等を活用した情報発信の仕組みづくり（コミュニティ活動の見える化）等に取り組み、地域団体・市民同士が相互に連携・協力できる関係性の構築を促進します。

(2) コミュニティへのライフサイクル支援の提供

地域活動の立ち上げや発展、方針の見直し、活動終了など、団体ごとに異なる活動段階に応じた的確な支援を提供するため、コミュニティ・センターや三鷹市市民協働センター等の拠点施設の活用を図ります。また、住民協議会やNPO 法人みたか市民協働ネットワークなどの市内の中間支援組織の機能強化のほか、東京都、土業など専門家、地域福祉コーディネーター等との連携により、相談支援体制を構築します。

(3) 地域活動への参加を後押しする仕組みの構築

地域への無関心層や意欲のある市民の活動参加を後押しするため、関係団体のホームページや SNS など、デジタル技術を活用した情報収集や交流機能の拡充のほか、啓発講座、勉強会の開催、地域事業の参加者へのアフターフォローの仕組みなど、市民の地域活動への継続的な参加を促す方策を検討し取り組みます。また、活動場所の確保のため、コミュニティ・センターや地区公会堂のほか、空き店舗や空き家、公園、学校施設等の活用の可能性を検討し、コミュニティの活動場所の創出に努めます。

3 協働のまちづくりの推進

(1) 「みたか地域ポイント（みたポ）」の更なる充実

ボランティア活動や地域活動等への地域ポイントの付与に加え、市民の生活に身近なイベントへの参加者に対してもポイントが付与するなど、ポイントの取得・利用の機会を拡充し、利便性の高いポイント事業を展開することで、身近で魅力的な地域ポイントとして多くの市民への定着化をめざします。また、現金をチャージできるマネー機能を導入することで、市内店舗での消費喚起を促し地域経済の活性化を図ります。

(2) NPO 法人三鷹ネットワーク大学推進機構との協働の推進

三鷹ネットワーク大学の3つの機能である「教育・学習」、「研究・開発」、「窓口・ネットワーク」を中心とした多様な事業等への運営支援や各種講座等の周知・PRの協力等を通じて、大学等の教育・研究機関、企業やNPO等の幅広い団体を含む会員団体との連携を図り、知的資源や経験・技術などを地域に還元し、学びを地域の活動に生かす人財の育成とその活躍に寄与します。

◆ 主要事業の達成度を測る指標（KPI）

指 標	計画策定時の状況	目標値 ＜令和9年度＞ (2027年度)
コミュニティ・センター、地区公会堂の利用者数	590,549人	990,000人
市民協働センターの利用者数	31,969人	52,000人
地域ポイントアプリ登録者数	789人	57,000人

※特別の表記がない場合、計画策定時の数値は、令和4年度実績値又は令和5年度当初の数値としています。

第2 自治体経営と行財政運営

◆ 施策の課題と方向性

時代の潮流に柔軟に対応し、持続可能な自治体経営を進めていくため、変化に対応できる組織体制の構築を図ります。また、職員が能力を最大限発揮できるよう、時代のニーズに沿った人財育成を進めるとともに、柔軟な働き方の推進や育児・介護と仕事を両立できる職場環境づくりを進め、仕事に対するモチベーションを高めます。さらに、持続可能な行財政運営を推進するため、行財政改革と財政基盤の強化を行います。

市政情報について、情報公開制度を的確に運用するとともに、広報紙等様々な媒体の活用により市の情報を発信することで、より開かれた市政運営の実現をめざします。

◆ 主要事業【令和6～9年度に取り組む事業】

1 柔軟かつ機動的な組織づくりと人財育成の推進

(1) 柔軟かつ機動的な組織づくり

複雑化かつ多様化する行政課題や新たな市民ニーズに対して、市民の暮らしに寄り添い対応していくために、複数の組織が連携し、複眼的に検討し最適な解決を図る必要があることから、参加と協働に係る事務分掌を明確にするなど見直しや再編を含め、適切な組織体制を確立します。また、自然災害や新たな感染症等の緊急事態や社会情勢の変化に迅速に対応し、市民サービスの質の向上を図るため、「職員定数適正管理に向けた対応方針」に基づき職員定数の適正管理、職員配置の最適化を図り、柔軟で機動的な組織づくりを行います。

(2) 職員力と組織力の向上に向けた取組

社会経済状況が変化する中でも、課題に柔軟に対応し、市民の信頼に応えながら持続可能な自治体経営を進めていくため、多様な人財の確保や意欲を高める人事制度の構築・運用、職員研修の充実などを総合的に推進し、職員一人ひとりが最大限能力を発揮できる職場環境づくりを進めます。また、年次有給休暇の計画的な取得や時間外勤務の抑制、時差勤務やテレワークといった柔軟な働き方の推進を図り、家庭や趣味などに向き合う時間

を確保することで、仕事に対するモチベーションを高めます。

2 健全な財政の推進と事務の執行

(1) 事務事業の見直し等による行財政改革の推進

事務事業の定期的な点検による経常経費の節減やより効果的な手法への転換、サンセット方式による効果検証の仕組みづくり、受益と負担の適正化に向けた使用料・手数料等の見直しなどを実施します。

(2) まちづくり応援寄付の推進

市の魅力発信や地域の産業振興につなげるとともに、財政基盤の強化を図るため、地域資源を活用した返礼品の拡充や効果的なPR等により、市への寄付の拡大に向けた取組を推進するとともに、市外から三鷹市に足を運んでもらう体験型の仕組みを導入します。

(3) 官民連携による公共サービスの充実

複雑化かつ多様化する行政課題の解決や魅力的なまちづくりのため、民間企業が有する専門的な技術や知見等を活用し、低廉で良質な公共サービスを実現します。

(4) 適正な事務執行の確保

三鷹市適正事務管理制度による行政事務の点検・評価とリスク管理の意識共有等を図ることにより、適正な事務執行を確保し、市民から信頼される市政運営を進めます。

3 公共施設の適切な維持管理の推進

(1) 総合的な公共施設マネジメントの推進

公共施設の建替えや再編に当たっては、各施策の見直しや新たな施策の内容を整理しながらソフト・ハードの両面から総合的に取組を進めます。また、建物の状態を確認しながら適切な時期に修繕や改修等を行えるよう、各種調査・点検、巡回などにより施設の状態を把握・分析し、その結果を維持保全計画に反映するPDCAサイクルによる管理を行います。

具体的な維持管理の手法の一つとして、包括管理業務の整理を行うなど持続可能な公共施設マネジメントを推進します。

(2) 推進体制の整備

社会状況の変化に柔軟かつ的確に対応しながら、公共施設の維持保全を着実に進めていくため、庁内連携の更なる強化、横断的な調整の仕組みづくりなど、公共施設マネジメントの推進体制の整備を行います。また、限られた専門技術職の人的資源の不足や複雑な工事などに関するノウハウの不足などに対応するため、モデル的に設計・施工一括発注方式や CM（コンストラクションマネジメント）方式等の導入を図るなど、民間との連携手法について研究検討を進め、民間の技術等を活用した取組を推進します。

(3) 分散ネットワーク型の公共施設への再編

高齢化の更なる進行や社会生活、ライフスタイルの変化等を踏まえ、日常生活圏内に市民生活に身近な公共施設の機能が配置されるよう、公共施設の建替え等に当たっては「分散ネットワーク型の公共施設」に再編するとともに、施設の複合化・多機能化、施設利用や管理運用の連携・融合化を図り、地域での総合型・融合型の施設づくりを行います。

(4) 計画的な建替えの推進

「新都市再生ビジョン」に基づき、公共施設の長寿命化を原則としながら、優先度に応じて早い段階で建替えに取り組む施設と、長寿命化等の改修を図った上で中長期的に対応する施設を区分し、事業の分散化と平準化を図り、計画的に建替えを進めます。

4 広報・広聴・情報発信（情報公開）の強化

(1) 戦略的な広報活動の推進

広報みたかや市ホームページ、SNS などの広報媒体を複合的かつ効果的に活用するとともに、リニューアルなどにより発信力をさらに強化し、行政情報のオープンデータ化の拡充などにも取り組みます。また、市のイメージアップやブランディング、シビックプライドの醸成に寄与するシティプロモーションの視点を持った情報発信のあり方を検討します。

(2) 市民相談の充実

市民相談の概要や実績等の情報発信の拡充、個別の相談内容に応じた適切な相談窓口の案内など、市民に寄り添った相談体制の一層の充実を図ります。

◆ 主要事業の達成度を測る指標（KPI）

指 標	計画策定時の状況	目標値 ＜令和9年度＞ （2027年度）
職員1人当たりの年間時間外勤務時間数	171.5時間	120時間以内
年間年次有給休暇取得日数	13.0日	15.0日
男性職員の育児休業取得率	80%	100%
ふるさと納税制度による寄付金額（クラウドファンディング除く。）	22,491,093円	30,000,000円
経常収支比率	89.5%	90%台前半に 抑制

※特別の表記がない場合、計画策定時の数値は、令和4年度実績値又は令和5年度当初の数値としています。

第3 デジタル化

◆ 施策の課題と方向性

AI（人工知能）などの新たな技術の進展に伴い、市民生活や社会経済活動など様々な場面で急速な変化が生じています。また、少子高齢化が進む中で、多様化・複雑化する地域課題や市民ニーズに対応するためには、デジタル技術を活用した行政改革（DX:デジタルトランスフォーメーション）が不可欠です。

窓口改革などの業務の効率化により生じた経営資源を相談等の業務に振り向けることにより、市民サービスの更なる向上を図るほか、市民生活のデジタル化を推進することによって、誰もが暮らしやすいと感じられるまち「スマートシティ三鷹」の実現に向けた取組を推進します。

◆ 主要事業【令和6～9年度に取り組む事業】

1 行政サービスの利便性向上

(1) 行政手続のデジタル化の促進

「いつでも」、「どこでも」デジタルで一貫して手続を完結できる仕組みの構築や「書かない窓口」「ワンストップ窓口」などにより、利用者の利便性向上を図ります。また、オンライン化の促進とともに、きめ細やかな相談機能の充実を図るなど、誰にでも「やさしい窓口」をめざします。

(2) 身近な行政サービスの提供

より身近な場所で行政サービスが受けられるよう、公共施設の分散ネットワーク化を見据え、リモート相談などデジタル技術の活用について検討を進めます。また、VR（仮想現実）を活用した相談やロボット技術を活用したコミュニケーション支援など、利用者の状況に応じたきめ細やかなサービスに向けた実証についても検討します。

2 市民生活におけるデジタル化の推進

(1) 市政情報の一元化とプッシュ型の情報発信

SNS等を活用し、市民等が市政情報を一元的に入手できるシステムを導入し、プッシュ型の情報発信を行うことで、必要な情報に迅速にアクセ

スできる仕組みを実現します。

(2) デジタルデバイド解消に向けた取組

「誰もが簡単に」必要なサービスが受けられるよう、デジタルデバイドの解消に向けて市民等へ必要な支援を行うとともに、コミュニティ・センターへのデジタル技術の導入などを通じて、地域社会全体のデジタル化を促進します。

3 効率的な業務体制の構築

(1) デジタル技術を活用した業務効率化の徹底

AIやRPA（注1）等のデジタル技術の活用と抜本的な業務の見直し（BPR（注2））の推進、フリーアドレスの導入等によって徹底的に業務を効率化し、得られた経営資源を行政サービスの質（QOS）の向上につなげます。また、その担い手となるデジタル人財の育成・推進体制の整備を図ります。

（注1）RPA：Robotic Process Automation の略。ロボット技術を活用した作業等の自動化のこと。

（注2）BPR：Business Process Re-engineering の略。業務の効率化や生産性の向上のため、業務内容や業務の流れなどを抜本的に見直し、再構築すること。

(2) 情報システムの標準化・共通化（事業費：約5.4億円）

窓口等における20業務について、2025（令和7）年度中の標準準拠システム（注3）への移行に取り組むとともに、関連業務のほか、契約事務や庶務管理等の内部事務システムについても国の動向等を注視しながら標準化に向けた検討を進めます。

（注3）標準準拠システム：法に基づき、統一的な仕様が示された住民記録や税、福祉等20業務のシステム

(3) 情報セキュリティの向上と事業継続性の確保

個人情報保護を図り、情報セキュリティの適正な運用に努めるとともに、多様化するサイバー攻撃等への対策の強化を図ります。また、災害時等においても行政機能が維持できるよう事業継続計画に基づき適正なシステム運用を行います。

匿名加工情報（注4）の活用については、学術機関等との連携も視野に入れながら、匿名化技術の研究と活用事例に関する検討を進めます。

（注4）匿名加工情報：特定の個人を識別できないように個人情報を加工し、当該個人情報を復元できないようにした情報のこと。

◆ 主要事業の達成度を測る指標（KPI）

指 標	計画策定時の状況	目標値 ＜令和9年度＞ (2027年度)
オンライン申請可能な手続数	167	400
AI-OCR・RPAを活用した業務数	3	60

※特別の表記がない場合、計画策定時の数値は、令和4年度実績値又は令和5年度当初の数値としています。

第Ⅲ編 三鷹市の教育に関する大綱

三鷹市の教育に関する大綱

第1章

基本的な考え方

1 大綱の趣旨

平成 26 年6月に改正された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」では、地方自治体の長が、その地域の実情に応じた、教育、学術、文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとされています。これは、地方自治体の長が民意を代表する立場にあり、教育委員会の所管事項に関し、予算の編成・執行や条例提案など重要な権限を有していることや、教育に関する諸施策を推進していくためには、福祉や地域振興などの一般行政サービスとの密接な連携が必要であることなどによるものです。

また、その策定に当たっては、地方自治体の長と教育委員会で構成する「総合教育会議」で協議を行うこととされています。

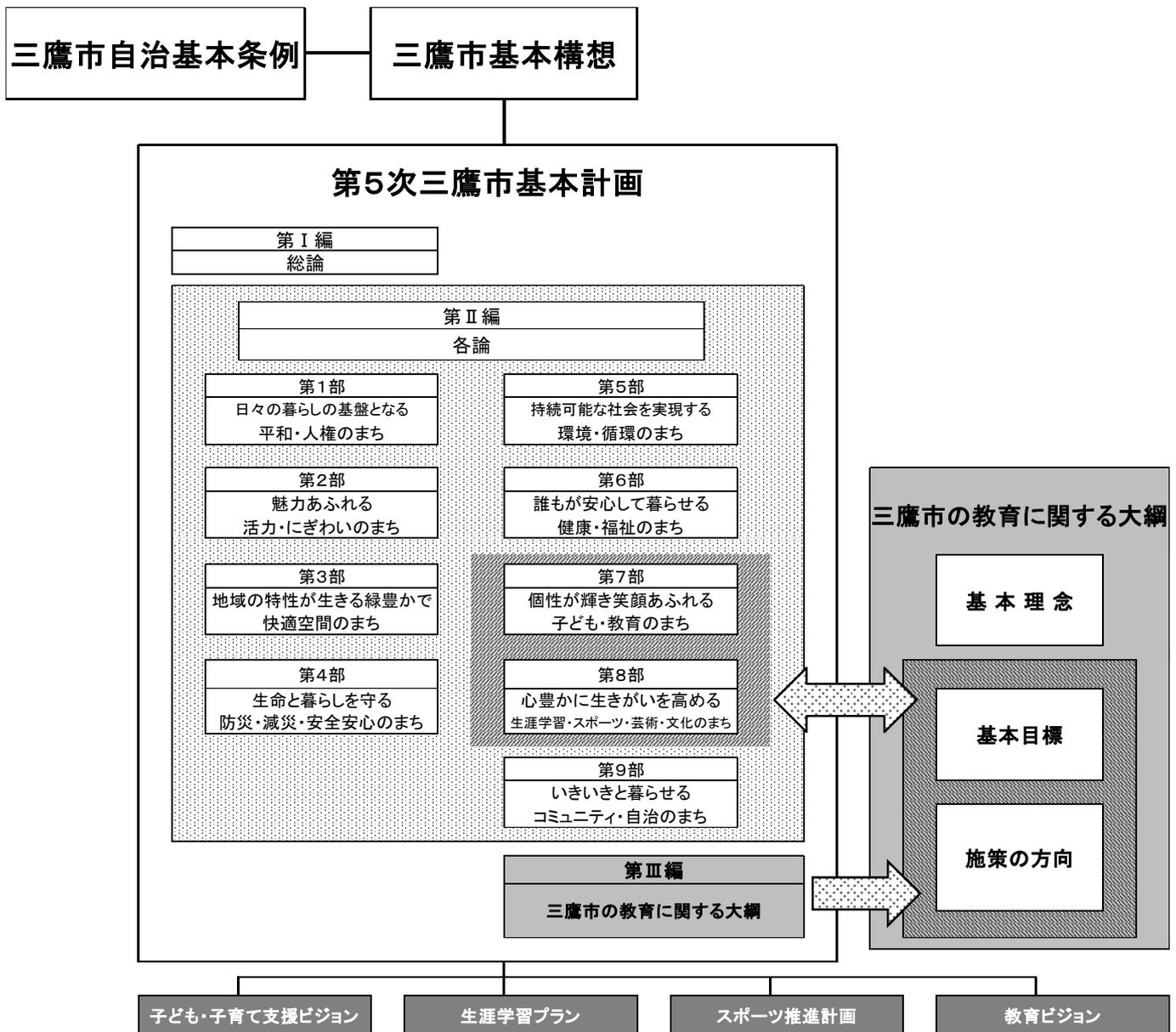
「三鷹市の教育に関する大綱」（以下「大綱」という。）は、こうした制度に基づいて、平成 27 年7月に設置した「三鷹市総合教育会議」における協議を経て平成 28 年3月に市の教育、学術、文化の振興に関する総合的な施策の方針として策定しました。

今般の改定は、第5次三鷹市基本計画の策定に合わせて見直しを行うものです。

2 大綱の位置づけ

市は、計画行政を支える市民自治の仕組みを定める「三鷹市自治基本条例」に基づき、市の最上位計画として「三鷹市基本構想」を定めており、基本目標とともに、中長期的なまちづくりの方向性を盛り込んでいます。また、その実現を図るため、基本計画を策定しており、第5次三鷹市基本計画では、基本構想に掲げる高環境・高福祉のまちづくりを進めるための9つの施策のもとに32の各論を位置付け、主要事業を中心とした4年間の実効性をもった計画としています。

大綱では、市の最上位計画である基本構想と、市政運営の最高規範となる自治基本条例に基づく市民自治のまちづくりと整合を図りながら「基本理念」を定めます。また、第5次三鷹市基本計画の第7部「個性が輝き笑顔あふれる子ども・教育のまち」、第8部「心豊かに生きがいを高める生涯学習・スポーツ・芸術・文化のまち」が、教育、学術、文化の振興に関する総合的な施策の内容となることから、第7部と第8部を大綱の「基本目標」と「施策の方向」に位置づけ、第5次三鷹市基本計画の中に1つの「編」として組み込むこととします。



3 期間

この大綱は、第5次三鷹市基本計画との整合を図り、2027（令和9）年度までの方針とします。

第2章

基本理念

大綱の基本理念は、自治基本条例に定める「学校と地域との連携協力」と、基本構想に掲げる「平和の希求、人権の尊重、自治の推進」を基調とし、次の4点とします。

- すべての子どもの人権の尊重
- 地域の多様な主体の参加と協働による教育・子ども子育て支援
- 個人と社会のウェルビーイングの実現に向けた「人間力」と「社会力」を主体的に発揮できる子どもたちの育成
- 一人ひとりの心と体の健康を高めるための、生涯学習・スポーツ・芸術・文化のまちの実現

また、この実現に向けては、教育、学術、文化の振興に関する施策を総合的に推進することが求められます。そのため、家庭教育、学校教育、生涯学習、スポーツ、芸術・文化に関する施策の連携によって、多世代の市民が関心・興味を抱き、地域活動等に参画する「参加と協働のまちづくり」を推進していきます。

○ すべての子どもの人権の尊重

差別の禁止、生命、生存及び発達に対する権利、子どもの意見の尊重、子どもの最善の利益の優先考慮などを基本理念とする「こども基本法」の趣旨を踏まえ、「子ども人権基本条例（仮称）」を制定し、一人ひとりの人権が尊重され、誰もが、いつでも、どこでも自分らしく生きることができるまちづくりを進めます。子どもを権利の主体として位置づけ、子どもが安心して、暮らしていけるように、教育・福祉などの連携により、地域が一体となって、子どもの健やかな成長を支援します。また、貧困など生まれ育った環境によって左右されることのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図ります。

子どもの意見を十分尊重するため、子どもの意見を聞く機会を積極的に設けます。

○ 地域の多様な主体の参加と協働による教育・子ども子育て支援

地域の子育て支援環境の整備には、市民、住民協議会、NPO、民間事業者等地域における多様な主体の参加と協働が必要です。多様な人財が教育・子育て支援に参画することで、居心地のよい居場所を提供するほか、きめ細かな相談につなげるなど、地域全体で子どもの成長を支えるため、積極的な連携強化を図っていきます。

また、「コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育」の更なる充実を図り、地域の力を活かした創意工夫を図ることによって特色ある学園・学校づくりを進めます。さらに学校を核としたコミュニティづくりであるスクール・コミュニティの発展に向け、地域の共有地「コモンズ」としての学校への移行をめざし、「学校3部制」を推進します。

○ 個人と社会のウェルビーイングの実現に向けた

「人間力」と「社会力」を主体的に発揮できる子どもたちの育成

変化の激しい予測困難な時代において、未来を担う子どもたち一人ひとりが、自らの幸せな人生とより良い社会の創造、すなわち個人と社会のウェルビーイングの実現のための大切な条件として、基礎的な素養を身に付け、自立して考え判断し、心身ともに健やかに力強く生きていくための総合的な力である「人間力」と、多様な個性を尊重し、適切な人間関係を結びながら社会に参画し、共に生きていく力である「社会力」を主体的に発揮できるようになることが重要です。

幼児教育との連携にも留意しながら、連続性と系統性のある学習を保障し、子どもたちの義務教育9年間の学びと15歳の姿に責任をもった教育の実現に努めます。また、国立天文台周辺のまちづくりの中で、義務教育学校の制度を活用した新しい小・中一貫教育校の整備に向けた取組を進めます。

さらに、誰一人取り残さない一人ひとりを大切に教育の実現に向け、デジタル技術も適切に活用しながら、個別最適な学びと、地域資源の活用や地域での学びを含む協働的な学びを推進します。

○ 一人ひとりの心と体の健康を高めるための、

生涯学習・スポーツ・芸術・文化のまちの実現

市民一人ひとりが生涯学習活動を通じ、生きがいの発見、自己実現を図るとともに、その学びを地域に還元し活動に生かす「学びと活動の循環」の創出により、地域全体が発展していく持続可能な社会の実現をめざします。

また、市民がスポーツを生涯の友にし、ライフスタイルやライフステージに応じて、スポーツに親しみ楽しむ機会を充実することで、一人ひとりの心と体の健康都市づくりを進め、健康・福祉の増進及び地域の活性化を図ります。

さらに、市民が芸術・文化に触れる機会の創出や、市民の文化活動の活性化をめざし、芸術・文化の担い手の育成や、関係団体等とも連携を図りながら、教育普及活動に取り組みます。

第3章

基本目標と施策の方向

◆基本目標1 個性が輝き笑顔あふれる子ども・教育のまち

○ 施策の方向

- (1) 子ども・若者・子育て支援【第7部—第1 (p.103-107)】
- (2) 教育【第7部—第2 (p.108-112)】

◆基本目標2 心豊かに生きがいを高める

生涯学習・スポーツ・芸術・文化のまち

○ 施策の方向

- (1) 生涯学習【第8部—第1 (p.113-115)】
- (2) 図書館【第8部—第2 (p.116-117)】
- (3) 芸術・文化【第8部—第3 (p.118-120)】
- (4) スポーツ【第8部—第4 (p.121-123)】

※【 】内は第5次三鷹市基本計画の掲載箇所を記しています。

資料編

第1 三鷹市基本構想

長年にわたって三鷹のまちを育んできた全ての人々の情熱と努力を礎に、このまちが更なる飛躍と発展を遂げるため、未来志向の「あすへのまち三鷹」の歩みを進めます。

世界に目を向けると、各地で戦禍が止まず、平和への道のりは厳しいと言わざるを得ません。地域社会では、少子高齢化や価値観の多様化、頻発する自然災害、デジタル社会の進展などに伴う新たな課題が顕在化しています。このような時代であるからこそ、私たちは日本国憲法が掲げる平和で一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を普遍的な願いとし、協働とコミュニティに根ざす市民自治を推進して、誰もが自分らしく生き、暮らしやすさを実感できるまちをつくり、次世代に継承していかなければなりません。

ここに、三鷹市自治基本条例に基づき、市民、事業者等、市議会、市長等がそれぞれの役割を担いながら、ともに「あすへのまち三鷹」を着実に進展させていくため、市の最上位計画として三鷹市基本構想を定めます。

1 基本目標

平和の希求、人権の尊重、自治の推進を基調とした「あすへのまち三鷹」をまちづくりの目標とします。

2 目標年次

おおむね2050年を目標年次とします。

3 政策

誰一人取り残さず、いつまでも暮らし続けることができる「高環境・高福祉のまちづくり」を、「あすへのまち三鷹」に向けた政策の柱とします。

(1) 「高環境のまちづくり」

災害に強く、快適で活力があり、人と環境が調和した緑と水の公園都市をつくります。

(2) 「高福祉のまちづくり」

人がつながり、いきいきと安心して暮らすことができる、文化の薫りが高い地域社会をつくります。

4 「高環境・高福祉のまちづくり」を進める施策

「高環境・高福祉のまちづくり」を9つの施策により推進します。

(1) 日々の暮らしの基盤となる平和・人権のまち

平和への思いを次世代へと継承し、いかなる理由によっても誰もが不当な差別を受けることがない、世界に開かれた一人ひとりが尊重されるまちをつくります。

(2) 魅力あふれる活力・にぎわいのまち

農業、工業、商業等の地域産業や都市型観光が活力をもって発展し、魅力に

あふれ人が集う、にぎわいのあるまちをつくります。

(3) 地域の特性が生きる緑豊かで快適空間のまち

自然と調和した景観や、道路・交通環境が充実したより緑豊かで快適な都市基盤をもつ、うるおいと利便性に満ちたまちをつくります。

(4) 生命と暮らしを守る防災・減災・安全安心のまち

様々な自然災害や多様化する犯罪から、市民一人ひとりの生命と暮らしを守るまちをつくります。

(5) 持続可能な社会を実現する環境・循環のまち

地球環境保全のため、人と自然の共生や自然と暮らしの調和に向けて地域から取り組む脱炭素型・循環型のまちをつくります。

(6) 誰もが安心して暮らせる健康・福祉のまち

一人ひとりに寄り添いながら暮らしを支援し、地域で支え合う、誰もが安心して健康に暮らせるまちをつくります。

(7) 個性が輝き笑顔あふれる子ども・教育のまち

子育てや教育の環境が充実し、未来を自らの力で切り拓き歩いていく子どもの成長を地域全体で支え、育むまちをつくります。

(8) 心豊かに生きがいを高める生涯学習・スポーツ・芸術・文化のまち

芸術・文化活動の支援、学びとスポーツの環境の充実により、一人ひとりの創造性と豊かさをひろげ、心と体の健康を高めるまちをつくります。

(9) いきいきと暮らせるコミュニティ・自治のまち

人と人、人と地域がつながり、公正で効率的かつ透明な自治体経営を基盤とした、市民満足度の高いまちをつくります。

5 施策を推進するための視点

将来的な人口減少や人口構成の変化を見据え、多様化、複雑化する行政課題に計画的に対応するとともに、緊急時には機動性を発揮できるよう、6つの視点をもって、施策を推進します。

(1) 「選択と集中」の視点

重点施策の優先化と事業の評価検証により、限られた財源を有効に活用します。

(2) デジタル技術活用の視点

行政サービスのデジタル化と情報公開により、情報格差に配慮しながら利便性と透明性を高めます。

(3) 個人情報保護と情報セキュリティの確保の視点

セキュリティの徹底により、個人情報をより厳格に保護するとともに、市の情報を安全に管理します。

(4) 多様なパートナーシップによる参加と協働の視点

市民、関係機関及び事業者等との連携により、多様な地域課題を解決します。

- (5) 行政課題の特性に応じた柔軟な組織体制の視点
 臨時的、横断的な組織体制等により、多様な行政課題に柔軟に対応します。
- (6) 行財政改革の推進と事務の適正化の視点
 サービスの質と量の最適化と適正な事務執行により、市政への信頼を高めま
 す。

新しい三鷹の創造



第2 三鷹市基本構想及び第5次三鷹市基本計画策定までの主な取組

2022（令和4）年度の取組

1 「第5次三鷹市基本計画策定に向けた市民満足度調査」の実施

（2022（令和4）年10月）

多面的・多層的な市民参加の推進と第5次三鷹市基本計画の策定及び今後の行政サービスの質の向上の基礎資料とするため、市の行っている各施策に対する市民の満足度やニーズを調査した。無作為抽出によって選ばれた満15歳以上の市民の方3,500人に調査票を郵送し、1,529人から回答を得た。

「第5次三鷹市基本計画策定に向けた市民満足度調査報告書」は、
右記2次元コードのとおり



2 「三鷹を考える基礎用語事典2022」の発行（2022（令和4）12月）

市民との市政に関する情報の共有を図るとともに、第5次基本計画の策定における基礎資料として発行した。

「三鷹を考える基礎用語事典2022」は、右記2次元コードの
とおり



3 三鷹市市民参加でまちづくり協議会*「政策提案（1次提案）」の受領

（2023（令和5）年3月）

市民参加でまちづくり協議会から「政策提案（1次提案）」を受領した。

※市民参加でまちづくり協議会の詳細は、「第5 市民参加でまちづくり協議会」に掲載

2023（令和5）年度の取組

1 市民ワークショップの開催（2023（令和5）年6月）

無作為抽出で選ばれた1,800人のうち、承諾のあった84人の市民のみなさまに、4つのテーマ（「住みよいまち」「魅力あふれるまち」「地球や人にやさしいまち」「生きがいを感じるまち」）に分かれて、「20年後の三鷹のまち～こんな三鷹になったらいいな～」を共通テーマとして話し合いを行った。

ワークショップの様子は、右記
2次元コードのとおり



ワークショップの様子

2 「三鷹市基本構想に関する基本方針」の策定（2023（令和5）年6月）

策定作業を進める指針として、三鷹市基本構想策定に向けた基本的な考え方や留意事項等を取りまとめて提示した。

「三鷹市基本構想に関する基本方針」の全文は、右記2次元コードのとおり



3 三鷹市市民参加でまちづくり協議会「政策提案（最終提案）」の受領（2023（令和5）年7月）及び同協議会との意見交換（2023（令和5）年10月～11月）

第5次三鷹市基本計画に市民の多様な意見やアイデアを反映するために活動した協議会の集大成である政策提案を受領した。また、政策提案について、基本計画への反映に向けた意見交換会を28回実施した。

「政策提案」は、右記2次元コード内「みたか e-book ポータル」のとおり



最終報告会での様子

4 「三鷹市将来人口推計」の作成（2023（令和5）年9月）

第5次三鷹市基本計画の策定及び各個別計画の改定における基礎資料とするため、三鷹市の人口規模、年齢構成、世帯分類等について、2023（令和5）年1月1日の住民基本台帳人口を基準人口とし、2050（令和32）年までの将来推計をまとめた。

「三鷹市将来人口推計」の内容は、右記2次元コードのとおり



5 「第5次三鷹市基本計画策定に向けた基本方針」の策定（2023（令和5）年9月）

策定作業を進める指針として、第5次三鷹市基本計画策定に向けた基本的な考え方や留意事項等を取りまとめて提示した。

「第5次三鷹市基本計画策定に向けた基本方針」は、右記2次元コードのとおり



6 「三鷹市基本構想（案）」の確定（2023（令和5）年9月）とパブリックコメントの実施（2023（令和5）年10月）

三鷹市市民参加でまちづくり協議会「政策提案（1次提案）」、「政策提案」及び市民ワークショップ（2023（令和5）年6月）での意見を踏まえ、「三鷹市基本構想（案）」を確定し、パブリックコメントを実施した。10月6日～27日まで実施し、49人の方から131件の意見があった。いただいた意見に対する市の考え方については、市ホームページで公表した。

パブリックコメントの結果は、右記2次元コードのとおり



7 三鷹市議会への議案「三鷹市基本構想」提出（2023（令和5）年12月）

パブリックコメント等の意見を反映し、三鷹市議会へ議案「三鷹市基本構想」を提出した。

8 「第5次三鷹市基本計画（1次案）」の確定（2023（令和5）年12月）と広報みたか特集号によるアンケートの実施（2024（令和6）年1月）

三鷹市市民参加でまちづくり協議会「政策提案」や同協議会との意見交換を踏まえ、「第5次三鷹市基本計画（1次案）」を確定した。

また、広報みたか特集号により1次案に対するアンケート調査を実施した。同調査の回答総数は593件であった。設問のうち、「優先的に取り組んだ方がよいと思う第5次基本計画に掲げる施策」は、「生命と暮らしを守る防災・減災・安全安心のまち」が最も多かった。

アンケート調査の結果は、右記2次元コードのとおり



9 各市民会議・審議会などによる計画策定に向けた提案

各市民会議・審議会などで、基本計画について検証、提案を行った。

10 「三鷹市基本構想」の確定（2024（令和6）年3月）

2023（令和5）年12月に市議会へ提出した議案「三鷹市基本構想」は、市議会において議論が行われ、当該構想に対する修正案が議決され、「三鷹市基本構想」が確定した。

基本構想全文は、右記2次元コードのとおり



2024（令和6）年度の取組

1 「第5次三鷹市基本計画（2次案）」の確定とパブリックコメントの実施 （2024（令和6）年3月～4月）

「財政フレーム」、「第4次三鷹市基本計画（第2次改定）の達成状況」、「教育大綱」を盛り込んだ「第5次三鷹市基本計画（2次案）」を公表した。

3月29日（金）～4月21日（日）にパブリックコメントを実施し、13人の方から69件の意見があった。意見に対する市の考え方については、市ホームページで公表した。

パブリックコメントの結果は、右記2次元コードのとおり



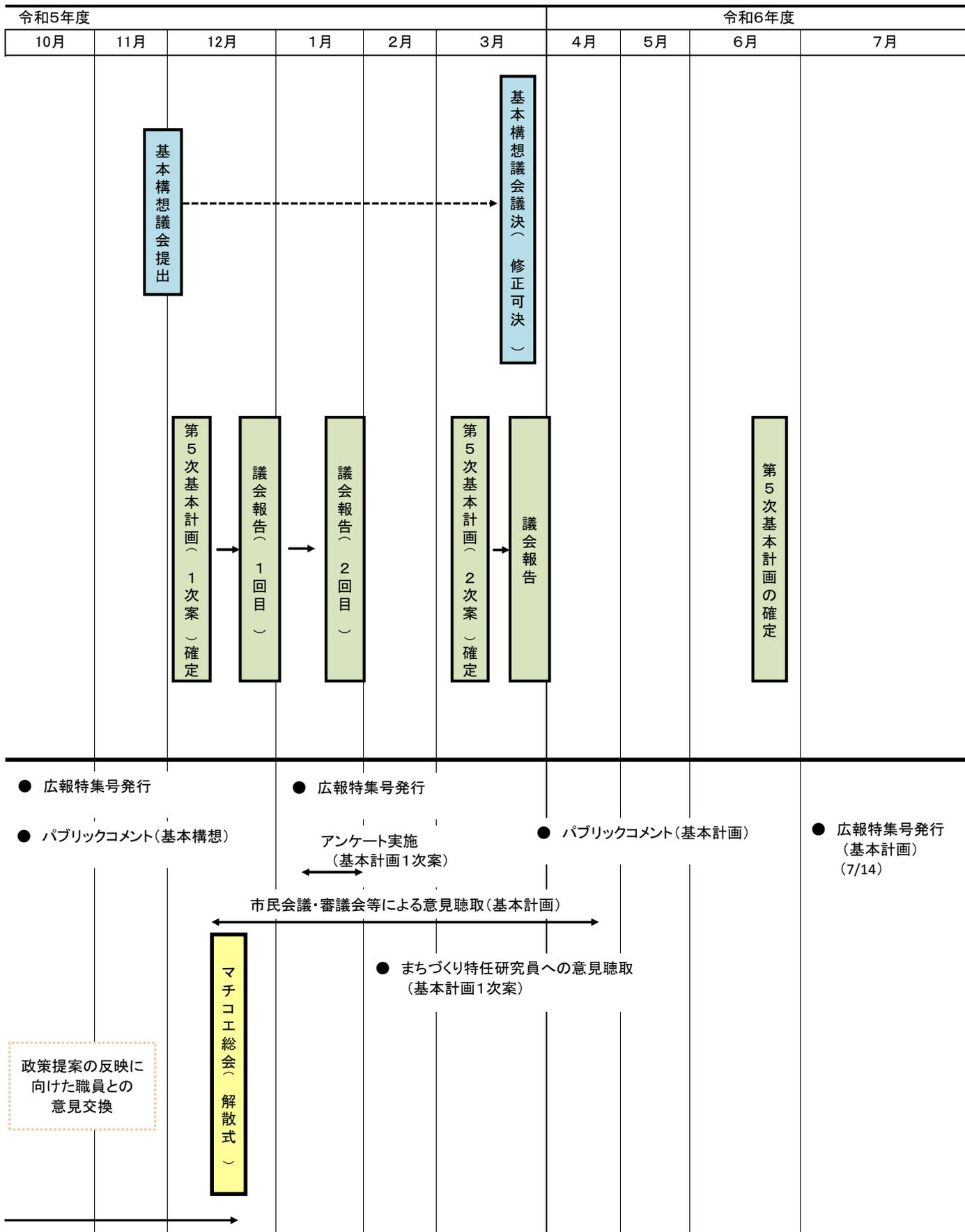
2 「第5次三鷹市基本計画」の確定（2024（令和6）年6月）

2次案に対するパブリックコメントや市民会議・審議会等の意見などを踏まえ、6月末に「第5次三鷹市基本計画」を確定した。

確定した「第5次三鷹市基本計画」の概要等については、7月14日（日）に「広報みたか特集号」を発行し、広く市民への周知を図る。

第3 三鷹市基本構想及び第5次三鷹市基本計画策定の経過

年度	令和4年度											
	～10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
概要												
	<p>●市民満足度調査の実施</p> <p>●「三鷹を考える基礎用語事典2022」発行</p> <p>●市民満足度調査報告書</p> <p>●市民ワークショップ</p> <p>マチコエ全体会（中間報告会）</p> <p>マチコエ全体会（最終報告会）</p> <p>中間報告に向けた職員との意見交換</p> <p>政策提案に向けた職員との意見交換</p> <p>市民参加でまちづくり協議会（マチコエ）の活動</p>											



第4 第5次三鷹市基本計画と個別計画について

三鷹市自治基本条例第 13 条第2項では、「基本構想及び基本計画に基づき策定する個別計画は、基本構想及び基本計画との整合及び連動が図られるようにしなければならない」と定めている。したがって、個別計画の改定についても法令等の定めがあるものを除き、第5次三鷹市基本計画と整合及び連動を図り、2024（令和6）年4月からの計画として2025（令和7）年3月に策定又は改定する。

個別計画は、基本計画に基づき策定する計画であり、各事業の目標やスケジュールなどを明確にし、簡素化を図りながらも実効性を重点に置いた実施計画の側面をもった計画とする。

【第5次三鷹市基本計画と同時に策定又は改定する個別計画一覧】

No	部	計画名称（計画名称は仮称のものを含む。）
1	企画部	三鷹市都市経営アクションプラン
2		男女及び多様な性の平等参画のための三鷹市行動計画
3		スマートシティ三鷹構想
4	生活環境部	三鷹市コミュニティ推進計画
5		三鷹市環境基本計画
6		三鷹市ごみ処理総合計画
7		三鷹市農業振興計画
8		三鷹市産業振興計画
9	スポーツと文化部	三鷹市生涯学習プラン
10		三鷹市スポーツ推進計画
11	健康福祉部	三鷹市健康福祉総合計画
12	子ども政策部	三鷹市子ども総合計画（令和7年度～）
13	都市整備部	三鷹市土地利用総合計画
14		三鷹市まちづくり拠点形成計画
15		三鷹市景観づくり計画
16		三鷹市緑と水の基本計画
17		三鷹市バリアフリーのまちづくり基本構想
18		三鷹市公共施設等総合管理計画
19		三鷹市下水道経営計画
20	都市再生部	三鷹市交通総合協働計画
21		三鷹市住宅マスタープラン（令和7年度策定）
22	教育部	三鷹市教育ビジョン
23		三鷹市教育支援プラン
24		三鷹市立図書館の基本的運営方針
25		みたか子ども読書プラン

※ まち・ひと・しごと創生法第 10 条に基づく「市町村まち・ひと・しごと総合戦略」は、第5次三鷹市基本計画を同総合戦略としても位置付ける。また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の3に基づく「教育・学術及び文化振興に関する総合的な施策の大綱」については、第5次三鷹市基本計画に含める形で策定する。

第5 三鷹市市民参加でまちづくり協議会について

- 1 市民参加でまちづくり協議会～Machikoe（マチコエ）～とは
三鷹市基本構想や第5次三鷹市基本計画の策定に向けて、市民の皆さんと一緒に魅力と活力のある三鷹を目指すための新たな取組として、2021（令和3）年度に市が設置した協議会である。

公募等で集まった市民ボランティアである協議会メンバーが、テーマ別の部会・グループに所属し、様々な手法を用いてまち（市民）の声を聴き、部会・グループでのディスカッションを通して、未来に向けたまちづくりのアイデアを提案した。合計473人もメンバーが参加し、2023（令和5）年12月末日で、協議会の活動期間（協議会メンバーの任期）は終了した。

愛称の「Machikoe（マチコエ）」は、市民からの応募に対し、協議会メンバーの投票により決定したものである。

- 2 組織・体制

メンバーはテーマ別に分かれた7つの部会、23のグループに分かれて活動を行った。また、協議会メンバーの活動をサポートするために、企画部参加と協働推進室が事務局を担った。



- 3 参加と協働拠点施設

協議会メンバーの活動場所として、三鷹駅前に、参加と協働拠点施設 Machikoe を設けた。施設内にフリーWi-Fiを設置し、オンラインを用いたハイブリッド会議を行えるようにするなど、活動に参加しやすい環境を整備した。

- 4 活動のスケジュール

2020（令和2）年6月に、参加と協働支援チーム準備会を立ち上げ、協議会の活動方針等の検討を行った。2021（令和3）年4月に協議会を設置し、その後、愛称募集、メンバー募集を経て、同年10月に設立総会を開催した。活動が本格的にスタートしてからは、協議会メンバーを集めた全体会を定期的に行い、2023（令和5）年12月に活動を終え、解散した。

- 5 政策提案

2023（令和5）年7月8日に開催された市民参加でまちづくり協議会第4回全体会（最終報告会）にて、協議会の活動の集大成となる政策提案（最終提案）が市に提出された。政策提案は本編・資料編の2部構成となっており、本編には政策提案の内容を、資料編には本編の補足資料となる、部会・グループの活動記録やまち（市民）の声を聴く活動の結果等を記載している。

政策提案に掲げるさまざまな施策や事業は、第5次三鷹市基本計画及び各個別計画において反映を検討する。



- 6 活動報告書「マチコエ800日の軌跡～挑戦と葛藤、そして未来へ～」

協議会のこれまでの活動内容等を広く市民の皆さんに知ってもらうため、活動記録をまとめた活動報告書で、政策提案の提出までの活動の軌跡を記載している。



第6 三鷹市自治基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 市民及び市民自治（第4条—第6条）

第3章 市議会（第7条・第8条）

第4章 執行機関（第9条—第11条）

第5章 市政運営（第12条—第28条）

第6章 参加及び協働（第29条—第35条）

第7章 政府間関係（第36条—第38条）

附則

主権者である市民の信託に基づく三鷹市政は、参加と協働を基本とし、市民のために行われるものでなければならない。

市民にとって最も身近な政府である三鷹市は、市民の期待に応え、市民のためのまちづくりを進めるとともに、まちづくりを担う多くの人々が、参加し、助け合い、そして共に責任を担い合う協働のまちづくりを進めることを基調とし、魅力と個性のあふれるまち三鷹を創ることを目指すものである。

三鷹市は、文人たちも愛した緑と水の豊かなまちであり、これまでの歩みの中でも市民生活の向上に積極的に取り組むなど、常に先駆的なまちづくりを進めてきた。

私たち市民は、郷土三鷹を愛し、自然と文化、歴史を大切にし、誇りに思える地域社会を築くとともに、世界平和への寄与、基本的人権の尊重、協働とコミュニティに根ざした市民自治を確かなものとし、日本国憲法に掲げる地方自治の本旨をこの三鷹において実現するために、三鷹市の最高規範として、ここにこの条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、三鷹市における自治の基本理念と基本原則及び自治機構と自治運営の基本的な仕組みを定め、市民の信託に基づく市議会及び市長等の役割と責任を明らかにするとともに、市民自治による協働のまちづくりを推進し、もって日本国憲法に定める地方自治の本旨の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住み、又は市内で働き、学び、若しくは活動する人をいう。
- (2) 事業者等 市内において、営利又は非営利の活動、公共的活動その他の活動

を営む団体をいう。

(3) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

(4) 市 基礎自治体としての三鷹市をいう。

(条例の最高規範性等)

第3条 この条例は、市政運営における最高規範であり、市は、他の条例、規則等の制定並びに法令、条例、規則等の解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合性を図らなければならない。

2 市民及び市は、地方自治の推進に向けた取組を通してこの条例の不断の見直し及び検証を行い、将来にわたりこの条例を発展させるものとする。

第2章 市民及び市民自治

(地域における市民の権利、責務等)

第4条 市民は、地域における自治活動、コミュニティ活動、ボランティア活動等の社会貢献活動その他の自主的な活動を推進するために主体的に組織等を作り、他の何人からも干渉されず、自由に自立した活動を営むことができる。

2 市民は、地域の諸課題の解決に向けて自ら行動し、市民自治を実現するため、まちづくりを主体的に行うことができる。

3 市民は、前2項の活動を行うときに、自らの発言及び行動に責任を持つとともに、市民相互の連帯及び責任に基づき、互いの意見及び行動を尊重しなければならない。

(市政における市民の権利、責務等)

第5条 市民は、市政の主権者であり、市政に参加する権利を有する。この場合において、市政に参加しないことによって不利益な扱いを受けない。

2 市民は、市政情報に関し知る権利を有するとともに、自己に係る個人情報の開示及び適正な措置を請求する権利を有する。

3 市民は、法令又は条例の定めるところにより納税の義務を負うとともに、適正な行政サービスを受ける権利を有する。

(事業者等の権利、責務等)

第6条 事業者等は、自由に自立した活動を営むとともに、市民及び市と相互に連携及び協力を図り、協働の担い手としてまちづくりに参加する権利を有する。

2 事業者等は、法令又は条例に定める責務を遵守するとともに、市民とともに地域社会を構成するものとしての社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図り、安全でうるおいのある快適な環境の実現及びまちづくりの推進に寄与するよう努めなければならない。

第3章 市議会

(市議会の役割、責務等)

第7条 市議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づき、市民の直接選挙により信託を受けた議員によって構成される意思決定機関であり、市

民の信託に応えるため、事案の決定、市政の監視及びけん制を行うものとする。

2 市議会は、市民への情報提供を積極的に推進するとともに、市民に開かれた議会運営に努めなければならない。

3 市議会は、前2項の役割、責務等を果たすため、市議会の持つ権能を最大限に発揮して活動するものとする。

(市議会の立法活動、調査活動等)

第8条 市議会は、議会の活性化に努めるとともに、独自の政策提言及び政策立の強化を図るため、立法活動、調査活動等を積極的に行うものとする。

第4章 執行機関

(市長の責務)

第9条 市長は、その地位が市民の信託によるものであることを認識し、市政の代表者として市民の信託に応え、市民自治の理念を実現するため、公正かつ誠実に市政運営に当たらなければならない。

2 市長は、毎年度、市政運営の方針を明確に定めるとともに、その達成状況を市民及び市議会に説明しなければならない。

(執行機関の連携及び協力)

第10条 市の各々の執行機関は、所掌事務について、自らの判断及び責任においてこれを公正かつ誠実に処理するとともに、市長の総合的な調整のもと、執行機関相互の連携及び協力を図りながら、一体として行政機能を発揮しなければならない。

(補佐職の設置等)

第11条 市長は、副市長等の常勤の特別職に加えて、市長の業務を補佐し、専門的な助言を行うため、補佐職等を設置することができる。

第5章 市政運営

(市の率先行動の基本原則)

第12条 市は、国が批准した国際規約等で確認されている人間の尊厳、自由、平等及び持続可能な発展を実現するため、市の役割と責任を明確にし、率先して行動するよう努めるものとする。

(基本構想及び基本計画の位置付け等)

第13条 市長等は、総合的、計画的な市政運営を行うため、市の最上位計画として市議会の議決を経て基本構想を定めるとともに、基本構想の実現を図るため、基本計画を策定するものとする。

2 基本構想及び基本計画に基づき策定する個別計画は、基本構想及び基本計画との整合及び連動が図られるようにしなければならない。

(情報公開等)

第14条 市は、市の保有する情報が市民の共有財産であり、すべての人の知る権利の実効的保障が、市民参加及び公正かつ民主的な市政運営の推進のために極めて重要であることを認識し、開かれた自治体として積極的な情報公開及び情報提

供を行わなければならない。

(個人情報保護)

第 15 条 市は、市民の基本的な人権を守るため、個人情報の適正な保護を行うとともに、何人に対しても、自己に係る個人情報の開示と適正な措置を請求する権利を保障するため、必要な措置を講じなければならない。

(パブリックコメント)

第 16 条 市長等は、重要な条例及び計画の策定等に当たり、市民の意見を反映させるために事前に案を公表し、市民の意見を聴取するとともに、これに対する市長等の考え方を公表しなければならない。ただし、特に緊急を要する場合は、この限りでない。

(説明責任)

第 17 条 市長等は、政策決定の理由を説明する責任を有するとともに、計画の策定及び事業の実施に当たって掲げた目標について、達成の有無及び達成状況等の結果を市民に分かりやすく説明しなければならない。

(要望、苦情等への対応)

第 18 条 市長等は、市政に関する市民の要望、苦情等に誠実、迅速かつ的確に対応するとともに、その結果について速やかに市民に回答しなければならない。

2 市長等は、市民から苦情として寄せられた事案について、その原因を追求し、再発防止、未然防止等の適正な対応に努めなければならない。

3 市長等は、毎年度、市民の要望、苦情等への対応状況について年次報告を取りまとめ、これを公表する。

(オンブズマン)

第 19 条 市長は、市民の市政に関する苦情を公正かつ中立な立場で迅速に処理することにより、市民の権利利益を擁護し、市政に対する市民の信頼性を高め、公正かつ透明な市政の推進を図るため、三鷹市総合オンブズマン（以下「オンブズマン」という。）を設置する。

2 オンブズマンは、市民の申立てに係る苦情又は自己の発意に基づき取り上げた事案について、市長等に対して意見を述べ、若しくは是正等の措置を講ずるよう勧告し、又は苦情等の原因が制度そのものに起因するときは当該制度の改善に関する提言を行うことができる。

3 市長等は、オンブズマンの職務の遂行に関しその独立性を尊重し、積極的な協力援助を行うとともに、オンブズマンから勧告又は提言を受けたときは、これを尊重し、誠実かつ適切に処理しなければならない。

(職員及び組織)

第 20 条 市は、広く人材を求め、公正かつ有能な職員の任用に努めるとともに、適材適所の人事配置、効果的な人材育成並びに適切な人事評価及び処遇を行うことにより、職員及び組織の能力が最大限に発揮されるよう努めなければならない。

2 職員は、その職責が市民の信託に由来し、市民全体の奉仕者であることを自覚

し、法令、条例等及び任命権者の指示に従い、誠実、公正かつ能率的に職務を行うとともに、創意をもって自治の充実に努めなければならない。

3 市の組織は、市民に分かりやすく、効率的かつ機能的なものであるとともに、社会経済情勢の変化及び市民のニーズに的確に対応するよう編成されなければならない。

(適法・公正な市政運営)

第 21 条 市政運営に携わる者は、市政に違法又は不当な事実があった場合は、これを放置し、又は隠してはならず、組織の自浄作用により市政の透明性を高め、市政を常に適法かつ公正なものにしなければならない。

(政策法務)

第 22 条 市は、市民のニーズや市の行政課題に対応した主体的な政策活動を推進するため、自治立法権と自治解釈権を活用した積極的な法務行政を推進しなければならない。

2 市は、この条例並びに第 13 条第 1 項に規定する基本構想及び基本計画の目的を達成するため、分野別の基本条例、総合条例等を整備するものとする。

(行政サービス提供の基本原則)

第 23 条 市長等は、行政サービスに関する情報を分かりやすく市民に公表するとともに、公平かつ効率的で、質の高い行政サービスの提供を図り、市民満足度の向上に努めなければならない。

(自治体経営)

第 24 条 市長等は、事業の実施に当たり、最少の経費で最大の効果を上げるよう努め、地域における資源を最大限に活用した事業の戦略的な展開を図るとともに、市民満足度の向上及び成果重視の観点を踏まえた自治体経営を推進しなければならない。

2 市長は、健全な財政運営に努めるとともに、市の財政、財務等に関する資料を作成して公表することにより、市の経営状況を的確かつ分かりやすく市民に伝えなければならない。

3 市長は、他の執行機関と連携を図りながら、各種の行政サービスを受ける市民間の負担の適正化及び社会資本整備等における世代間の負担の公平化を図られるよう、適切な財政政策を進めなければならない。

(行政評価)

第 25 条 市長等は、効果的かつ効率的な市政運営を図るため、適切な目標設定に基づく行政評価を実施し、評価結果を施策等に速やかに反映させるよう努めるとともに、行政評価に関する情報を分かりやすく市民に公表するものとする。

(監査)

第 26 条 監査委員は、市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理の監査並びに市の事務の執行の監査をするに当たっては、事務事業の適法性及び妥当性のほか、経済性、効率性及び有効性の評価等を踏まえて行うものとする。

(出資団体等)

第 27 条 市長等は、市の出資団体に対して、適切な情報公開及び個人情報の保護が行われるとともに、市の出資した目的が効果的かつ効率的に達成できるよう、必要な支援及び要請を行うことができる。

2 市長等は、他の団体に出資又は業務の委託を行う場合は、必要な範囲で、当該団体の業務及び財務に関する情報の開示を求めることができる。

3 市長等は、補助金の交付を行った団体等による公共的なサービスの提供に関する市民の苦情を受けた場合は、当該団体等の協力を得て、その苦情の内容を調査し、必要と認めるときは、当該団体等に対して意見、助言等を述べるることができる。

(危機管理)

第 28 条 市は、緊急時に備え、市民の身体、生命及び財産の安全性の確保及び向上に努めるとともに、総合的かつ機動的な危機管理の体制を強化するため、市民、事業者等、関係機関との協力、連携及び相互支援を図らなければならない。

第6章 参加及び協働

(計画の策定過程等)

第 29 条 市長等は、基本構想、基本計画その他の重要な個別計画（以下「計画等」という。）の策定に当たっては、市民の多様な参加を保障するとともに、市民の検討に必要な情報を取りまとめた資料集等の作成を行うものとする。

2 市長等は、計画等の進捗状況の管理及び達成状況の把握を適切に行い、これを公表するとともに、社会情勢等の変化に弾力的に対応した計画等の改定を行うものとする。

(市民会議等の設置及び運営)

第 30 条 市長等は、市民、学識者等の意見を市政に反映させるため、市民会議、審議会等（以下「市民会議等」という。）を設置することができる。

2 市長等は、前項の規定により市民会議等を設置するときは、設置目的等に応じて委員の公募を行うとともに、委員の男女の比率、年齢構成及び選出区分が著しく不均衡にならないように留意し、同一の委員が著しく長期にわたって就任し、又は同時期に多数の市民会議等の委員に就任することのないように努めなければならない。

3 市長等は、法令、条例等に特別の定めがあるものを除き、原則として市民会議等の会議を公開しなければならない。ただし、市民会議等は、特別な理由があるときは、会議に諮り、その会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(コミュニティ活動)

第 31 条 市長等は、市民の自発的な地域における自治活動及びコミュニティ活動が推進されるよう、活動拠点となるコミュニティ・センター及び地区公会堂（以下「コミュニティ施設」という。）の環境整備及び必要な支援を行うとともに、市民と連携したまちづくりを進めるものとする。

2 コミュニティ施設は、市民の、市民による、市民のための施設として、市民の自由及び責任を基調とした管理運営が行われなければならない。

(協働のまちづくり)

第 32 条 市長等は、市、市民及び事業者等の多様な主体が相互に連携協力し、まちづくり及び公共的なサービス提供の担い手となる協働のまちづくりを推進するため、市民協働センターの環境整備を行うとともに、必要な支援を行うものとする。

2 市長等は、協働のまちづくりの推進において、多様な主体が情報を共有し、意見を交換し、積極的な参加及び意思形成が図られるよう、多様で開かれた場と機会の創設に努めなければならない。

3 市民、事業者等及び市長等は、計画の策定及び実施の過程において、市民参加の実効性を確保し、協働のまちづくりを推進するため、各々の役割、責務等を定めたパートナーシップの推進に関する協定を締結することができる。

(学校と地域との連携協力)

第 33 条 教育委員会は、地域と連携協力し、保護者、地域住民等の学校運営への参加を積極的に進めることにより、地域の力を活かし、創意工夫と特色ある学校づくりを行うものとする。

2 教育委員会は、地域及び市長と連携協力し、学校を核としたコミュニティづくりを進めるものとする。

(出資団体及び他の官公庁との連携等)

第 34 条 市長等は、市の出資団体及び他の官公庁と連携し、総合的なまちづくりの推進を図るとともに、必要に応じ、協議会等を設置し、まちづくりの推進に関する協定等を締結することができる。

(住民投票)

第 35 条 市内に住所を有する年齢満 18 歳以上の者で別に定めるものは、市の権限に属する市政の重要事項について、その総数の 50 分の 1 以上の者の連署をもって、条例案を添え、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができる。

2 前項の条例案において、投票に付すべき事項、投票の手續、投票資格要件その他住民投票の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

3 市長は、第 1 項の請求を受理した日から 20 日以内に市議会を招集し、意見を付けてこれを市議会に付議し、その結果を同項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。

4 前 3 項に掲げるもののほか、第 1 項による住民投票の請求の処置等に関しては、地方自治法第 74 条第 2 項、第 4 項及び第 6 項から第 8 項まで、第 74 条の 2 第 1 項から第 6 項まで並びに第 74 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定の例による。

第 7 章 政府間関係

(国、東京都等との政府間関係)

第 36 条 市は、基礎自治体である市町村優先の原則に基づき、国、東京都等（以下「国等」という。）との適切な政府間関係の確立が図られるよう、国等に対し制度、政策等の改善に向けた取組を積極的に行うとともに、関係団体、市民及び事業者等と連携協力し、自治基盤の強化に努めなければならない。

（他の自治体等との連携）

第 37 条 市は、他の自治体等と連携して、行政サービス、施設の相互利用、共通する課題への広域的対応等を行うことにより、市民サービスの向上を図り、効果的かつ効率的な市政運営を行わなければならない。

（海外の自治体等との連携及び国際交流の推進）

第 38 条 市は、海外の自治体、研究機関、市民活動団体等との連携、交流及び協力を推進するとともに、市民による公共的な国際活動への支援を行うことにより、相互理解の推進、共通する都市問題への取組及び平和、人権、環境等の地球規模の諸問題への取組を行うものとする。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 12 日条例第 3 号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。（後略）

※各条文に関する説明は、右記 2 次元コードとおり



第7 市の憲章・宣言等

市の憲章、宣言の詳細は2次元コードのとおり

(1) 市の憲章

- ア 三鷹市民憲章
- イ 三鷹市女性憲章
- ウ みたか高齢者憲章
- エ 三鷹子ども憲章



(2) 市の宣言

- ア 世界連邦都市宣言
- イ 交通安全都市宣言
- ウ 三鷹市健康都市宣言
- エ 三鷹市非核都市宣言
- オ 三鷹市生活と仕事の調和推進宣言
- カ 三鷹市ゼロカーボンシティ宣言



第5次三鷹市基本計画
2024（令和6）年6月

発行 三鷹市
住所：三鷹市野崎一丁目1番1号
法人番号：8000020132047
作成 三鷹市企画部企画経営課
電話：0422（29）9031（直通）

再生紙を使用しています。



三 鷹 市